

第2編 地震・津波編

地震・津波編は、地震津波対策に係る応急対策計画、災害復旧・復興計画及び南海トラフ地震防災対策推進計画である。



第1章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、地震情報・津波警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動に重要な時間帯であるため、救命・救助活動及びこの活動のために必要な人的・物的資源を優先的に配分する。さらに、避難対策、食料・飲料水等の必要な生活支援を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、情報提供、二次災害の防止等の活動に拡大する。

第1節 組織及び動員計画

1 市災害対策本部の組織

市災害対策本部の組織等は、豊見城市災害対策本部条例（昭和47年豊見城村条例第17号）及び本計画の定めるところによるものとする。

資料1-3 豊見城市災害対策本部条例

- ① 市災害対策本部の組織編成は、市災害対策（警戒）本部組織図（資料編）のとおりとする。ただし、必要に応じこれと異なった組織体制をとることができるものとする。
- ② 市災害対策本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は市長を、副本部長は副市長をもって充てる。
- ③ 市災害対策本部に対策部及び班を設け、対策部に部長を、班に班長及び班員を置く。また、必要に応じて、対策部に副部長を、班に副班長を置く。部長、副部長、班長及び副班長は、各対策部の所掌事務及び配備要員数の目安（資料編）に掲げる職にあるものを、班員は当該班長又は副班長の所属する課等の職員をもって充てる。
- ④ 市災害対策本部に本部会議を置く。本部会議は本部長、副本部長、教育長、市災害対策本部の部長及び副部長並びにその他本部長が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを招集する。本部会議において報告及び協議すべき事項は、第8項「本部会議の開催」のとおりとする。
- ⑤ 市災害対策本部の所掌事務は、市災害対策（警戒）本部会議の構成員と所掌事務（資料編）のとおりとする。
- ⑥ 各班は、原則として本部の設置と同時に設置されるものとする。ただし、災害の種別等により本部長が指示した班は設置されないものとする。

資料5-1 市災害対策（警戒）本部会議の構成員と所掌事務

資料5-2 市災害対策（警戒）本部組織図

資料5-3 各対策部の所掌事務及び配備要員数の目安



2 市災害対策本部の設置

市災害対策本部は、次に掲げる基準により設置するものとする。

- ① 気象庁が、市内で震度5強以上が観測された旨を発表したとき。
- ② 気象庁が、津波予報区の沖縄本島地方に津波警報又は大津波警報を発表したとき。
- ③ 県に対策本部が設置された場合において、本市に本部設置の必要を認めたとき。
- ④ ①～③のほか、災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため、体制をとる必要のあるとき。

3 市災害対策本部の設置場所

原則として、市役所庁舎内に設置する。災害により市役所庁舎が使用できない場合は、次の順によりの施設の安全点検を実施し設置する。また、現状によっては本部に属する現地対策本部を設置する。

- ① 市消防本部
- ② 市立中央公民館

4 市災害対策本部設置に至らない場合の措置

□ 災害対策準備体制

市内で、気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが災害発生まで多少の時間的余裕がある場合、気象庁が市内で震度4が観測された旨発表した場合、又は気象庁が津波予報区の沖縄本島地方に津波注意報を発表した場合は、総務統括部長の指揮による災害対策準備体制をとるものとする。

□ 災害警戒本部の設置

市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その災害の程度が市災害対策本部を設置するに至らないときは、必要に応じて、副市長を本部長とする災害警戒本部を設置する。

災害警戒本部の設置基準は、次のとおりとする。

- ① 市の全域又は一部の地域に災害が発生するおそれがあり警戒を要する場合
- ② 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで必要と認めた場合
- ③ 気象庁が、当市域を含む地域で震度5弱が観測された旨発表した場合
- ④ 気象庁が、津波予報区の沖縄本島地方に津波注意報を発表し、情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要がある場合



5 本部長の参集途上における指示

本部長は、休日、夜間等の勤務時間外及び出張時に災害が発生したときは、参集途上にあつても、携帯電話等により、市災害対策本部の設置、県への応援要請等災害応急対策上必要な意思決定を行い、更に必要な指示を行うものとする。

6 本部長の権限

本部長は、災害予防又は災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、県及び防災関係機関、その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

7 本部長が不在の場合の責任体制

本部長が出張、休暇等による不在又は連絡不能で、特に緊急の意思決定をする場合においては、次の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行うものとする。

この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに本部長にこれを報告し、その承認を得るものとする。ただし、連絡不能の場合はこの限りでない。

1 市長 → 2 副市長 → 3 総務部長 → 4 企画部長

8 本部会議の開催

本部長は、本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催し、副本部長及び本部員は直ちに庁議室に参集する。本部会議において報告及び協議すべき事項は、次のとおりとする。

□ 開催場所

市役所 4 階庁議室

□ 主な報告事項

- (1) 各部の配備体制
- (2) 緊急措置事項
- (3) 主な協議事項
 - ① 被害状況に関すること。
 - ② 応急対策に関すること。
 - ③ 避難情報の発令、警戒区域の指定に関すること。
 - ④ 避難所の開設及び閉鎖に関すること。
 - ⑤ 市災害対策本部の配備体制及び解散に関すること。
 - ⑥ 自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援要請に関すること。
 - ⑦ 災害救助法の適用及び激甚災害の指定に関すること。
 - ⑧ 市民等への緊急声明に関すること。
 - ⑨ 応急対策に対する予算及び資金に関すること。
 - ⑩ ①から⑨までに掲げるもののほか、本部長が必要と認める事項



9 災害対策の動員

市災害対策本部は、災害の規模及び過程によって、次の配備体制をとるものとする。

地震発生時又は津波対策の配備基準と配備内容

配備体制	配備基準	配備内容
第1配備 〈災害対策準備体制〉 指揮：総務統括部長 招集事務：総務総括班長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが、災害発生まで多少の時間的余裕がある場合 ・ 気象庁が、市内で震度4が観測された旨発表した場合 ・ 気象庁が、津波予報区の沖縄本島地方に津波注意報を発表した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災担当及び関係課の指定職員は配置につく。 ・ その他の班員は待機の体制をとる。
第2配備 〈災害警戒本部〉 〈災害警戒体制〉 指揮：本部長（副市長） 招集事務：総務総括班長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の全域又は一部の地域に災害が発生するおそれがあり警戒を要する場合 ・ 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで必要と認めた場合 ・ 気象庁が、当市域を含む地域で震度5弱が観測された旨発表した場合 ・ 気象庁が、津波予報区の沖縄本島地方に津波注意報を発表し、情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要がある場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部・班の警戒本部要員は配置につく。 ・ その他の職員は配置につく体制をとる。
第3配備 〈災害対策本部〉 〈救助体制〉 指揮：本部長（市長） 招集事務：総務総括班長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相当規模の災害が発生した場合 ・ 気象庁が、市内で震度5強が観測された旨発表した場合 ・ 気象庁が、津波予報区の沖縄本島地方に津波警報を発表した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害救助の実施に必要な災害対策本部要員は配置につく。
第4配備 〈災害対策本部〉 〈非常体制〉 指揮：本部長（市長） 招集事務：総務総括班長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害により市域全域にわたる被害が発生し又は局地的であっても被害が特に甚大な場合 ・ 気象庁が、市内で震度6弱以上が観測された旨発表した場合 ・ 気象庁が、津波予報区の沖縄本島地方に大津波警報を発表した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全職員が配置につく。



10 配備要員及び指名

各対策部の配備要員を、各対策部の所掌事務及び配備要員数の目安（資料編）に示す。ただし、この配備要員は災害の実情により、所属の各対策部の部長において増減することができるものとする。

各班長は、災害対策要員のうちから配備の規模に応ずる配備要員をあらかじめ指名しておくものとする。

※各課長等は、各対策部の所掌事務及び配備要員数の目安に基づいて、毎年4月1日現在で災害対策配備要員名簿及び非常招集系統図を作成し、同月末日までに総務防災課長に提出するものとする。なお、配備要員に異動があった場合、その都度修正の上、総務防災課長に提出するものとする。

資料5-3 各対策部の所掌事務及び配備要員数の目安

11 動員方法

- ① 本部長は、災害対策（警戒）本部の設置に至る地震の発生や津波・大津波警報が発表された場合で大きな災害が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに本部会議を招集し、応急対策等に必要な事項を決定するものとする。
- ② 本部会議の招集に関する事務は、総務総括班が行う。
- ③ 各対策部の部長は、対策要員の配備規模が決定されたときは、直ちに対策部内の班長をおして配備要員に対し、その旨通知するものとする。
- ④ 通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。
- ⑤ 各対策部の部長は、あらかじめ部内の非常招集系統を確立しておくものとする。

12 自主参集基準

配備要員は、勤務時間外及び休日において、災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、以後の推移に注意し、進んで所属長と連絡をとり、又は通信の途絶により連絡不能の場合は、自らの判断により、登庁するものとする。

また、全職員は、非常体制に対応する災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったときは、自ら登庁するものとする。

なお、参集途上においては可能な限り被害状況の把握に努め、参集後直ちに所属する班長に報告する。報告方法及び報告様式については、第4節第8項「災害概況即報」に準ずるものとする。

資料5-4 地震・津波災害自主参集フロー



13 参集対象外職員

職員は、次の事由により参集することができない場合、所属長と連絡をとり、その承認を得るものとする。

- ① 療養中、妊娠中の女子又は重症の負傷を負った場合
- ② 親族に死亡者又は重症者の負傷者が発生した場合
- ③ 広域的な交通網の寸断等により、物理的に参集が極めて困難であり、かつ、自宅周辺において、生命・身体に関わる緊急性の高い対応（救助活動、初期消火活動等）が不可欠な場合
- ④ 家族に高齢者、障がい者、乳幼児等職員による介護や保護が必要な人がいるが他に対応可能な親族等が近隣に存在せず、かつ、生命・身体に危険が及ぶおそれがあるため、職員による対応が不可欠な場合

14 市災害対策本部の解散

市災害対策本部の解散については、次の事項に従い市長が決定する。

- ① 災害の危険が解消したと認められるとき。
- ② 災害発生における応急措置がおおむね完了し、市災害対策本部による対策実施の必要がなくなったと認められるとき。

15 市災害対策本部設置・解散における通知及び公表

市災害対策本部を設置し、又は解散したときは、県、関係機関及び市民等に対し、次のとおりに通知公表するものとする。

本部設置・解散における通知公表

担当	通知・公表先	通知・公表方法
総務総括班長	各対策部の部長・副部長	庁内放送、電話その他迅速な方法
〃	県	電話その他迅速な方法
〃	豊見城警察署	〃
〃	その他関係機関	〃
総務総括班 副班長	報道機関	〃
〃	市民等	報道機関、広報車等による方法



第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画

1 緊急地震速報

□ 緊急地震速報（警報）

気象庁は、最大震度5弱以上又は最大長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上が予想される場合、又は長周期地震動階級4が予想される場合を特別警報（地震動特別警報）に位置付けているが、ごく短時間に区別して伝えることが難しいことなどから、特別警報と通常の警報を区別せず発表する。

□ 緊急地震速報（予報）

気象庁は、マグニチュード3.5以上又は最大予測震度が3以上、長周期地震動階級が1以上である場合、緊急地震速報（予報）を発表する。

※緊急地震速報は、地震が発生してから、その揺れを検知し解析して発表する情報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に、原理的に間に合わない場合がある。

2 地震情報等の種類及び発表基準

気象庁は、地震発生後、新しいデータが入るに従って、順次、次のような情報を発表する。

情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上（津波警報等を発表した場合は発表しない。）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度情報	<ul style="list-style-type: none"> 震度1以上 津波警報等発表又は若干の海面変動が予想されたとき。 緊急地震速報（警報）発表時 	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）
遠地地震に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> マグニチュード7.0以上 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。） 	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね30分以内に発表（※）。日本や国外への津波の影響についても記述して発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

※ 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表している。



※地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁、沖縄気象台・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページ等でも発表している資料がある。

○地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・注意報が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時等に防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料のこと。

○地震活動図（毎月）及び週間地震概況（毎週金曜日、同日が休日の場合は、同日以後の最初の平日）

地震活動図は、防災に係る活動を支援するために毎月その地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料で、週間地震概況は、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料のこと。

3 津波警報等の種類及び発表基準

気象庁は、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報、津波警報及び津波注意報（以下この節において「津波警報等」という。）並びに津波情報を発表する。

□ 津波警報等

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に津波警報等を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波の特別警報に位置付けられている。

気象庁は、津波警報等とともに発表する予想される津波の高さについて、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度よい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」等の言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。



津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表(予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

出典：気象庁HP

(注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

※津波警報等の留意事項等

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さを基に、内容を更新する場合もある。
- 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。



□ 津波情報

津波警報等を発表した場合、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）を発表（※1）
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※2）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※3）

（※1）この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区で最も早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

（※2）津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（※3）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点にまでに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）



沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

警報・注意報の発表状況	発表基準	発表内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注) 沿岸からの距離が100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

※津波情報の留意事項等

- 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- 津波観測に関する情報
津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- 沖合の津波観測に関する情報
津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

□ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表



□ 津波予報区

日本の沿岸は、66の津波予報区に分かれている。そのうち、沖縄県が属する津波予報区は、次のとおりである。

沖縄県が属する津波予報区

津波予報区	市町村名
沖縄本島地方	名護市、大宜味村、国頭村、東村、宜野座村、金武町、うるま市、沖縄市、北中城村、中城村、西原町、八重瀬町、糸満市、豊見城市、渡嘉敷村、座間味村、久米島町、粟国村、那覇市、浦添市、宜野湾市、北谷町、嘉手納町、読谷村、恩納村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村、今帰仁村、渡名喜村、南城市、与那原町
大東島地方	北大東村、南大東村
宮古島・八重山地方	宮古島市、石垣市、多良間村、竹富町、与那国町

□ 標識

予報警報標識規則（昭和51年気象庁告示第3号）に定める津波警報等の標識は、次のとおりである。

旗を用いた津波警報等の標識

標識の種類	標識
津波注意報標識 津波警報標識 大津波警報標識	

(注) 旗は方形とし、その大きさは適宜とする。

鐘音又はサイレン音による津波警報等の標識

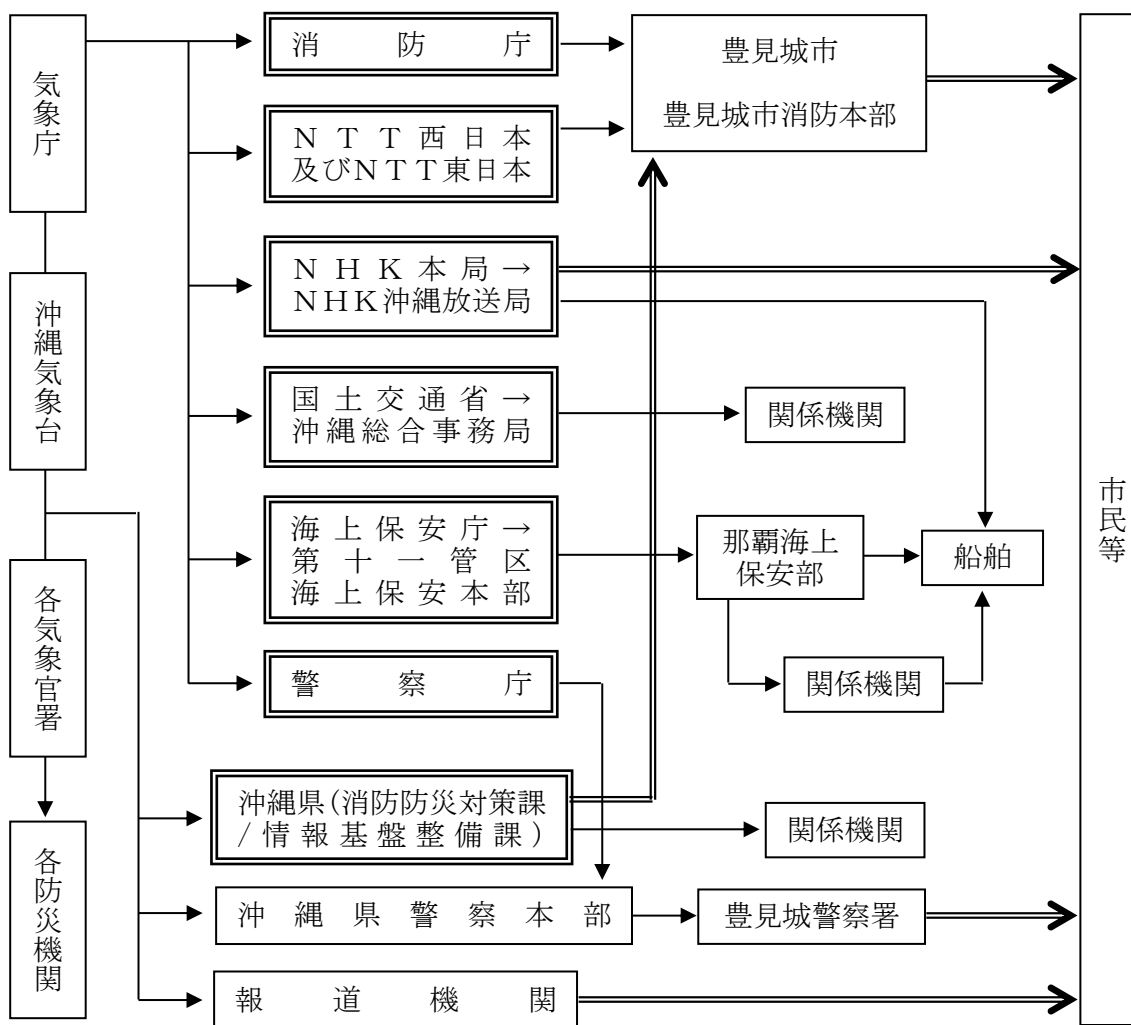
標識の種類	鐘音	サイレン音
大津波警報	(連点) 	(約3秒)
津波警報	(2点) 	(約5秒)
津波注意報	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)
津波注意報及び 津波警報解除	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。



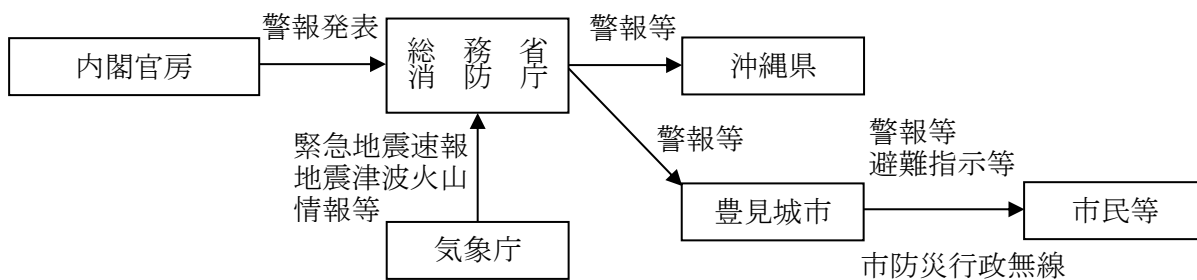
4 津波警報等の伝達

□ 伝達系統図



(注) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令（昭和27年政令第471号）第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先
 (注) 二重線の経路は、気象業務法（昭和27年法律第165号）第15条の2によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路

〔 J-ALERTの伝達系統図 〕



□ 津波警報の伝達要領

- ① 県警察本部、通信事業者等は全ての通信を中断して関係市町村へ伝達し、放送機関は番組を中断して放送する。
- ② 情報の発表を知り得た市は、市防災計画等に定める方法により市民等に伝達する。また、気象業務法の特別警報に該当する緊急地震速報（震度6弱以上又は長周期地震動階級4に限る。）及び大津波警報の場合については、エリアメール・緊急速報メール、市防災行政無線等を活用して直ちに市民等に伝達する。
- ③ 津波警報の解除はこの系統図の伝達体制に準ずる。

□ 近地地震津波に対する自衛処置

市長は、気象庁の発表する津波警報等によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、あるいは異常な海象を知った場合は、警察、消防機関等に連絡するとともに、市防災行政無線や広報車を用いて、沿岸にいる市民等に対し海岸から避難するよう指示するものとする。

また、警察、消防機関等の協力を得て、海岸からの退避を広報するとともに、潮位の監視等の警戒体制をとるものとする。

第3節 災害通信計画

気象警報等の伝達、災害情報等の収集、応急対策の指示、伝達等災害時における通信は、おおむね次によるものとする。

1 通信の協力体制

通信設備の所有者又は管理者は、災害時の通信が円滑かつ迅速に行われるよう、相互に協力するものとする。

2 通信設備の利用方法

災害時における警報の伝達、災害情報等の収集、応急措置の実施について緊急かつ特別の必要があるとき、又は電気通信事業用設備が利用できなくなった場合における通信設備の利用方法は次のとおりである。

□ 電気通信事業用設備の利用

(1) 非常扱いの通話

事前にNTT西日本沖縄支店に連絡し、「非常通話用電話」を指定しておくものとする。

非常通話は、天災地変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合に、次に掲げる事項の市外通話に対しその取扱いをするものとする。

また、非常通話を利用する場合は、あらかじめ指定された番号をダイヤルし、非常通話用電話の指定番号、通話の内容及び通話先を申告の上、申し込むものとする。

資料13 豊見城市災害時協定一覧



① 非常扱いの通話は、次のとおりとする。

通話の内容	機関等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	・ 気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	・ 水防機関相互間 ・ 消防機関相互間 ・ 水防機関と消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	・ 消防機関相互間 ・ 災害救助機関相互間 ・ 消防機関と災害救助機関相互間
4 交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	・ 輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	・ 通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	・ 電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	・ 警察機関相互間 ・ 防衛機関相互間 ・ 警察機関と防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	・ 天災事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と1～7の機関相互間

② 緊急扱いの通話は、次のとおりとする。

通話の内容	機関等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	・ 非常扱い通話を取り扱う機関相互間 ・ 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と機関との間
2 治安の維持のため緊急を要する事項	・ 警察機関相互間 ・ 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察関係との間
3 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	・ 選挙管理機関相互間
4 天災事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	・ 新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	・ 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 ・ ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 ・ 預貯金業務を行う金融機関相互間 ・ 国又は地方公共団体の機関相互間



(2) 非常扱いの電報

電話で非常電報を依頼する場合は、自己の電話番号及び申込責任者名を電報受付センター(115)に申告の上、申し込むものとする。

なお、非常電報として取り扱われる通信の内容は、非常通信用電話による非常通信の例によるものとする。

□ 専用通信設備の利用

沖縄県総合行政情報通信ネットワーク及び電気通信事業用設備の利用ができなくなった場合、又は緊急通信の必要がある場合には、次に掲げる通信設備の利用について、あらかじめ協議しておくものとする。

- ① 消防通信設備
- ② 警察通信設備

3 市における措置

□ 有線放送設備の利用

市は、市民等への警報、避難の指示等の伝達が迅速に行われるよう、有線放送設備事業者とその利用についてあらかじめ施設の管理者と協議しておくものとする。

□ 通信設備優先利用の協定

市は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用について、その必要と認める機関とあらかじめ協議しておくものとする。

□ 放送要請の依頼

市は災害に関する通知、要請、伝達、警告等を行う場合において、テレビ又はラジオによる放送を必要とするときは、県に放送の要請を依頼するものとする。ただし、人命に関する等、特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県にその旨連絡するものとする。

4 被害状況に応じた対応

本庁舎が被災した場合は、被災の状況に応じて次のような対応をとる。

被災の状況	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> ・市庁舎機能全壊 全ての通信システムがダウン 	専用通信設備（警察、消防等）や非常通信等によって、通信連絡手段を確保する。
<ul style="list-style-type: none"> ・市庁舎機能一部損壊 電気通信事業回線等交換機を経由するシステムがダウン。県総合行政情報通信ネットワークは使用可能 	県総合行政情報通信ネットワークのほか、通信連絡手段を確保する。
<ul style="list-style-type: none"> ・市庁舎機能支障なし 全ての通信システムが使用可能 	通常のNTT回線については、輻輳等によって通話困難になる可能性が高いため、県総合行政情報通信ネットワーク、専用通信設備（警察、消防等）や非常通信等によって、通信連絡手段を確保する。



第4節 災害状況等の収集・伝達計画

この計画は、災害情報、被害状況等を迅速かつ確実に収集し、通報、報告するために必要な事項を定め応急対策の迅速を期するものである。

1 実施責任者

□ 市の役割

- ① 市は、市域に発生した被害の状況を迅速かつ的確に調査収集し、県に報告するものとする。県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告するものとする。
- ② 被害が甚大なため被害の調査が困難なときは、関係機関に応援を求めて行うものとする。

□ 消防機関の役割

消防機関は、火災等が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し消防機関への通報が殺到した場合は、直ちに国（総務省消防庁）及び県に報告するものとする。総務省消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告する。

□ 指定地方行政機関等の役割

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、その所管する施設等について被害状況の調査・収集・報告に努めるものとする。

※必要に応じ、県を含め、各実施責任者相互に被害情報の交換を行うものとする。

2 災害状況の収集

□ 災害情報の種類

市及び県は、被害規模を早期に把握するため、次の情報等の収集を行う。

なお、情報の収集に当たっては、地理空間情報の活用や、他の機関と情報を共有し連携に努める。

- ① 人的被害、住家被害及び火災に関する情報
- ② 避難指示等の状況並びに警戒区域の指定状況
- ③ 避難者数及び避難所の場所等に関する情報
- ④ 医療機関の被災状況及び稼働状況に関する情報
- ⑤ 道路の被害、応急対策の状況並びに道路交通状況に関する情報
- ⑥ ヘリポートの被害、応急対策の状況に関する情報
- ⑦ 電気、水道及び電話の被害並びに応急対策の状況に関する情報
- ⑧ 漁港の被害、応急対策の状況並びに海上交通状況に関する情報
- ⑨ 大規模災害時における消防機関への119番通報の殺到状況



□ 推定による被害情報の把握

大地震等大規模災害時には、通信や交通の途絶等により効果的な情報収集作業が行えないことから、このような情報の空白期間においては、被害の大まかな様子を推定し、これに基づいて、初動対応を実施しなくてはならない。したがって、119番通報の殺到状況や周囲の状況等から被害情報を推定するものとする。

また、倒壊家屋数、火災発生現場数等の人命損失に係る情報については、早期に把握する必要があるため、市消防本部、豊見城警察署の「推定情報」についても報告してもらうものとする。

□ 職員の参集途上による被害状況の把握

夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合にあっては、事前に自宅から職場までの参集ルートを設定しておき、その途上で情報を収集するものとする。

□ 非常災害に係る情報の収集

市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めなければならない。

3 地震発生直後の第1次情報の報告

- ① 報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国（消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について判明したものの中から逐次報告するものとする。
- ② 被害の有無に関わらず、地震が発生し、市内で震度5強以上を記録した場合、又は津波により死者又は行方不明者が生じた場合は直ちに消防庁及び県に対し報告する。
- ③ 行方不明者の数については捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無に関わらず、市の区域（海上含む。）で行方不明となった者について警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。
- ④ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者等住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。



4 災害報告

災害状況等の収集報告は、本計画並びに各対策部における災害報告要領によるものとする。

□ 報告の種類

報告の種類は、災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告及び災害年報とおりとする。

□ 報告要領

(1) 災害概況即報

市は、災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）に、災害概況即報に基づく内容を県に沖縄総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

また、県に報告できない場合にあつては、総務省消防庁に報告するものとする。

県は、総務省消防庁の消防防災無線又は内閣府の中央防災無線で総務省消防庁に報告するものとする。

資料14-8 災害概況即報

(2) 被害状況即報

市は、被害状況が判明次第逐次報告するもので災害状況即報に基づく内容を、市から地方本部等を経て県に沖縄総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

また、県に報告できない場合にあつては、総務省消防庁に報告するものとする。

県は、消防庁の消防防災無線又は内閣府の中央防災無線で総務省消防庁に報告するものとする。

なお、市が県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

資料14-9 被害状況即報

(3) 災害確定報告

市は、被害状況の最終報告として、同一の災害に対する応急対策が終了した後20日以内に災害確定報告に基づく内容を、市から地方本部等を経て県に報告する。

なお、報告に当たっては、所轄警察（警察署、交番）と密接な連絡を保つものとする。

資料14-10 災害確定報告

(4) 災害年報

市は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを災害年報に基づき4月15日までに県に報告する。

資料14-11 災害年報

(5) その他

県は、市からの各報告をそれぞれ整理し、総務省消防庁又は総務省消防庁長官に報告する。



5 安否情報の提供

市又は県は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等の人命に関わる緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

また、安否情報を適切に提供するために必要なときは、関係市町村、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努める。

6 災害情報等の収集計画

市災害対策本部における各対策部は、所管にかかる災害情報、被害状況を調査収集し、本部長に報告するものとする。

7 防災関係機関の災害情報等の通報

防災関係機関は所管事項に関し、収集把握した災害情報被害状況及び応急対策（救助対策を含む）実施状況のうち、市の災害対策と密接な関係があると思われるものについては、市災害対策本部に通報するものとする。

本部長は、通報を整理し、県に報告するものとする。県に報告できない場合には、直接消防庁に報告する。なお、県と連絡が取れるようになった後は、県に対して報告するものとする。

8 市災害対策本部での被害情報のとりまとめ

被害発生の時間的経過に伴い、災害概況報告、被害状況報告、災害確定報告に区分する。

報告段階	報告のタイミング
災害概況即報	災害が発生したとき、直ちにその概況を報告する。
被害状況即報	被害状況の全容が明らかになったときから、応急対策が完了するまでの間、逐次その状況を報告する。
災害確定報告	災害応急対策の措置が終了し、その被害が確定したとき報告する。



□ 災害概況即報

大規模な災害が発生した場合、職員（参集途中での情報収集）、自治会長、関係機関等から次の事項等（次表）の災害情報を素早く収集し、①情報源、②地域別、③被害種別に整理して、素早く被害の全体像を把握する。

登庁した職員は、参集途中で収集した情報を被害状況報告票（資料編）に記入の上、所属する班長（課長等）へ提出し、班長（課長等）はとりまとめた被害状況報告票を総務総括班（防災危機管理班）へ報告するものとする。ただし、火災や人命に関わる場合は、直接市消防本部及び総務総括班へ連絡するものとする。総務総括班は、その都度本部長及び市災害対策本部に報告する。

資料14-7 被害状況報告票

災害の規模、範囲等の情報	地震の規模、震度、範囲、津波情報、気象・水象・地震等情報
被害情報	人的被害、物的被害、公共施設の被害、火災の状況、医療機関の被災状況、漁港、電気、ガス、水道等
避難情報	避難の指示等の状況、警戒区域の設定状況、避難者数、避難所の開設状況
通信網の確保状況等に関する情報	市関係機関、県、警察、自衛隊等防災関係機関、ライフライン関係機関、報道機関、防災無線通信施設の被災・稼働状況等
道路等交通情報	国道、県道、市道の被災状況、通行不能場所の把握、交通渋滞等の情報、海上交通情報等
対策情報	消防活動状況、避難所（開設、食料、生活必需品供給状況）、障害物除去状況、応急対策のための物資、資機材の供給状況、救助活動、応援・支援状況、医療機関の稼働状況等
その他の情報	大規模災害時における消防機関への119番通報の殺到状況、苦情その他の状況等

□ 被害状況即報

総務総括班は被害状況を取りまとめ、その都度本部長及び市災害対策本部に報告する。

（1） 報告対象

災害概況調査等の結果をもとに、災害救助法の適用基準に該当する被害程度のものについて被害状況調査を実施する。調査の対象は人、住家被害等とする。

（2） 調査方法

災害の規模状況等を勘案し、本部長の指示により、総務総括班が次のとおり調査を実施する。



事前の準備	調査担当者に「災害調査票」を配布し、調査連絡方法を打ち合わせる。
関係機関との連携	関係機関と連絡をとり、調査の脱落、重複集計に注意する。 また、被害状況が異なった場合は報告前に再調査する。
班編制	調査区域をいくつかのブロックに分け、各ブロックに2～3名程度で構成する調査グループを編成する。
被害人員の調査	被災世帯人員数等についての確定調査は、現地調査と住民基本台帳等の諸帳簿と照合し、正確を期する。
判定基準	人的及び物的被害状況の判定（目視による）は、「被害状況の判定基準」（資料編）及び災害調査票に従う。
被害写真	被害写真は、被害状況確認の資料として重要であるので、数多く撮影する。
調査機関	本部からの指示後、3日以内に完了報告を目指すものとする。

資料14-2 被害状況の判定基準

9 県への報告及び要領

本部長は、災害対策基本法第53条第1項及び消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき、被害の具体的な状況を県に報告するものとし、報告の種別は災害発生時の時間的経過に伴い区分するものとし、報告の種類及び要領は次のとおりとする。災害即報様式及び認定基準一覧の詳細は、資料編を参照。なお、県（消防防災対策課）に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告するものとする。

法律の条文

災害対策基本法（第53条第1項抜粋）

第53条 市町村は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を都道府県（都道府県に報告ができない場合にあっては、内閣総理大臣）に報告しなければならない。

消防組織法（第40条抜粋）

第40条 消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

□ 報告事項

- ① 災害の原因
- ② 災害が発生した日時
- ③ 災害が発生した場所又は地域
- ④ 被害の程度
- ⑤ 災害に対してとられた措置
- ⑥ その他必要な事項

□ 報告種別

- ① 災害概況即報
- ② 被害状況即報
- ③ 災害確定報告
- ④ 災害年報

資料8-2 災害情報連絡系統図



第5節 災害広報計画

市及び報道機関は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、それぞれの分担事務又は業務に基づき、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、市は安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、市民等に対する普及啓発に努めるものとする。

1 実施要領

- ① 各対策部において広報を必要とする事項が生じたときは、原則として、総務総括班副班長（秘書広報課長）に直接、文書により通知するものとする。
- ② 総務総括班副班長（秘書広報課長）は、各対策部が把握する災害情報その他の広報資料を積極的に収集し、本部長の指示により速やかに市民等及び報道機関へ広報するものとする。また、必要に応じて災害現地に出向き、写真その他の取材活動を実施するものとする。

2 市民等に対する広報事項

県による「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時等における報道要請に関する協定」のほか、市と株式会社FMとよみの協定「災害時における災害情報等の放送に関する協定」に基づいて、報道機関を通じ市民等や被害者に対して必要な情報、注意事項及び市の対策等の周知徹底を図る。

特に、緊急連絡事項はスポット放送を放送機関に依頼し周知を図る。報道機関を通じて広報する内容は、おおむね次のとおりである。

- ① 不要不急の電話の自粛
- ② 被災者の安否
- ③ 病院の情報
- ④ 二次災害防止のためにとるべき措置
- ⑤ 交通情報
- ⑥ 食料・生活物資に関する情報
- ⑦ 電気・ガス・水道等の復旧の見通し

資料13 豊見城市災害時協定一覧

3 市民等に対する広報の方法

収集した災害の情報、応急対策等、市民等に通知すべき広報事項は、その内容に応じ、次の方法により行う。

- ① 市防災行政無線
- ② 市ホームページ、エリアメール・緊急速報メール、SNS等の活用
- ③ 報道機関を通じ、テレビ、ラジオ、新聞等の活用
- ④ 広報車
- ⑤ 写真、ポスター等の掲示



4 要配慮者に対する対応

- ① テレビの文字放送等を活用し、広報活動を行う。
- ② 手話及び外国語通訳を確保し、広報活動を行う。

5 報道機関に対する情報等の発表方法

報道機関に対する情報等の発表は、全て総務総括班(秘書広報課)において行うものとする。

情報等の発表に際しては、広報内容をあらかじめ報道機関と協議しておくものとする。報道機関を通じて広報する内容は、おおむね次のとおりとする。

- ① 災害の種別(名称)及び発生日
- ② 災害発生の場所又は被害激甚地域
- ③ 被害の状況
- ④ 災害救助法適用の可否
- ⑤ 市災害対策本部における応急対策の状況
- ⑥ その他必要と認める事項

災害時の広報については、報道機関との連携が重要であるため、報道機関は可能な限り市に情報連絡員を派遣するものとする。

6 市民等からの問い合わせ等への広報

- ① 来庁者に対する広報窓口の設置
- ② 専用電話による問い合わせ等の広報活動



第6節 自衛隊災害派遣要請計画

この計画は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づき、災害に際して人命又は財産の保護のため、市長が自衛隊の救援を必要と認めた場合に、知事に対して、自衛隊の派遣要請を依頼するためのものである。

1 災害派遣を要請する場合の基準

- ① 天災地変、その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要があると認められる場合
- ② 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合
- ③ 市の通信途絶の状況から判断した場合

2 市長の派遣要請要求等

□ 知事への派遣要請要求

市長は、災害対策基本法第68条の3に基づき、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話、無線等で知事（消防防災対策課）に自衛隊の派遣要請を要求し、事後速やかに文書を提出するものとする。

法律の条文

災害対策基本法（第68条の3抜粋）

第68条の3 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による要請（次項において「要請」という。）をするよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

2 市町村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第8条に規定する部隊等を派遣することができる。

3 市町村長は、前二項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

□ 防衛大臣等への通知

市長は、通信の途絶等により知事（消防防災対策課）に対して自衛隊の災害派遣要請の依頼が行えない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

なお、市長は、通知を行った場合は、速やかに、その旨を知事（消防防災対策課）に報告しなければならない。

また、通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、知事の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

資料14-5 自衛隊災害派遣要請依頼書

資料14-6 自衛隊災害派遣徴収依頼書



3 派遣部隊の活動内容（自衛隊）

派遣部隊の実施する作業等は、災害の状況、他の救難機関等の活動状況等のほか、要請者の要請内容、現地における部隊の人員、装備等によって異なるが、通常、次のとおりである。

- ① 被害状況の把握（偵察行動）
- ② 避難の援助（避難者の誘導、輸送）
- ③ 避難者等の搜索救助
- ④ 水防活動（土のう作成、運搬、積み込み）
- ⑤ 消防活動
- ⑥ 道路又は水路の啓開（損壊、障害物の啓開、除去）
- ⑦ 応急医療、救護及び防疫
- ⑧ 人員及び物資の緊急輸送（救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送）
- ⑨ 炊飯及び給水
- ⑩ 物資の無償貸付又は譲与（防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）による。）
- ⑪ 能力上、可能なものについては危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去）
- ⑫ その他（自衛隊の能力で対処可能なもの）

4 市の準備すべき事項

自衛隊派遣に際しては、市は次の事項に留意するとともに、自衛隊の任務を理解し、その活動を容易にするようこれに協力するものとする。

- ① 市は、災害地における作業等に関して、県及び派遣部隊指揮官と協議して決定するものとする。
- ② 市は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の責任者を指定しておくものとする。
- ③ 派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を提供するものとする。
- ④ 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類、材料、消耗品類は、特殊なものを除き、できる限り市において準備するものとする。

5 災害派遣要請の要領

□ 要請者

災害派遣を要請することができる者（以下「要請者」という。）は、次のとおりである。

- ① 知事 主として陸上災害
- ② 第十一管区海上保安本部長 主として海上災害
- ③ 那覇空港事務所長 主として航空機遭難

□ 派遣命令者

災害派遣の要請を受けることができる者（以下「派遣命令者」という。）

- ① 陸上自衛隊第15旅団長
- ② 海上自衛隊第5航空群司令
- ③ 海上自衛隊沖縄基地隊司令
- ④ 航空自衛隊南西航空方面隊司令



□ 災害派遣要請

在沖縄3自衛隊部隊長名による「災害派遣要請の受理及び処理に関する協定」（平成22年8月22日）に基づき、県（知事）から自衛隊への災害派遣要請は、災害の種類にかかわらず、原則として陸上自衛隊第15旅団長に行うものとする。

災害派遣（緊急患者空輸を除く。）を要請する場合は、派遣命令者に対し、次の事項を明確にして文書をもって要請するものとする（自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第106条）。ただし、緊急の場合で文書による要請のいとまのないときは、電話等により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項（連絡責任者、連絡方法、宿泊施設の有無、救援のため必要とする諸器材、駐車場等の有無）

資料8-3 自衛隊の災害派遣要請系統図

資料8-4 自衛隊災害派遣命令者の所在地等一覧

6 災害派遣要請受理後の派遣命令者の措置

派遣命令者は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて、部隊等の派遣の必要の有無（緊急性、公共性、非代替性）を判断し、単独で又は他の派遣命令者と協力して部隊等の派遣その他必要な措置をとる。

7 派遣部隊との連絡調整

市は、救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を命じられた派遣部隊等の長と密接に連絡調整する。

自衛隊は、災害発生が予測される場合は直ちに要請に応じられるよう、県、市又はその他必要な関係機関に連絡幹部を派遣し、情報の交換、部隊等の派遣等に関して連絡・調整に当たる。

災害の発生が予想される場合、市は自衛隊が派遣する連絡幹部等に対し、必要な情報の提供に努める。

8 災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等

□ 自衛官の措置

災害派遣等を命ぜられた部隊の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、次の措置をとることができる。

(1) 警察官がその場にはいない場合（自衛隊法第94条）

- ① 避難命令等（警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条第1項）
- ② 土地、建物等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- ③ 緊急車両の通行を妨害する車両等の道路外への移動命令（災害対策基本法第76条の3第3項）（所轄警察署長へ通知）



(2) 市長その他市長の職権を行うことができる者がその場にいない場合

- ① 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令（災害対策基本法第63条第3項）（市長へ通知）
- ② 他人の土地等の一時使用等及び現場の被災工作物等の除去等（災害対策基本法第64条第8項）（市長へ通知）
- ③ 市民等を応急措置の業務に従事させること（災害対策基本法第65条第3項）。（市長へ通知）

□ 自衛官の措置に伴う損失・損害の補償

次の損失・損害については、市が補償を行う。

- ① 自衛官の行う他人の土地の一時使用等の処分（災害対策基本法第64条第8項において準用する同条第1項）により通常生ずべき損失
- ② 自衛官の従事命令（災害対策基本法第65条第3項において準用する同条第1項）により応急措置の業務に従事した者に対する損害

9 派遣部隊の撤収

要請権者は、派遣部隊の撤収時期について、自衛隊及び被災地関係者と十分な協議を行い、円滑な撤収に努めるものとする。

派遣命令者は、知事から要請があった場合又は派遣の必要がなくなつたと認める場合には、速やかに部隊を撤収する。この際、関係市町村長、警察、消防機関等と周密に調整するとともに、その旨を知事に通知するものとする。

10 ヘリポートの準備

市は、あらかじめ定めた緊急時のヘリポートをヘリポートの設置基準に基づいて設置、管理するものとし、災害時にはヘリポートの被害状況を確認し、離着陸可能な場所を県等に報告する。臨時ヘリポートの確保については、前編第3章第4節第2款第4項の「臨時ヘリポート等の確保」に準ずるものとする。

□ 受入れ時の準備

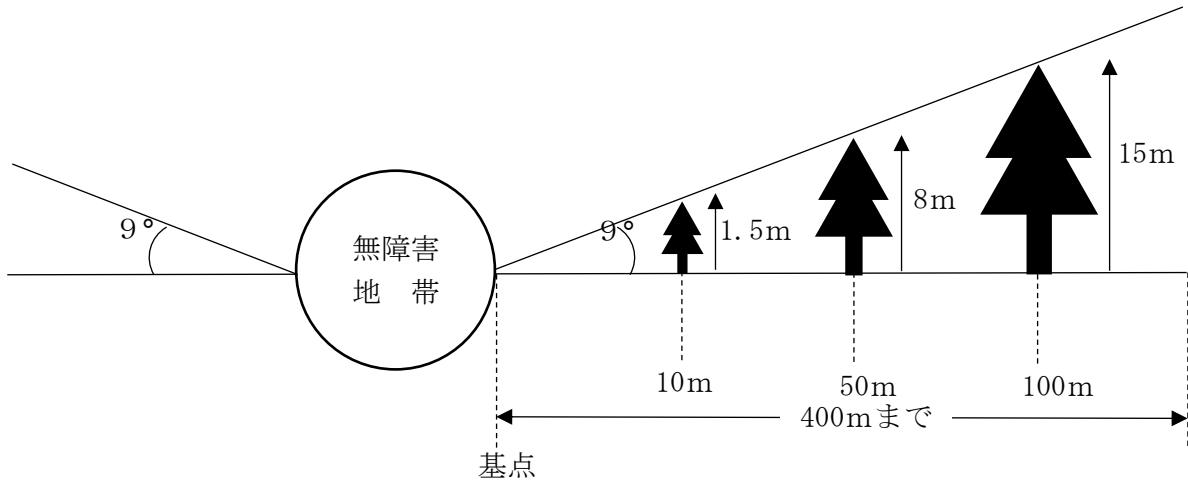
- ① 離着陸地点には、H記号を風と平行方向に向けて表示石灰等するとともに、ヘリポートの近くに上空からの風向、風速の判定ができるよう、吹き流し掲揚する。
- ② 風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- ③ 砂塵が舞い上がる場合においては、散水を行う。
- ④ ヘリポート付近の市民等に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。
- ⑤ 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。
- ⑥ 離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。
- ⑦ 着陸帯の地盤は堅固で平坦地であること。



□ ヘリポートの基準

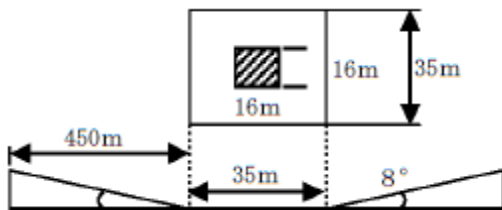
(1) 臨時ヘリポートの基準

次の基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。この際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施する。

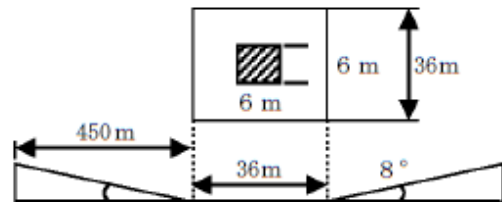


(2) 離着陸地点及び無障害地帯の基準

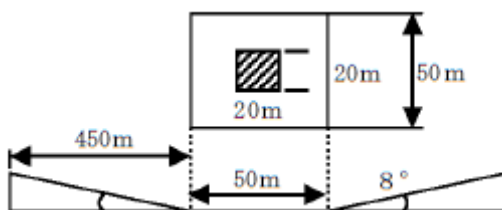
UH-1



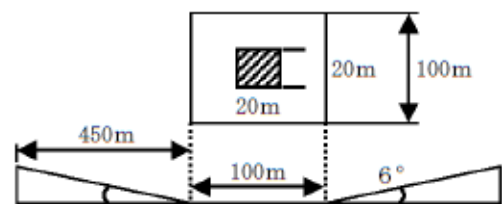
OH-1



UH-60



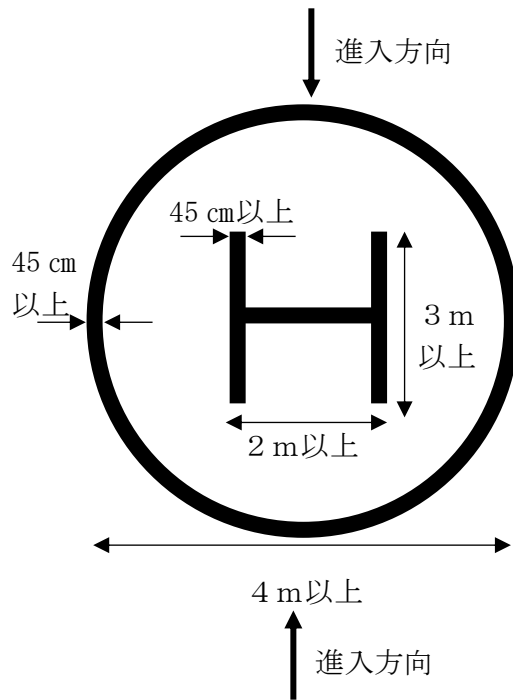
CH-47



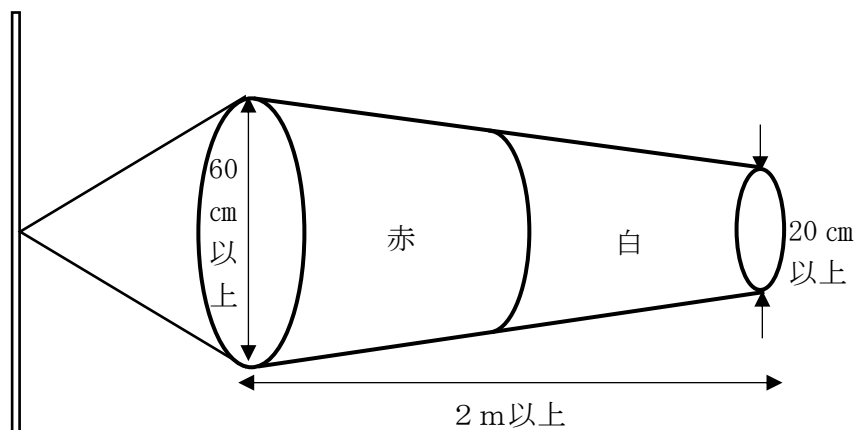
※離着陸地点の地盤は堅固で平坦地であること。



(3) ヘリポートの表示基準



(注) 石灰で表示、積雪時は墨汁
 絵具等で明瞭に表示



- 生地は繊維
- 方は円形帯

(注) 吹き流しがない場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚



11 自衛隊の自主派遣（要請を待ついとまがない場合の災害派遣）

自衛隊法第83条第2項に基づき、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の派遣要請を待ついとまがない場合において、派遣命令者は、要請を待つことなく、その判断に基づいて、部隊を派遣する。

この場合においても、派遣命令者は、できるだけ早急に知事に連絡し、緊密な連携のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

なお、部隊等派遣後に、知事から災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は、次のとおりである。

- ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- ② 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- ③ 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- ④ ①～③のほか、①～③の各基準に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

12 経費の負担区分等

災害派遣部隊等が活動に要した経費のうち、次に掲げるものは、県及び市の負担とし、細部はその都度要請者と災害派遣命令者間で協議の上、決定するものとする。そのほか、これに該当しない経費の負担については、要請者と災害派遣命令者の間で協議の上、決定するものとする。

- ① 派遣部隊が連絡のために宿泊施設等に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金
- ② 関係公共機関等の施設宿泊に伴う施設借上料、電気、水道、汚物処理等の料金
- ③ 岸壁使用料

13 近傍災害派遣（自衛隊）

自衛隊法第83条第3項に基づき、庁舎、営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合には、部隊等の長は部隊等を派遣することができる。



第7節 広域応援要請計画

この計画は、災害時において隣接市町、県又は指定地方行政機関の職員等の応援により災害応急活動、応急復旧活動の万全を図るものである。

1 職員派遣の要請又は職員派遣のあっせんの要請

市は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて他の防災関係機関の職員の派遣について要請を行い、又はあっせんを求めるものとする。要請又はあっせんの種類及びその内容な次のとおりである。

□ 国の機関に対する職員派遣の要請

災害対策基本法第29条の規定に基づき、市長が指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請する。なお、市長が直接派遣を要請する場合は、次の事項を明記して、文書により行う。（災害対策基本法施行令第15条）

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣について必要な事項

法律の条文

災害対策基本法（第29条第2項抜粋）

第29条（略）

2 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

□ 県に対する職員派遣のあっせんの要請

災害対策基本法第30条第1項の規定に基づき、市長が知事に対し、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求める。なお、市長が、知事に対し職員の派遣についてあっせんを求める場合は、次の事項を明記して要請する。（災害対策基本法施行令第16条）

- ① 派遣のあっせんを求める理由
- ② 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

法律の条文

災害対策基本法（第30条第1項抜粋）

第30条 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。



□ 県又は他の市町村に対する職員派遣の要請

災害対策基本法第67条及び第68条の規定に基づき、市長が知事又は他の市町村の長に対し職員派遣を求めるとする。

法律の条文

災害対策基本法（第67条第1項、第68条抜粋）

第67条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

第68条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

2 防災関係機関における応援要請

□ 消防機関

大規模災害発生時において、知事は、消防組織法第44条に基づき、必要に応じ県を通じて総務省消防庁長官に対し「緊急消防救助隊」等の出動を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求めるとする。

なお、航空応援が必要な場合においては、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年消防救第61号）に基づき、応援を要請するものとする。

また、航空機事故等が発生した場合、那覇空港事務所と連絡を取り合い、必要な資機材の提供その他の応援を要請するものとする。

□ ライフライン事業者

大規模災害発生時において、ライフライン事業者は、必要に応じ応急対策に関し広域的応援体制をとる。

3 海外からの支援の受け入れ

知事は、国の非常災害対策本部等から海外の支援受入れの連絡があった場合には、支援受入れの可否を判断し、受入れを決定した場合は、関係省庁と連絡調整を図り、その受入れ体制を整備する。

受入れに当たっては、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を確認の上、その支援活動が円滑に実施できるよう、市は県と連携を図る。

4 応援受入体制

市長は、県以外へ応援を要請する場合には、関係機関と連絡調整を図り、その受入体制を整備する。



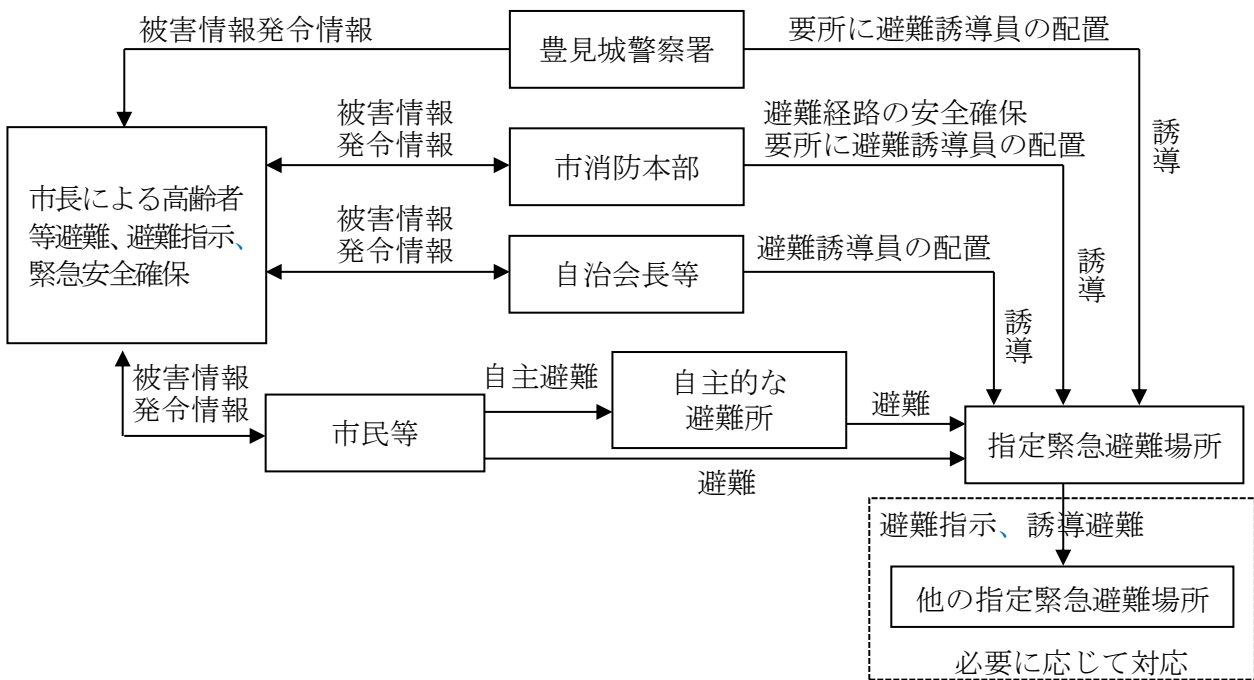
第8節 避難計画

この計画は、大地震や津波災害が発生した場合又は津波災害が発生するおそれのある場合において、危険区域内の市民等に対して避難の指示をするとともに、避難所の開設・運営等を実施し、避難する市民等の生活安定を図るものである。

第1款 避難の原則

高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保と避難誘導の流れについては、次のとおりとする。

高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保と避難誘導の流れ



1 実施責任者

地震後の延焼火災や余震等による二次災害から避難するために高齢者等避難の発令による高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難の促進、避難の指示、警戒区域の設定、避難の誘導及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護等の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は次のとおりである。

これらの責任者は相互に緊密な連携を保ち、市民等の避難が迅速かつ円滑に行われるように努めるものとする。

□ 災害対策基本法による措置

(1) 避難等の措置

災害対策基本法に定める措置は、次のとおりである。なお、大雨や高潮等については、警戒レベル1として早期注意情報（気象庁発表）、警戒レベル2として大雨、洪水、高潮の各注意報が位置づけられている。ただし、津波については、災害の切迫度が段階的に上がる災害ではないことから、津波に係る避難情報には警戒レベルを付さないこととされている。



レベル3 高齢者等避難

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第56条第1項	災害対策基本法第56条第1項後段の「必要な通知又は警告をする」に当たって、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供として発表するもの

レベル4 避難指示

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第60条第1項	必要と認める地域の必要と認める居住者等に対する避難のための立退きを指示
知事	災害全般	災害対策基本法第60条第6項	市長がその全部又は大部分の事務を行うことができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第61条第1項	市長が指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。

レベル5 緊急安全確保

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第60条第3項	避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避などの緊急安全確保措置を指示
知事	災害全般	災害対策基本法第60条第6項	市が全部又は大部分の事務を行うことができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第61条第1項	市長が指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。

法律の条文

災害対策基本法（第56条第1項、第60条第1項、第3項、第6項、第61条第1項抜粋）

第56条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

第60条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 (略)

3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

4・5 (略)

6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村の市町村長が第1項から第3項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。

第61条 前条第1項又は第3項の場合において、市町村長が同条第1項に規定する避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。



(2) 警戒区域の設定

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法 第63条1項	
知事	災害全般	災害対策基本法 第73条1項	市がその全部又は大部分の事務を行うことができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法 第63条第2項	市長（委任を受けた職員を含む。）が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	災害対策基本法 第63条第3項	市長（委任を受けた職員を含む。）、警察官等がその場にいないとき。

法律の条文

災害対策基本法（第63条第1項～第3項、第73条第1項抜粋）

第63条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なったときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 第1項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた同法第8条に規定する部隊等の自衛官（以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。）の職務の執行について準用する。この場合において、第1項に規定する措置をとったときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

第73条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行なうことができなくなったときは、当該市町村の市町村長が第63条第1項、第64条第1項及び第2項並びに第65条第1項の規定により実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。



□ 災害対策基本以外の法令による措置

(1) 避難等の措置

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
警察官	災害全般	警察官職務執行法第4条	危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度で引き留め、避難させ、又は居合わせた者、事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自ら措置をとる。
自衛官	災害全般	自衛隊法第94条第1項により準用する警察官職務執行法第4条	警察官がその場にはいない場合に限る。
知事又はその命を受けた職員 水防管理者	洪水、雨水出水、津波、高潮	水防法第29条	必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示
知事又はその命じた職員	地すべり	地すべり等防止法第25条	必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示

(2) 警戒区域の設定

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
消防吏員 消防団員	火災	消防法第28条第1項	消防警戒区域の設定
警察官	火災	消防法第28条第2項	消防警戒区域の設定 消防吏員又は団員がいないとき又は消防吏員等から要求があったとき。
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪水、雨水出水、津波、高潮	水防法第21条第1項	警戒区域の設定
警察官	洪水、雨水出水、津波、高潮	水防法第21条第2項	水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。

□ 避難の誘導

避難所への誘導は、市長及び警戒区域の設定者が行うものとする。

□ 避難所の開設及び収容保護

避難所の開設及び収容保護は市長が行うものとする。なお、災害救助法が適用された場合における避難所の開設及び収容保護は、知事の補助機関として市長が行うものとする。

また、広域避難等において市のみで対応不可能な場合は、県、近隣市町等の協力を得て実施する。



2 避難情報の運用

□ 避難情報の種類

避難情報の種類及び発令の基準例は、次のとおりとする。なお、具体的な判断基準は「豊見城市避難情報の発令判断・伝達マニュアル」によるものとする。

(1) 津波以外の場合

種類	内容・発令基準例		根拠法
警戒レベル3 高齢者等避難	避難に時間を要する高齢者等の避難（立退き避難又は屋内安全確保）を促す。		災害対策基本法第56条第1項
	洪水	避難判断水位（レベル3水位）に達した段階、避難判断水位に到達する前であっても水位予測等により氾濫危険水位（レベル4水位）を超えるおそれがあるとされる場合、設定した水位を超えて水位上昇のおそれがある場合など	
	土砂災害	大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合など	
警戒レベル4 避難指示	危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を求める。		災害対策基本法第60条第1項
	洪水	氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報[洪水]）が発表された場合、氾濫危険水位（レベル4水位）に達した段階など	
	土砂災害	土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合など	
警戒レベル5 緊急安全確保	いまだ危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を求める。		災害対策基本法第60条第3項
	洪水	氾濫開始相当水位に到達した場合など	
	土砂災害	大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合など	
	高潮	高潮による越波、越流や氾濫が発生した場合、高潮特別警戒水位に到達して高潮氾濫発生情報が発表された場合など	



(2) 津波の場合

種類	内容・発令基準例	根拠法
避難指示	1 大津波警報、津波警報の発表 2 津波注意報の発表（避難指示の発令対象区域は、海岸堤防等より海側の地域を対象とする。） 3 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れ（震度4程度以上）を感じた場合あるいは揺れは弱くとも長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合	災害対策基本法第60条第1項

※津波が段階的に災害の切迫度が高まる洪水等、土砂災害、高潮と異なり、危険な地域から一刻も早く、高台・津波避難ビル・津波避難タワー等の指定緊急避難場所へ立退き避難をすることが望ましいことから、市長は基本的には緊急安全確保ではなく、避難指示を発令する。実際の避難の呼びかけは、地域の実情に応じて工夫することとする。

※どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。ただし、遠地震に関する情報が発表され、以後、津波警報等が発表される可能性がある場合は、津波警報等の発表前であっても、必要に応じて高齢者等避難の発令を検討する。

□ 避難情報及び警戒区域の内容

避難措置の実施者は、避難情報の発表及び警戒区域の設定において、次の事項を明らかにして発するものとする。

伝達事項	<ul style="list-style-type: none"> ・発令者 ・対象区域 ・発令音（吹鳴） ・避難情報の発令及び警戒区域の設定の理由 ・避難日時、避難先及び避難経路 ・その他必要な事項 <ul style="list-style-type: none"> ・避難に際しては、必ず火気、危険物等の始末を完全に行うこと。 ・会社、工場にあっては、浸水その他の災害による油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気及びガス等の保安措置を講じること。 ・避難者は一人当たり3日分程度の食品・水・日用品及び衣類等を携行すること。 ・避難者は、必要に応じ防寒用雨具を携行すること。
伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市防災行政無線による伝達 ・関係者による直接口頭又は拡声器による伝達 ・広報車等の呼びかけによる伝達 ・報道機関を通じて行うテレビ及びラジオ等による伝達 ・事前登録者にメール配信



□ 関係機関への通知

避難措置の実施者は、おおむね次のとおり必要な事項を関係機関へ通知する。

(1) 市長の措置

災害対策基本法に基づく措置

➤ 市長→知事（消防防災対策課）

(2) 知事の措置

① 災害対策基本法に基づく措置

➤ 知事（消防防災対策課）→市長

② 地すべり等防止法に基づく措置

➤ 知事（海岸防災課）→豊見城警察署長

(3) 警察官の措置

① 災害対策基本法に基づく措置

➤ 警察官→豊見城警察署長→市長→知事（消防防災対策課）

② 警察官職務執行法（職権）に基づく措置

➤ 警察官→豊見城警察署長→県警察本部長→知事（消防防災対策課）→市長

(4) 自衛官の措置

自衛官→市長→知事（消防防災対策課）

(5) 水防管理者の措置

水防管理者→豊見城警察署長

□ 放送を活用した避難情報の伝達

市及び県は、市長が避難情報を発令した際には、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱」（平成17年6月28日沖縄県制定）に基づき作成された様式及び伝達ルートにより、避難情報の発令情報を県内放送事業者及び沖縄気象台に伝達する。

□ 解除の基準

① 避難情報の解除については、当該地域が避難情報の発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として、解除するものとする。

② 浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難情報の発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

3 避難誘導の実施方法

市長及び避難の指示者は、次の点を十分考慮し、避難実施の万全を期するものとする。

□ 避難の原則

避難に当たっては、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）を優先させるものとする。



□ 避難者の誘導

避難者の誘導は、次により迅速かつ的確に行うものとする。

- ① 避難に当たっては、避難誘導員を配置し、避難時の事故防止及び迅速かつ的確な避難体制の確保を行う。
- ② 避難場所の位置、経路等を必要な場所に掲示するものとする。
- ③ 誘導にあつては、混乱をさけるため、地域の実情に応じ避難経路を2箇所以上選定しておくものとする。

□ 避難行動要支援者の避難誘導

在宅の避難行動要支援者（要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの）の避難は、市の避難行動要支援者の避難支援プランに基づき、自主防災組織、自治会、民生委員等地域で支援を行い実施する。

社会福祉施設等の入所者及び利用者は、施設の管理者が避難誘導を行う。その場合、市は可能な限り支援を行う。

□ 避難完了の確認

避難誘導の実施者は、避難地域において、避難誘導後速やかに避難漏れ又は要救出者の有無を確認するものとする。

4 避難所の開設及び収容保護

□ 避難所の設置

市は、発災時において必要に応じ、指定避難所を開設し、市民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

□ 福祉避難所の設置

市は、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を福祉避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

□ 広域避難

被害が甚大なため市内の避難所の利用が困難な場合は、県と協議して被災地域外の市町村の施設等へ広域避難を行うものとする。

□ 設置及び収容状況報告

市は、避難所を設置したときは、直ちに避難所開設状況（開設の日時、場所、収容人員及び開設期間の見込み）を県に報告しなければならない。

資料6-1 指定避難所一覧

資料6-3 福祉避難所一覧



5 避難者の移送

災害が甚大な場合又は緊急を要する場合の避難者の移送は、第14節「交通輸送計画」に定めるところによるものとする。

6 避難所の管理運営

市は、「豊見城市避難所運営マニュアル」等を活用し、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。

□ 避難所の運営

避難所の運営は、避難者による自治を原則とする。

市は、避難所の適切な運営管理を行うため、各避難所との情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、自主防災組織、自治会、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て実施することとする。

□ 避難者に係る情報の把握

市は、避難所ごとに、収容されている避難者及び避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来る被災者等に係る情報の早期把握に努める。また、指定避難所以外に避難している被災者、親戚、知人宅等に避難している被災者の所在も把握し、これらの被災者への情報伝達や問い合わせ等に対応する。

□ 避難所の環境

市は、次のとおり避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

- ① 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置に努めるほか、食事供与の状況やトイレの設置状況等の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施、より快適なトイレの設置など必要に応じて対策を講じるものとする。
- ② 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- ③ 避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- ④ 運営に当たっては、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場や更衣室、授乳室の設置、生理用品や女性用下着の女性による配布など女性や子育て家庭に配慮するとともに、だれでもトイレの設置など多様なニーズに配慮した避難所の運営に努める。また、巡回警備等により避難所における安全性の確保に努める。
- ⑤ テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- ⑥ ペットの同行避難を考慮して、避難場所敷地内にペット専用のスペースの確保、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。



7 避難長期化への対応

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、仮設住宅のほか、必要に応じて、旅館やホテル、公営住宅、民間賃貸住宅、空家等、利用可能な宿泊施設や住宅等の提供について避難者に情報提供し、避難所の早期解消に努める。

県は、これら施設の確保等について必要な支援を行う。

8 県有施設の利用

市は、避難所が不足する場合、県に対し県有施設の活用を要請することができる。

県は、市から県有施設の一時的な使用の要請があった場合、可能な範囲において提供する。

9 船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合、市は県に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

市から要請があった場合、県は、第十一管区海上保安本部に対して所有船舶の要請及び沖縄総合事務局運輸部に対して民間船舶の調達を要請するものとする。

10 在宅避難者等の支援

市は、やむを得ず避難所に滞在できない在宅避難者や自主避難所等の状況を把握し、食料等必要な物資の配布、保健師の巡回健康相談等による保健医療サービスの提供、生活支援情報の提供等に努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

市及び県は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

市及び県は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

第2款 津波避難計画

津波警報等の発表に伴う対応及び留意事項は、次のとおりとし、避難情報、避難誘導、避難者の収容等の事項は、前款「避難の原則」のとおりとする。

なお、津波警報等の発表に伴う避難は、徒歩を原則とする。ただし、避難困難区域や避難行動要支援者の避難を支援する者等で、避難所要時間が5分又は津波到達予測時間を越えるなど自動車等の利用が不可欠な場合においては、市町村は避難者が自動車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定する。



1 実施責任者

津波から避難するための避難情報の発令及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、前款第1項「実施責任者」のとおりとする。

2 津波浸水想定区域

本市の津波浸水想定区域は、前編第1章第4節「災害の想定」による。

3 避難情報の運用

避難情報の運用については、前款第2項「避難情報の運用」のとおりとする。

市は、別に定める「豊見城市津波避難計画」のほか、次の事項に留意して津波浸水危険区域等に対し、避難情報の発令に当たる。

- ① 全国瞬時警報システム（J-ALERT）等から伝達を受けた津波警報等を、地域衛星通信ネットワーク、市防災行政無線等で市民等へ伝達するよう努める。
- ② 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行う等速やかに的確に対処する。なお、津波警報等に応じて自動的に避難情報を発令する場合においても、市民等の迅速かつ的確な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を市民等に伝達する。
- ③ 津波警報・避難情報の伝達に当たっては、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客、漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、市防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話、旗（津波フラッグ）等のあらゆる手段の活用を図る。
- ④ 避難情報の伝達に当たっては、津波は、第一波よりも第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性があること等、津波の特性や、津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する。

4 避難場所

避難先は、市津波避難計画で定められた、津波浸水想定区域外の安全な高台とする。津波到達時間内に避難が困難な場合は、最寄りの津波避難ビル等とする。

資料6-2 指定緊急避難場所一覧

資料6-4 津波避難ビル

5 避難誘導

市民等の避難誘導は、市津波避難計画で定められた方法による。

避難誘導に当たっては、消防職員、消防団員、水防団員、警察官、市職員等、避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、交通規制の実施、障がい者・高齢者・居住外国人等の要配慮者の避難支援、観光客等を含めた避難対象区域内の全ての避難誘導を行う。



6 避難所の開設・収容保護

津波により住家を失った被災者は、避難所に収容する。避難所開設以降の対策は、前款「避難の原則」のとおりとする。

第3款 広域一時滞在

1 広域一時滞在の協議等

□ 被災市町村の協議

市長は、災害が発生し、被災した市民等の安全や居住場所の確保が困難であり、県内の他市町村での一時的な滞在（広域一時滞在）の必要があると認めるときは、被災者の受入れについて、他市町村長に協議する。

□ 知事への報告

市長は、広域一時滞りの協議をする場合は、あらかじめ、その旨を知事に報告する。

□ 協議を受けた市町村（協議先市町村）の受入れ

市長は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災者を受け入れる公共施設等を提供する。また、受入れの決定をした場合は、その内容を公共施設等の管理者等及び協議先市町村に通知する。

□ 公示及び報告

市長は、受入れの通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、関係機関への通知、知事への報告を行う。

□ 広域一時滞りの終了

市長は、広域一時滞りの必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

2 県外広域一時滞りの協議等

□ 被災市町村の協議の要求

市長は、被災者について他の都道府県での一時的な滞在（県外広域一時滞在）の必要があると認めるときは、知事に対し、他の都道府県知事と被災者の受入れについて協議することを求める。

□ 知事の協議

知事は、協議元市町村から要求があったときは、被災者の受け入れについて、他の都道府県の知事に協議しなければならない。

□ 内閣総理大臣への報告

知事は、広域一時滞りの協議をする場合は、その旨を内閣総理大臣に報告する。



□ 公示及び報告

知事は、受入れの通知を受けたときは、速やかに、その内容を市長に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。

また、市長は、通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、関係機関に通知する。

□ 広域一時滞在の終了

市長は、広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

知事は、速やかに、その旨を協議先都道府県知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。

第9節 観光客等対策計画

1 実施責任者

観光客等対策の実施は、観光施設等の管理者及び市とする。なお、避難計画の基本的な事項は、前節「避難計画」のとおりとする。

2 避難情報の伝達及び避難誘導

□ 市の役割

市は、津波情報や避難指示等の避難情報を、市民等への伝達方法の他に、浸水想定区域内の観光施設や交通施設等に電話等により伝達する。

また、津波の到達予想時間に余裕がある場合には、市職員、消防団員等により海岸、漁港等を巡回し、海水浴客、釣り人等の来遊者に高台や最寄りの避難ビル等への避難を呼びかける。観光産業に負の影響を与える台風、地震、津波、航空機・船舶事故、感染症等の観光危機に関し、本市の基本的な対応等を明確にした観光危機管理計画の策定に努める。

□ 観光施設等の役割

津波情報や市の避難情報を把握した宿泊施設や観光施設の責任者は、放送施設や拡声器等により、宿泊者や来遊者に対し避難を呼びかけ、高台や避難ビル等の安全な避難場所に誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

□ 交通機関の役割

運行中の車両等の旅客は、運転者等が運行管理者との連絡又は地域の避難誘導者の指示に従い、安全な避難場所まで誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。



3 避難収容

□ 収容場所の確保

市は、観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する。施設が不足する場合は、近隣市町、宿泊施設、事業所等に施設の提供を要請する。

県は、市から県有施設の一時使用の要請があった場合、支障のない範囲において提供する。また、国、関係団体等に施設の利用を要請する。

□ 安否確認

市は、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関、警察等と連携して、観光客の人数確認、負傷者、不明者等の安否情報を把握し、県に報告する。

□ 飲料水・食料等の供給

市及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食料等を供給する。

4 帰宅困難者対策

□ 情報の提供

市は、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食料等の供給、交通機関の復旧状況等の情報を、収容場所等でチラシ、テレビ、ラジオ等で提供する。

□ 帰宅困難者対策

市及び県は、観光危機により運休・欠航している交通機関の早期の回復が見込めず、多くの観光客等が県内に滞留している場合は、観光客等の帰宅のために、バス、航空機及び船舶での輸送について、国及び（一社）沖縄県バス協会、航空会社等と調整を図り、帰宅支援対策を計画する。



第10節 要配慮者対策計画

1 実施責任者

要配慮者対策の実施は、要配慮者利用施設等の管理者及び市とする。なお、避難計画の基本的な事項は、第8節「避難計画」のとおりとする。

2 避難行動要支援者の避難支援

市は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に基づき作成した市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）等に基づいて、避難行動要支援者名簿を活用し、避難行動要支援者の避難誘導等の支援を行う。

避難誘導に当たっては、地域住民、自主防災組織、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の支援者の協力を得て、要配慮者への避難情報の伝達、安全な高台や避難ビル等への誘導及び安否の確認を行う。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要があるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対して避難行動要支援者名簿を提供し、避難支援や迅速な安否確認等の実施に努める。

3 避難生活への支援

□ 避難時の支援

市は、要配慮者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

避難所においては、専用スペースを設ける等生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う。

市は、状況に応じて県に対し専門的人材の確保、派遣並びに入所施設の確保等の要請を行う。

□ 応急仮設住宅への入居

市及び県は、地域の支援のつながりや生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置し、要配慮者を優先して入居するように配慮する。

また、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り要配慮者に配慮した福祉仮設住宅を設置する。

□ 福祉サービスの持続的支援

市は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支援する。県は、市の要請に基づき必要な体制を支援する。

4 外国人への支援

市及び県は、(公財)沖縄県国際交流・人材育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語や「やさしい日本語」による情報発信、語学ボランティアの派遣等を行う。



第11節 消防計画

この計画は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、市民等の生命、財産を保護するため、消防力の全てをあげて目的を達成するための計画である。

1 実施責任者

市は、火災又は地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するための消防活動を実施する。

2 消防組織及び施設の整備充実

□ 消防組織

消防組織図は、節末の図-1のとおりとする。

□ 消防施設の整備充実

市内における諸災害発生に対処するため年次計画により、器具、器材の整備等のほか、人員を整備充実させるものとする。人員の現況、消防車両及び船艇の一覧を資料編に示す。

資料10-1 消防車両及び船艇一覧

資料10-2 消防機械器具一覧（救助器具）

資料10-3 消防水利の現況

3 火災予防査察

予防査察は、多数の者が勤務し、又は出入りし収容する建物及び危険物の製造所、貯蔵所、取扱所等を重点的に随時実施し、一般建物等については春秋に行われる全国火災予防運動に呼応して一斉に実施するものとする。

4 防火対象物の火災予防対策

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、その他多数の者が出入りし、勤務し又は居住する防火対象物で、政令で定めるものの管理について権限を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから、防火管理者を定め、当該防火対象物についての消防計画を作成させ、また届出を励行させるものとする。

資料10-4 用途別・階別防火対象物件数

5 危険物貯蔵所等の防火対策

危険物貯蔵所等は、危険物施設一覧のとおりとし、それぞれの位置、構造設備、警報設備等は危険物規制の政令基準どおり実施させるものとする。なお、危険物取扱者は、危険物の貯蔵取扱い運搬方法について政令基準どおり実施するものとする。

資料10-5 危険物施設一覧



6 火災の出動

火災又は諸災害発生時に対応するため、次のとおり消防体制及び出動を確立するものとする。

- ① 消防署は、常に市内の火災発生に備えて何時でも出動できるように待機の体制を保つものとする。
- ② 火災又はその他の災害が予想される警報が発せられた場合、消防隊編成及び出動計画に基づき出動し、火災防御に当たる。
- ③ 消防団員は、定期訓練等を実施し、火災出動、その他の災害発生時にいつでも出動できる体制をとることとする。団員の出動は、電話連絡等をもって行うものとする。
- ④ 消防隊の出動は別に定める命令によるものとする。

資料編10-6 職員配置状況

7 救助・救急活動

指揮者は、まず要救助者の有無を確認し、必要があれば検索を実施し、要救助者がいれば各隊は協力して救急隊との連携のもと、救助活動に全力を投入する。

なお、火災に対処する第一義は人命救助とし、あらゆる消防活動に優先する。

負傷者の搬送及び収容は、原則として救急隊が行うものとする。

8 火災警報

市長は、消防法第22条第3項の規定により、知事から気象の状況が火災の予防上危険である旨の通報を受けたとき、又は気象の状況が消防法及び豊見城市火災予防条例の施行に関する規則（昭和52年豊見城村規則第4号）第6条に規定する次の事項に該当するときは、火災警報を発令する。

- ① 実効湿度60パーセント以下、相対湿度40パーセント以下で最大風速毎秒7メートル以上となる見込みのとき。
- ② 平均風速毎秒10メートル以上の風が連続して1時間以上に及ぶ見込みのとき。（降雨中は発令しないこともある。）

法律の条文

消防法（第22条第1項～第3項抜粋）

第22条 気象庁長官、管区気象台長、沖縄気象台長、地方気象台長又は測候所長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その状況を直ちにその地を管轄する都道府県知事に通報しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。

3 市町村長は、前項の通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

9 火災原因及び被害調査

市長は、火災原因及び被害調査の結果について、消防長から報告を受けるものとする。

10 相互応援計画

□ 県内市町村間の相互応援

市町村において各種災害時の非常事態が発生した場合における災害防御の措置に関する相互応援については、消防組織法第39条の規定に基づき、県下全市町村がいずれの市町村とも相互に応援ができる体制をとるものとし、その実施について万全を期するものとする。



□ 他都道府県による応援

(1) 消防庁長官への要請

災害等非常事態が発生した場合において県内の消防力をもってこれに対処することができないときは、知事は総務省消防庁長官に対し次の事項を明らかにして、緊急消防援助隊等の応援について要請するものとする。（消防組織法第44条）

- ① 災害の発生日時・場所・概要
- ② 必要な応援の概要
- ③ その他参考となるべき事項

(2) 緊急時における総務省消防庁長官の措置

災害発生時において被災地に対する消防の広域応援の必要があるにもかかわらず、通信の途絶等により知事との連絡を取ることができないときは、総務省消防庁長官は知事の要請を待たずに、他の都道府県知事に対し、消防の応援のため必要な措置を取ることを求めることができる。

11 非常事態における知事の指示

知事は、災害等の非常事態の場合において緊急の必要があるときは、市長又は消防長に対して災害防御の措置について必要な指示を行うものとする。（消防組織法第43条）

知事は、危険物等について当該規制事務について権限を有する者に対して、当該危険物等の製造施設貯蔵所等の使用の停止及び危険物等の引渡し、移動、詰め替え等の禁止、制限等の保安措置を要請するものとする。

12 水利状況の把握

消防職員は、地域の消防対策に臨機応変に当たるため、消防水利等の状況を十分把握しておかなければならない。

資料10-3 消防水利の現況

13 林野火災対策

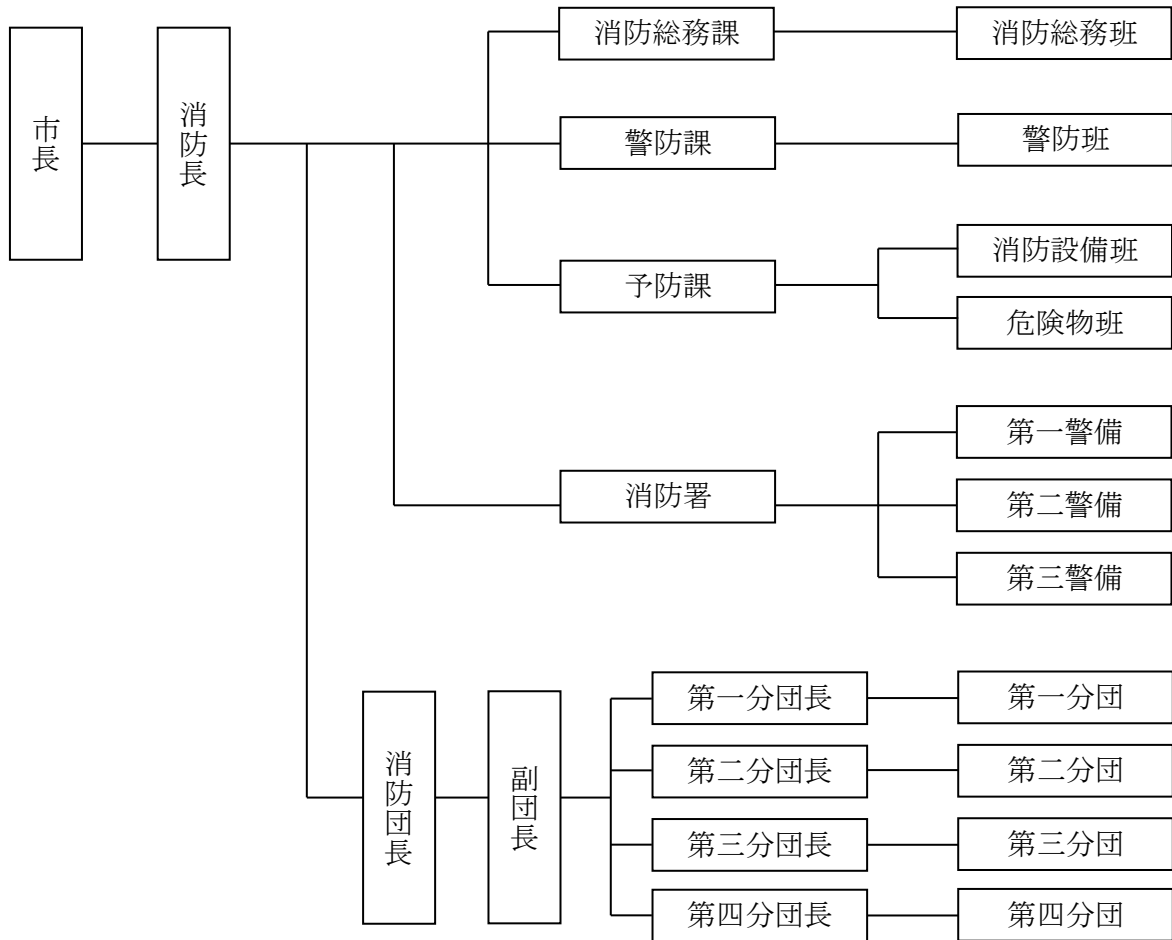
□ 異常気象時の警戒体制

市長は、気象の状況が山林、原野等における火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災警報又は林野火災注意報を発令するとともに、次のとおり警戒体制を強化する。

- ① 市防災行政無線により、火災予防広報を実施する。
- ② 消防車、広報車等により巡回広報を実施する。
- ③ 林野参加者に対する火気注意を徹底する。
- ④ 消防職員による巡回警戒を強化する。消防職員、団員の自宅待機、又は一部招集を指令する。



図-1 豊見城市消防組織図



第12節 救出計画

災害時における救出活動は、次によるものとする。

1 実施責任者

市及び市消防本部をはじめとした救助機関は、連携して迅速な救助活動を実施する。

また、被災地域の住民や自主防災組織等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

2 救出の方法

被災者の救出は、市消防本部、消防団等を主体とした救出班を編成し、警察と相協力して、救出に必要な器具を借り上げる等、情勢に応じた方法により実施するものとする。

□ 市の役割

市は、本来の救助機関として救出に当たるものとする。

当市のみでは救出が実施できないと判断した場合は、県に対して隣接市町村、警察及び緊急消防援助隊の応援を求め、自衛隊の出動を要請するものとする。

資料13 豊見城市災害時協定一覧

□ 警察の役割

警察は、救出の応援要請があった場合又は警察において必要と判断した場合は、速やかに救出活動を実施する。

救出に大量の人員を必要とする場合は、警察災害派遣隊の出動により救出を実施する。

□ 県の役割

県は、被災市町村への応援を必要と認めた場合又は市町村から応援要請があった場合は、他の市町村、警察、自衛隊、他の都道府県等に対し応援を要請する。

また、海域での捜索を、第十一管区海上保安本部、自衛隊等に要請する。

□ 市民の役割

市民は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救助に努めるものとする。

3 救出用資機材の調達

市及び市消防本部は、備蓄された救出用資機材を使用するとともに、豊見城市建設業協会等との協定や民間業者に対し救出に必要な重機配備を要請する等の方法により、救出用資機材を調達するものとする。

資料13 豊見城市災害時協定一覧

4 惨事ストレス対策

救助機関は、市職員等の惨事ストレス対策を実施するため、必要に応じて総務省消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。



第13節 医療救護計画

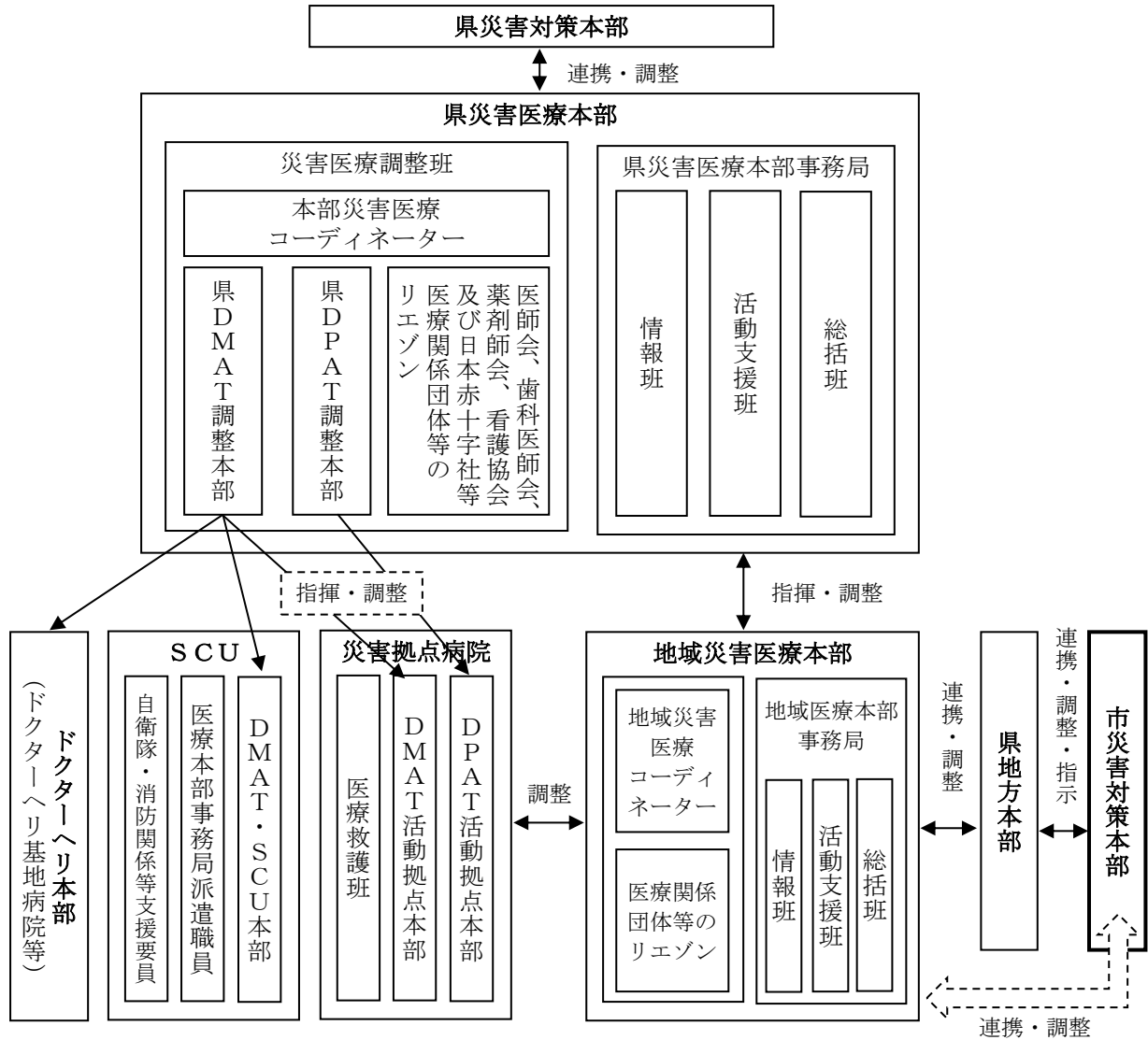
地震・津波等の災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関の機能が停止して混乱が生じた場合は、「沖縄県災害医療マニュアル」に基づいて、市、県及び医療関係機関が緊密に連携し、迅速かつ的確な医療救護活動（助産を含む。）を行う。

1 実施責任者

災害救助法が適用された場合の医療救護は県が行い、市はこれを補助するものとする。ただし、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の実施を待つことができないときは、市内の医療機関と連携して市が実施する。

2 災害救助法適用時の医療救護活動に関する組織体制

県は、医療救護活動の実施に当たり、医療関係団体及び機関の協力の下、次の組織体制をとる。



3 情報収集と共有

□ 情報の収集

市、県及び医療機関は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）、沖縄総合行政情報通信ネットワーク、電話、FAX等により、医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握する。

□ 市民等への情報提供

被災地内の市民等に対する診療可能医療機関や医療救護所等の情報提供は、市又は地方医療本部が主体となって行うものとする。また、県医療本部は、診療可能な医療機関情報等、市民等が必要とする情報について、県ホームページのほか、県災害対策本部を通じて、放送事業者、通信社及び新聞社等の報道機関の協力を得て、的確に提供する。

4 医療救護の実施

□ 県の活動

- ① 県は、必要に応じて、DMAT、DPAT、災害支援ナース及び医療救護班の派遣を要請する。
- ② 県は、必要な情報を収集し、DMAT、DPAT、災害支援ナース及び医療救護班等を適切な活動場所に配置する。

□ 市の活動

（1）医療救護所の設置及び運営等

市は、医療機関及び地区医師会の協力を得て、医療救護所の設置及び運営に努め、必要に応じて地域医療本部に支援を要請する。

（2）市に派遣された医療救護班等への支援

市は、当該市町村に県から派遣された医療救護班等に対し、沖縄県医療本部及び地域医療本部からの要請により、輸送及び救護活動等への支援をできる限り行う。

□ DMATの活動

- ① 病院支援
- ② 地域医療班
- ③ 現場活動
- ④ 広域医療搬送
- ⑤ その他必要な事項

□ DPATの活動

- ① 精神科病院支援
- ② PTSDを始めとする精神疾患発症の予防等の支援
- ③ その他必要な事項

□ 災害支援ナースの活動

- ① 病院支援
- ② 避難所支援
- ③ 社会福祉施設及び福祉避難所における支援
- ④ その他必要な事項



□ 医療救護班の活動

- ① 避難所及び医療救護所における医療
- ② 病院及び診療所の支援
- ③ 避難所の状況把握と改善
- ④ 在宅患者及び避難所の医療及び健康管理等
- ⑤ その他必要な事項

5 医療機関の活動

被災地域の医療機関と非被災地域の医療機関は主に次の活動を行う。

□ 被災地域の医療機関

- ① 必要な診療体制を整え、傷病者への応急処置等を行う。
- ② 病院施設等の被災状況を、地域医療本部に報告する。
- ③ 必要に応じて、地域医療本部に転院が必要な傷病者の搬送、医薬品等の補給及び医療救護班の派遣を要請する。

□ 非被災地域の医療機関

- ① 被災地から搬送されてくる重傷者等を受け入れる体制を整え、受け入れる。
- ② 受入可能な傷病者数を、地域医療本部に報告する。
- ③ 県医療本部からの要請に基づき、医療救護班等を派遣する。

6 災害救助法適用時の助産体制

□ 助産の方法

(1) 医療救護班等による助産

助産は、原則として産科医を構成員とする医療救護班が当たるものとする。ただし、緊急を要する場合は、最寄りの対応可能な助産師によって行う。

(2) 委託助産機関による助産

医療救護班等による救護ができない者又は医療救護班等による救護の実施が適当でないと判断される者については、国立病院機構その他の公立の病院、診療所、助産所又は次に掲げる委託助産機関において救護を行うものとする。

- ① 市内の産科を有する病院又は診療所
- ② 隣接市町（非被災地域に限る。）内にある産科を有する病院又は診療所

7 こころのケア

市及び県は、市役所庁舎や保健所に相談窓口を設け、精神保健福祉相談体制を構築する。また、避難所等を定期的に巡回し、こころのケア対策を実施する。



第14節 交通輸送計画

災害時における交通の確保並びに罹災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送は、次によるものとする。

1 実施責任者

災害時における交通の規制、交通施設の応急対策及び緊急輸送は、次の者が行うものとする。

なお、これらの責任者は相互に協力し、被災者、応急対策要員、応急対策物資等の緊急の輸送が円滑に行われるよう努めるものとする。

□ 交通の規制

災害時における交通規制の実施責任者は、次のとおりである。

- ① 道路法（昭和27年法律第180号）に基づく規制については、道路の管理者
- ② 道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく規制については、県公安委員会
- ③ 災害対策基本法に基づく規制については、県公安委員会

□ 交通施設の応急対策

交通施設の応急対策は、第31節「公共土木施設応急対策計画」のとおりとする。

□ 緊急輸送

災害時における緊急輸送の実施は、その応急対策を実施する機関が行うものとする。ただし、次の場合、県は緊急輸送に必要な措置をとるものとする。

- ① 災害の範囲が広域にわたり、車両等の確保配分について調整を必要とする場合
- ② 輸送の実施機関において、輸送することが不可能と認められる場合
- ③ 港湾施設、空港施設の被災により機能を失い、県内又は本土との輸送が困難な場合
- ④ 公共交通機関が長期にわたり運行停止となる場合

□ 緊急輸送道路等

（1）緊急輸送道路

沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画（令和6年3月沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会）における市内の緊急輸送道路は、資料編のとおりである。

資料7-1 沖縄県緊急輸送道路一覧

（2）緊急輸送港湾

県防災計画において緊急輸送上重要な港湾とされる港湾は、本市にはない。本市の最寄りの港湾は、那覇港である。

（3）緊急輸送漁港

県防災計画において緊急輸送上重要な漁港とされる漁港は、本市にはない。本市の最寄りの漁港は、糸満港である。



2 交通の規制

□ 危険箇所における規制

(1) 道路法に基づく規制（道路法第46条）

災害時において、道路施設の破損等により施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者が交通を禁止し、又は制限するものとする。

(2) 道路交通法に基づく規制（道路交通法第4条）

災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、県公安委員会は歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

(3) 措置の内容

市、県又は県公安委員会は、道路の破損、決壊、その他状況により通行禁止又は制限する必要があると認めるときは、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は、適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障のないよう措置するものとする。特に、大津波警報又は津波警報が発表された場合は、浸水想定区域への車両の流入を規制する。

□ 緊急輸送のための規制

(1) 災害対策基本法第76条第1項に基づく規制

県公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するものとする。

法律の条文

災害対策基本法（第76条第1項抜粋）

第76条 都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

2 前項の規定による通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）が行われたときは、当該通行禁止等を行った都道府県公安委員会及び当該都道府県公安委員会と管轄区域が隣接し又は近接する都道府県公安委員会は、直ちに、それぞれの都道府県の区域内に在る者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（次条第4項及び第76条の3第1項において「通行禁止区域等」という。）その他必要な事項を周知させる措置をとらなければならない。



(2) 措置の内容

県公安委員会は、災害が発生した場合において、災害応急対策に従事するもの又は災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、必要があると認めるときは、次により適切な措置をとるものとする。

実施機関	措置内容
緊急輸送機関の措置	災害地において、緊急輸送を実施しようとする機関の長は、あらかじめ日時、種別、輸送量、車両の種別、発着地、経路、事由等を県公安委員会に連絡するものとする。
県公安委員会の措置（制限の必要を認めたとき。）	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限の対象、区間及び期間を記載した様式による表示及び適当な迂回路の表示を所定の場所に設置するものとする。 2 通行禁止又は制限をしようとするときは、あらかじめ当該道路管理者に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合であらかじめ当該道路管理者に通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知するものとする。 3 緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

□ 緊急通行車両

(1) 事前届出

大規模災害時には、多数の緊急通行に係る業務を実施する機関、団体等から緊急通行車両であることの確認申請が殺到しその事務等が困難を極め、災害応急対策に支障を来すことが懸念される。このことから、災害時に使用する車両については事前に県公安委員会に届け出て、標章及び証明書の交付を受けておく必要がある。

(2) 標章の提示

前号により届け出た車両を緊急通行車両として使用する際は、当該車両の見やすい箇所には交付を受けた標章を提示するものとする。

□ 通行禁止等の周知

県公安委員会は、災害時における通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）を行ったときは、災害対策基本法第76条第2項の規定に基づき、市民等に対し、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要事項を周知するものとする。

□ 車両の運転者の責務

災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

- ① 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、車両を当該道路区間以外の場所に移動させる。ただし、これにより車両を移動させることが困難なときは、できる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。
- ② 区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両を道路外の場所に移動させる。ただし、これにより車両を移動させることが困難なときは、できる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。
- ③ 警察官の指示を受けたときは、それに従う。



□ 警察官による措置命令等

警察官は、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

また、警察官は、命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができない場合は、自ら当該措置をとることができる。

□ 自衛官及び消防吏員による措置命令等

警察官がその場にはいない場合、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員は、自衛隊及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

なお、措置を命じ、又は自ら当該措置をとったときは、直ちにその旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

□ 道路管理者の措置

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下この節において「道路管理者等」という。）は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要するとき、又は県公安委員会から要請を受けたときは、区間を指定し、運転者等に対して車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

3 緊急輸送

□ 緊急輸送対象

緊急輸送の輸送対象は、次の第1段階から第3段階とする。

段階	対象及び内容
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・救助、救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ・消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 ・政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員並びに情報通信、電力、ガス及び水道施設の保安要員その他初動及び応急対策に必要な要員・物資等 ・後方医療機関へ搬送する負傷者等 ・緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・第1段階の続行 ・食料、水等の生命維持に必要な物資 ・傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ・輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ・第2段階の続行 ・災害復旧に必要な人員及び物資 ・生活必需品



□ 輸送の方法

輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度、現地の交通施設等の状況を勘案して次のうちの適当な方法によるものとする。

- ① 道路輸送
- ② 海上輸送
- ③ 空中輸送
- ④ 人力による輸送

輸送実施機関は、所属職員のうちから輸送責任者を指名し、当該物資等を輸送する車両等に同乗させる等の措置を講じるものとする。

□ 道路輸送

(1) 市有車両の確保

災害輸送のため市有車両の確保は、次の方法により行う。

- ① 市有車両の掌握管理は、庁舎対策班（管財課）において行うものとする。市有車両の保有状況は、資料編によるものとする。
- ② 各対策班長は、車両を必要とするときは、庁舎対策班長（管財課長）に次の事項を明示して配車を要請するものとする。
 - 輸送日時及び輸送区間
 - 輸送対象の人数、品名及び数量
 - その他必要な事項
- ③ 庁舎対策班長（管財課長）は、各班長から要請があった場合は車両の保有状況、応急対策の内容、緊急度等を考慮の上、使用車両を決定し、要請した班へ通知するものとする。

資料7-3 各部署の車両所有状況一覧

緊急通行車両事前届出済車両

No.	登録番号	車両番号	担当課（用途・車種）
1	2597114607100002	沖縄300ひ1702	総務防災課（防災車・ランドクルーザープラド）
2	2597114607100003	沖縄580め7769	管財課（災害復旧パトロール車・ジムニー）
3	2597114607100004	沖縄800す5543	道路課（災害復旧パトロール車・ダイナ）
4	2597114607100005	沖縄400つ2770	管財課（福祉バス・キャラバン）
5	2597114607100006	沖縄400て1036	管財課（福祉バス・キャラバン）
6	2597114607100007	沖縄200は1965	学校教育課（人員輸送バス・ローザ）
7	2597114607100008	沖縄200さ2253	学校教育課（人員輸送バス・ローザ）
8	2597114607100009	沖縄300ら3590	管財課（市長車・RAV4）
9	2597114607100018	沖縄501そ7393	水道課（応急復旧作業車・ヴィッツ）
10	2597114607100019	沖縄480ね4854	水道課（応急復旧作業車・ハイゼットカーゴ）
11	2597114607100020	沖縄501と5297	水道総務課（応急復旧作業車・ヴィッツ）
12	2597114607100021	沖縄480す8999	水道課（応急復旧作業車・エブリイ）
13	2597114607100022	沖縄480て985	水道課（応急復旧作業車・ハイゼットカーゴ）
14	2597114607100023	沖縄480て986	水道課（応急復旧作業車・ハイゼットカーゴ）
15	2597114607100024	沖縄480そ6339	下水道課（応急復旧作業車・キャリイ）
16	2597114607100025	沖縄480け1988	下水道課（応急復旧作業車・ハイゼットカーゴ）



(2) 民間車両による輸送（市及び県における措置）

市有輸送力のみによっては、災害輸送を確実に遂行できないと認められる場合は、沖縄総合事務局運輸部に民間車両のあっせんを依頼し、迅速な輸送の実施に努めるものとする。

なお、要請に際しては、次の事項及び必要車両を明示するものとする。

- ① 輸送日時及び輸送区間
- ② 輸送対象の人数、品名及び数量
- ③ その他必要な事項

(3) 費用の基準

- ① 輸送業者による輸送又は車両の借上げ料は、通常の実費とする。
- ② 官公署その他公共機関等所有の車両使用については、燃料費程度を負担するものとする。

(4) 燃料の確保

市又は県が車両による輸送を行う場合は、沖縄県石油商業組合・沖縄県石油業協同組合に優先的な供給を要請する。

資料14-17 災害救助法様式 様式19①

□ 海上輸送

市は、災害の発生により陸上輸送が困難な場合又は海上輸送がより効果的な場合は、輸送実施機関が船舶を借り上げて輸送を実施するものとする。特に緊急の場合における災害救助のため、船舶による輸送が必要な場合は、県有船舶又は第十一管区海上保安本部所属船艇の協力を求めて、輸送の実施に努めるものとする。

(1) 県有船舶による輸送

県有船舶による輸送を必要とするときは、次の事項を明らかにした文書により、県に対して要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等をもって要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- ① 災害の状況及び応援を必要とする理由
- ② 応援を必要とする期間
- ③ 応援を必要とする船舶数
- ④ 応援措置事項
- ⑤ その他参考となるべき事項

(2) 第十一管区海上保安本部船艇の派遣要請等

市長は、第十一管区海上保安本部所属船艇による輸送を必要とするときは、知事に対し第6節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める要領に準じて、要請を依頼するものとする。

(3) 民間船舶による輸送

市長は、民間船舶により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部にあっせんを依頼し、迅速な輸送の実施に努めるものとする。

□ 空中輸送**(1) 空中輸送の実施及び要請等**

市は、災害による交通途絶その他の理由により、空中輸送の必要が生じた場合は、空中輸送の要請を行うものとする。また、空中輸送要請及び要請後の措置並びに撤収要請については、第6節「自衛隊災害派遣要請計画」による要領に準ずるものとする。



(2) ヘリポートの整備

市は、空中輸送（緊急患者空輸、物資の空輸等）を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着又は飛行機からの物資投下が可能な場所の選定、整備に努め災害時における空中輸送の円滑化を図るものとする。

臨時ヘリポートの確保については、前編第3章第4節第2款第4項の「臨時ヘリポート等の確保」に準ずるものとする。

4 広域輸送拠点の確保

県は、自ら確保した物資及び県内外からの救援物資を受け入れ、市町村に輸送するために、空港や港湾に近接する施設又は空地に広域輸送拠点を確保する。

市は、救援物資の受入れのために、施設又は空地に輸送拠点を確保する。

救援物資の集積場所については、第18節第3項の「食料の集積（保管）場所及び輸送」に準ずるものとする。

第15節 治安警備計画

この計画は、災害時における市民等の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を図ることを目的とする。

1 災害時における警察の役割

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を防御し又は災害の拡大を防止するために市民等の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急的対策を実施して、市民等の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序の維持に当たるものとする。

2 災害地における治安警備

- ① 警察が行う災害時における治安警備活動のうち、本市に関係のある事項は、県防災計画及び沖縄県警察災害警備計画並びに豊見城警察署災害警備計画によるものとする。
- ② 市長は、災害応急対策に関する措置をとるときは豊見城警察署長に連絡をとるものとし、両者が緊密に協力するものとする。
- ③ 市長が警察官の協力を求める場合は、原則として豊見城警察署長に行うものとする。
- ④ 市長が警察官の出動を求める場合は、豊見城警察署長を経て災害応急対策責任者である警察本部長に要請するものとする。



第16節 災害救助法適用計画

災害救助法に基づく被災者の救助は、次によるものとする。

1 実施責任者

災害救助法に基づく救助は、知事が実施する。この場合、市長は、知事が行う救助を補助するものとする。ただし、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下この節において「令」という。）で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。

なお、災害救助法の適用に至らない災害についての被災者の救助は、市防災計画に定めるところにより市長が実施するものとする。

救助の種類は、次のとおりとする。（災害救助法第4条第1項）

- ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 福祉サービスの提供
- ⑦ 被災した住宅の応急修理
- ⑧ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ⑨ 学用品の給与
- ⑩ 埋葬
- ⑪ 死体の捜索及び処理
- ⑫ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、令第1条第1項第1号から第4号までの規定による。本市における具体的適用は、次のいずれかに該当する場合である。

災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
市内の住家が滅失した世帯の数	市80世帯以上	令第1条第1項第1号
県内の住家が滅失した世帯の数そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	県1,500世帯以上、うち市40世帯以上	令第1条第1項第2号
県内の住家が滅失した世帯の数そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	県7,000世帯以上で、市が特に救助を要する場合	令第1条第1項第3号
災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護が著しく困難である場合	多数 ※	令第1条第1項第3号
多数の者が生命又は身体に危害を受け若しくは受けるおそれが生じた場合	— ※	令第1条第1項第4号

(注) ※印の場合は、知事が厚生労働大臣と事前協議を行う必要がある。



3 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。半壊等は、災害救助法施行令第1条第2項の規定により、次のとおりみなし換算を行う。

被害の区分	住家の被害状況	算定根拠
滅失住家1世帯	全壊（全焼・流失）	1世帯
	半壊（半焼）	2世帯
	床上浸水（土砂の堆積により一時的に居住できない状態になった家を含む。）	3世帯

4 住家被害程度の認定

住家の被害程度の認定を行う上で、おおよその基準は次のとおりとする。

被害の区分	認定の基準
住家全壊 （全焼・全流失）	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 （半焼）	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
一部損壊	準半壊に至らない程度の住家の損壊で、住家の損害割合が10%未満のものとする。



5 災害救助法の適用要請

□ 適用要請の基準

市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を知事に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭、電話等をもって要請し、後日文書により改めて要請する。

- ① 災害発生の日時及び場所
- ② 災害の原因及び被害の状況
- ③ 適用を要請する理由
- ④ 必要な救助の種類
- ⑤ 適用を必要とする期間
- ⑥ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- ⑦ その他必要な事項

□ 適用要請の特例

災害の事態が緊迫して、知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、市長は災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに知事に報告する。その後の処置に関しては、知事の指揮を受ける。

6 災害救助法による災害救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準

□ 救助の程度、方法及び期間

救助の程度、方法及び期間は、災害救助法施行細則（昭和47年沖縄県規則第19号）別表第1に基づくものとし、災害救助法・方法及び期間（資料編）のとおりである。

□ 実費弁償の方法及び程度

実費弁償の方法及び程度は、災害救助法施行細則別表第2に基づくものとし、災害救助法・方法及び期間（資料編）のとおりである。

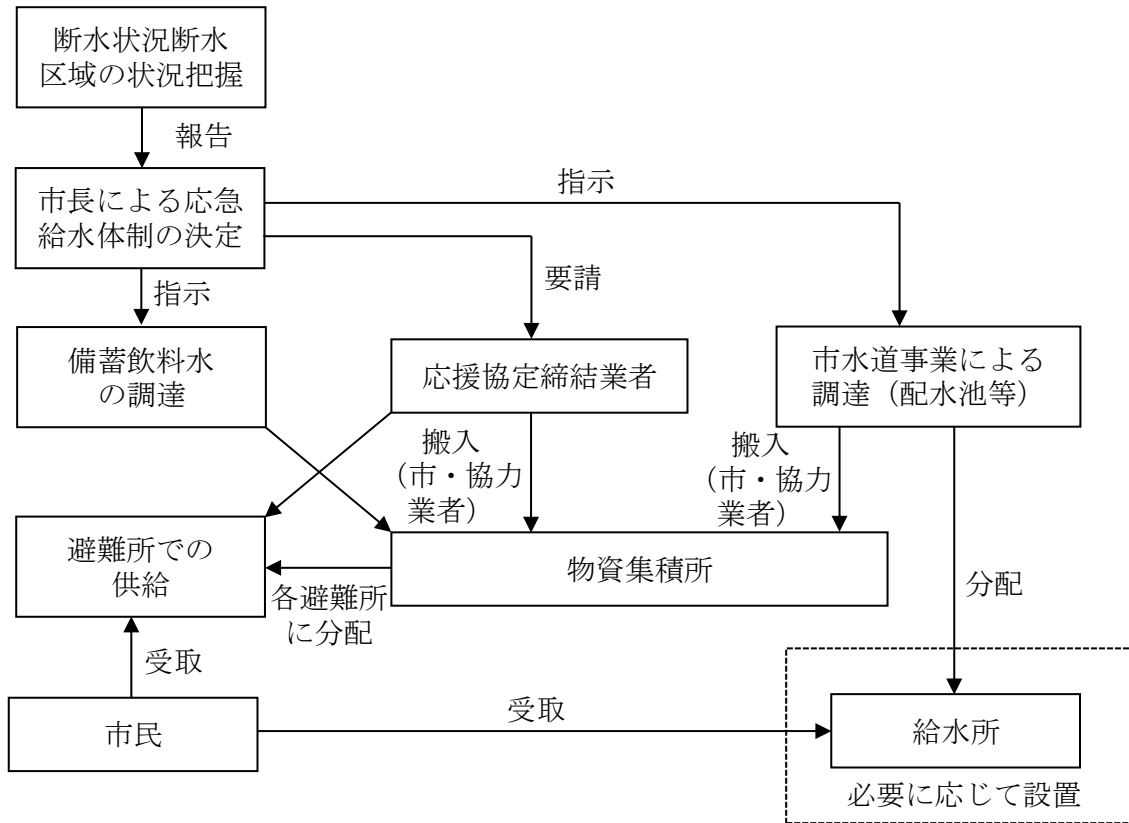
資料14-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間



第17節 給水計画

この計画は、災害により飲料水を得ることができない者に対して、必要最小限な量の飲料水を供給するためのものである。

[応急給水の流れ]



1 実施責任者

災害のため現に飲料水を得ることができない者への給水は、災害救助法が適用された場合は知事が実施する。ただし、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うことができる。

また、災害救助法が適用されない場合で、市長が必要と認めたときは、市で実施することとし、上下水道対策部が消防対策部の協力を得て担当する。

なお、市で実施することが困難な場合は、「沖縄県水道災害相互応援協定」（平成15年4月）に基づき県内各水道事業者に応援要請を行い、さらなる支援が必要な場合は、県を通じて自衛隊への災害派遣要請を依頼する。

2 供給対象者

自力では飲料水を得ることができない者であれば、家屋や家財に被害のない世帯であっても供給することとする。一方、被災者であっても自力で近隣より飲料水を得ることができる者は、対象外とする。



3 供給の方法

給水は、必要最小限の生活が維持できる生活用水の供給に限られる。

飲料水の供給に使用する器具は、すべて衛生的処理をした後に使用するものとし、飲料水は末端給水までの適当な部所において塩素の残留効果を適時測定するものとする。

給水の方法として、ろ水器によるろ過給水、容器による搬送給水等、現地の実情に応じ、適切な方法によって行うものとする。

□ ろ水器によるろ過給水

- ① 給水能力、範囲等を考慮の上、比較的汚染の少ない井戸等を水源に選定してろ水基地とし、ろ水器によりろ過した後、塩素剤による消毒を行うものとする。
- ② ろ過消毒した水は、搬送容器に入れ、適切な方法により給水する。

□ 容器による搬送給水

- ① 飲料水を、給水車等で搬送し給水する。
- ② 状況に応じ、他の水道事業者と協議して取水基地、取水計画等を定めるものとする。
- ③ 給水体制が整わない段階においては、協定先等からペットボトルを確保し供給する。

4 医療施設等への優先的給水

医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行うものとする。

5 給水用機械器具の状況

応急給水用機械の種別、能力等は資料編に示す。

資料14-4 応急給水用機械の種別、能力等

6 水道施設の応急復旧

水道施設が被災した場合には、給水のための重要度、修理の可能性等を考慮して応急復旧を行い、必要に応じて豊見城市管工事組合等との応援協定に基づく応援の要請を行うものとする。

資料13 豊見城市災害時協定一覧



第18節 食料供給計画

この計画は、被災者、災害応急対策員等に対する食品供給のための調整、炊き出し、配給等の迅速確実に期するものである。

1 実施責任者

災害時における食料の供給は、災害救助法が適用された場合、知事又は知事から委任された市長が実施する。災害救助法が適用されない場合であっても、市長が供給の必要を認めるときは、市長が実施する。

配給は、避難者、地域住民、自主防災組織の協力をもって行う。

2 食料の調達

あらかじめ食料供給計画を定めておき、被災者のための食料の確保に努め、必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

3 食料供給活動

□ 食料の集積（保管）場所及び輸送

食料の集積（保管）場所は、長嶺中学校武道場又は豊見城中学校武道場とし、配給に関する輸送は物資班が行う。なお、両校の武道場は、物資の集積（保管）場所としても利用する。（次節第4項「救援物資の受入れ」参照）

□ 食料の配給

配給する食料は、災害発生第1～2日目は、備蓄食料・弁当・パン等、第3日以降は、炊き出し又は弁当・パン等により行う。また、乳幼児に対しては粉ミルク等を配給する。

配給の際は、物品受払簿（別紙様式）を作成するものとする。

資料14-18 物品受払簿

4 被災者に対する応急炊き出し及び食料品の給与

□ 給与の方法

- ① 炊き出し及び食品の給与を実施する場合には責任者を指定し、各現場にそれぞれ実施責任者を定めるものとする。
- ② 救助用応急食料は、原則として米穀とするが、消費の実情等によっては食品業者から確保した弁当、パン又はおにぎりとする。
- ③ 炊き出しは、避難所班及び学校避難所班が行い、必要に応じ婦人会、自治会等の協力を得て行うものとする。
- ④ 炊き出し及び食料品の給与のために必要な原材料、燃料等の確保は、市長が行うものとする。



- ⑤ 炊き出し施設は、可能な限り市給食センター、実習室等既存施設を利用するものとし、できるだけ避難所と同一施設又は避難所に近い施設を選定して設けるものとする。
- ⑥ 炊き出し施設を選定は、あらかじめ所有者又は管理者から了解を受けておくものとする。
- ⑦ 炊き出しに当たっては、常に食料品の衛生に留意するものとする。
- ⑧ 食料の提供に当たっては、食物アレルギーの被災者に配慮し、原材料表示や献立表の掲示等を行うものとする。

□ 給与の種別、品目及び数量

(1) 種別

- ① 炊き出し（乳幼児のミルクを含む。）
- ② 食品給与（住家の被害により一時縁故先等に避難する者に対して現物をもって3日以内の食料品を支給する。）

(2) 給与品目及び数量

- ① 給与品目は米穀又はその加工品及び副食品とする。
- ② 給与数量は、1人1日精米換算300g以内とする。乾パン、麦製品（乾うどん等）は社会通念上の数量とし、副食品の数量については制限しない。

5 要配慮者等に配慮した食料の給与

市は、要配慮者や食物アレルギー等に配慮した食料の備蓄・給与に努めるものとする。

6 食料の需要の把握

学校避難所班副班長（学校教育課長）は、開設避難所と連絡をとり、食料の需要を把握する。災害応急対策活動従事者の人数は、総務総括班が調査する。

7 個人備蓄の推進

市は、市民にインスタントやレトルト等の応急食品及び飲料水を7日間程度、個人において準備しておくよう広報するものとする。

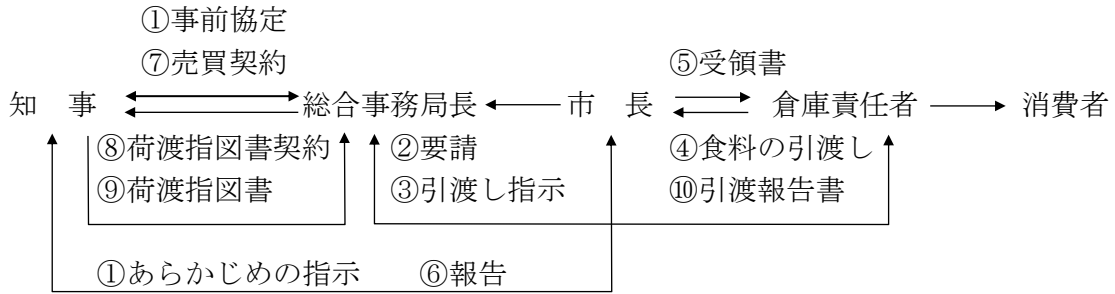
8 供給対象者

- ① 避難指示等に基づき、避難所に収容された者
- ② 住家が被害（全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等）を受け、炊事が不可能な者
- ③ 住家が被害を受けたため、一時縁故先等へ避難する者
- ④ 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない者
- ⑤ 米穀の供給機能が混乱し、通常の供給を受けることが不可能な者
- ⑥ 災害応急対策活動従事者

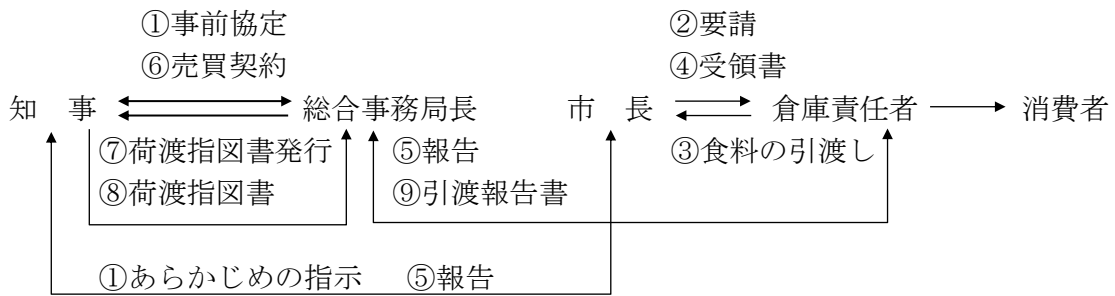


災害救助用米穀（緊急食料）の引渡フローチャート

①市長から沖縄総合事務局長に対して緊急の引渡しを要請する場合



②市から倉庫の責任者に対して緊急の引渡しを直接要請する場合
(総合事務局と倉庫との連絡がつかない場合)



第19節 生活必需品供給計画

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、次によるものとする。

1 実施責任者

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。

災害救助法が適用されない場合において市長が必要と認めるときは、市長が実施する。

なお、物資の調達は、福祉総括班が担当し、配給は避難者、地域住民、自主防災組織の協力をもって行う。

2 給与又は貸与の方法

被服、寝具その他生活必需品物資は、当該物資等の配分計画を立て、被害別及び世帯の構成員数に応じ給与又は貸与するものとする。

また、避難所の避難者のみならず、在宅での避難者、応急仮設住宅として給与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

なお、物資は時間の経過とともに変化することを踏まえるととも、夏季の暑さ対策等被災地の実情を考慮し、さらに、要配慮者や性別によるニーズの違い等に配慮した物資を供給する。

区分	給与・貸与の範囲
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により住家に災害を受けた者（住家の被害程度が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等で、直ちに日常生活を営むことが困難な者） ・船舶の遭難等により被害を受けた者 ・被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財道具をそう失した者 ・被服、寝具その他生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者
品目	<ul style="list-style-type: none"> ・寝具は、就寝に必要な最小限度の毛布等とする。 ・衣類は、上着、下着等とする。 ・身廻り品は、タオル、手拭い、靴、傘等とする。 ・炊事道具は、鍋、釜、包丁、食器類、コンロ等とする。 ・日用品は、石鹸、ティッシュ、歯ブラシ、歯磨等とする。 ・光熱材料は、マッチ、ろうそく等とする。 ・上記のほか、懐中電灯、ラジオ等
費用	<ul style="list-style-type: none"> ・被服、寝具その他生活必需品の給与及び貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たりの費用を算出する。（災害救助法に基づく）
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の日から10日以内とする。ただし、市長が認めた場合は期間を延長することもある。



3 物資の調達

□ 市の役割

物資の調達については、応急救助用として必要最小限の数量を備蓄するほか、市と物流業者による「災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定」、「大規模な災害時における協力に関する協定」等に基づき、生活用品、衣料品、医薬品その他の市が指定する物資等を協定業者との密接な連絡により調達するものとし、必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

資料13 豊見城市災害時協定一覧

□ 県の役割

- ① 市から調達の要請があったときは、県の備蓄物資、卸売業者又は大規模な小売店等から購入した生活必需品等を当該市町村に緊急輸送する。
- ② 備蓄物資又は県内で生活必需品等の必要量の確保が困難な場合、他県、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等へ必要な物資又は資材の供給を要請する。
- ③ 市が災害応急対策を的確に行うことが困難であり、緊急を要すると認められる場合は、市からの要求を待たないで物資を確保し輸送する。
- ④ 災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。
- ⑤ 運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が、正当な理由が無いのに要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うことを指示する。

4 救援物資の受入れ

□ 物資の集積（保管）場所及び輸送

物資の集積（保管）場所は、長嶺中学校武道場又は豊見城中学校武道場とし、配給に関する輸送は物資班が行う。なお、両校の武道場は、食料の集積（保管）場所としても利用する。（前節第3項「食料供給活動」参照）

□ 救援物資の受入れ

市は、全国の自治体、団体等からの救援物資を受け入れる。

市で救援物資の受入れができない場合は、県が市のニーズを把握し、救援物資提供の申出を受け付ける。

□ 受入ルールの作成

救援物資を受け入れる場合は、自治体、企業及び団体からの大口の提供のみとする等、ルールを明確にする。

□ 救援物資の受入方法

県が救援物資を行う場合は、次のとおりとする。

- ① 市のニーズに合わせて必要な時期に必要な物資を提供されるよう調整する。
- ② 広域輸送拠点までの輸送は、提供先に要請する。



- ③ 広域輸送拠点での受入れ及び整理は、可能な限り民間物流業者等の供給システムを活用できるように要請する。
- ④ 市からの要請に基づき、トラック、ヘリコプター、船舶等で輸送する。

5 個人備蓄の推進

市民等に災害直後に最低限必要となる衣類等の生活必需品を非常持出品として個人において準備しておくよう、広報していくものとする。

6 生活必需品物資等の給与及び貸与

給与・貸与の基準（災害救助法を基本とする。）

資料14-17 災害救助法様式 様式7



第20節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

災害時における被災地の感染症対策、保健衛生、清掃、食品衛生監視及び動物の保護収容は、次によるものとする。

1 感染症対策

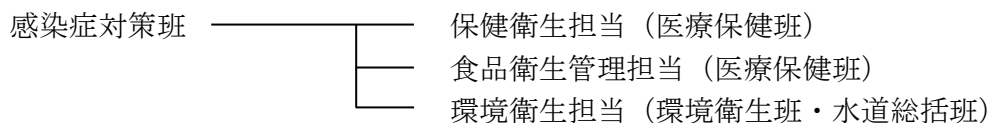
□ 実施責任者

- ① 市は、県の指示に従って感染症対策上必要な措置を行うものとする。
- ② 県は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律114号。以下この節において「法」という。）に基づいて感染症対策上必要な処置を行うものとする。
- ③ 市及び県は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。

□ 感染症対策実施の組織

保健衛生対策は必要に応じて、次のとおり感染症対策班を編成し、災害地域が広範に及ぶときは、その都度即応体制をとるものとする。

班の編成



□ 感染症対策の指示

県は、災害発生時に保健所を通じて災害地の疫学調査を行うとともに、清潔の保持、消毒、ねずみや昆虫などの駆除、その他の感染症対策措置について実情に即した指導を行うものとする。特に、本市の被害が激甚である場合には、職員を派遣してその実情を調査し、実施方法及び基準を示して指導に当たることとなる。

また、県は感染症対策上必要と認めたときは、市に対し、その範囲、期間等を定めて次に掲げる指示を発するものとし、市は速やかに指示事項を実施するものとする。

なお、市又は県の行うこれらの措置は、感染の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、実施する者の安全や周囲の住民の健康及び環境への影響に留意しつつ、行わなければならない。

- ① 法第27条第2項及び第29条第2項の規定による消毒に関する指示
- ② 法第28条第2項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示
- ③ 法第31条第2項の規定による生活の用に供される水の供給に関する指示
- ④ 予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項の規定による臨時予防接種に関する指示



□ 県の役割

(1) 疫学調査

県の疫学調査班は、調査班の稼働能力を考慮し、緊急度に応じて計画的に実施する。実施に当たっては、地区組織の協力を得て的確な情報の把握に努め、集団避難所では、衛生に関する自治組織をつくるよう指導するものとする。

(2) 健康診断

県の疫学調査班は、疫学調査の結果、一類感染症、二類感染症、三類感染症、新感染症、指定感染症への罹患を疑うに足る合理的な理由がある者（保護者を含む）に対し、法に基づく健康診断の勧告を行う。

(3) 臨時予防接種

県は、感染症予防上必要があるときは、対象者の範囲及び期日又は期間を指定して予防接種法第6条の規定により臨時予防接種を実施するものとする。

(4) 患者等に対する措置

県は、被災地に発生した一類感染症、二類感染症又は新感染症の患者等で入院の必要なものについて、法第46条の規定により指定医療機関への入院を勧告する。また、勧告に従わない場合は入院させることができ、法第21条又は第47条の規定により速やかに指定医療機関に移送するものとする。災害の状況によって指定医療機関に移送困難なときは、適当と定める病院又は診療所に移送するものとする。

(5) 消毒並びにねずみ族及び昆虫等の駆除

県は、必要と認めた場合には、法に基づく消毒並びにねずみ族及び昆虫等の駆除について、当該職員に指示を行う。

□ 市の役割

(1) 清潔な環境の維持

市は、感染症の患者が発生し、又は感染症がまん延するおそれがある場合において、感染症予防のため必要があると認めるときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）に対し、清潔を保つよう指導するものとする。

また、市は自ら管理する道路、溝渠、公園等の場所の清潔を保つものとする。

なお、津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生等衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう十分に留意する。

(2) 消毒方法

消毒方法は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第14条によるものとする。

(3) ねずみ族及び昆虫等の駆除

ねずみ族及び昆虫等の駆除の方法は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第15条によるものとする。



(4) 生活の用に供される水の供給

法第31条第2項の規定による知事の指示に基づいて、市は速やかに生活の用に供される水の供給措置を開始するものとする。

(5) 臨時予防接種

予防接種法第6条第1項の規定による知事の指示に基づく臨時予防接種は、対象者の範囲及びその時期又は期間を指定して実施するものとする。実施に当たっては、特別の事情がない限り、通常災害の落ち着いた時期を見計らって定期予防接種の繰上げの実施等を考慮する。ただし、集団避難所で患者若しくは保菌者が発見され、まん延のおそれがある場合には緊急に実施するものとする。

(6) 避難所の感染症対策措置

避難所を開設したときは、県の指導のもとに避難所における感染症対策の徹底を期さなければならない。このため、避難所内における衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症対策に万全を期するものとする。

なお、感染症対策指導の重点事項は、疫学調査、清潔の保持及び消毒の実施、集団給食、飲料水の管理、健康診断とする。

2 保健衛生

市及び県は、次のとおり被災者の健康管理を行うものとする。

□ 良好な衛生状態の保持

被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。

□ 要配慮者への配慮

高齢者、障がい者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

□ 保健師等による健康管理

保健師等による巡回健康相談等を実施し、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導）を行うものとする。

3 清掃対策

被災地におけるごみの収集、し尿の収集処分等の清掃業務を適切に実施し、環境衛生の万全を図る。災害地における被災地帯の清掃の計画・実施については、環境衛生班が主体となって清掃班を組織して行う。

ただし、被害が甚大のため市において実施できないときは、他市町村又は県の応援を求めて実施する。



□ ごみの収集処理の方法

実施事項	実施内容
収集方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの収集は、被災地及び避難所に市の車両を配車して速やかに行う。なお、災害が広範囲にわたり市の車両のみでは収集できない場合は、委託業者車両及び許可業者車両を借上げて収集する。 ・ごみの集積地は、地域自治会長と協議して定める。 ・市が委託する委託業者等の車両は、資料編のとおりである。 <p style="text-align: right;">資料9 ごみ及びし尿処理に関する資料</p>
処理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの処理は、原則として市の処理施設において処理するが、必要に応じ環境保全上支障のない方法で行う。

□ し尿の収集処理の方法

実施事項	実施内容
収集方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、所要の計画に基づいて清掃班によりし尿の収集を実施し、し尿の収集運搬戸数は1.8キロリットルバキューム車で1回約20世帯とする。なお、収集されたし尿はあらかじめ指定する場所に運搬し処理するものとする。
処理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿の処理は、南部広域行政組合岡波苑において処理する。また、南部広域行政組合岡波苑で処理できない場合は、近隣市町に処理を依頼する。
仮設トイレ等のし尿処理	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所への仮設トイレの設置をできる限り早期に完了する。 ・仮設トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行うとともに、し尿の収集・処理を適切に行う。

□ 清掃用薬剤の調達

市は、清掃用薬剤の調達の必要が生じたときは、適切に調達を実施するものとする。

4 食品衛生監視

市は、災害時の状況に応じて必要と判断したときは、県に対し食品衛生監視班の編成と被災地における次の食品衛生監視活動を要請するものとする。

- ① 救護食品の監視指導及び試験検査
- ② 飲料水の簡易検査
- ③ その他食品に起因する危害発生の防止



5 動物の保護収容対策

□ 実施者及び収容・管理

実施区分	実施者	実施内容
犬及び負傷動物対策	県(動物愛護管理センター等)及び市	県及び市は、災害時の状況に応じて必要と認めるときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び豊見城市飼い犬条例(昭和49年豊見城村条例第20号)に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物(犬、猫、小鳥等の愛玩動物)の保護及び収容を行う。収容・保管に際しては、民間団体に対し、犬等の収容・保管のための場所又は施設の提供を求め、犬等を保護・収容したときは適正に管理するよう協力を求めるものとする。
特定動物(危険動物)対策	県(動物愛護管理センター等)(協力機関:市、関係機関)	県は、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物(危険動物)が逸走した場合には、特定動物(危険動物)対策班を設置し、情報収集や関係機関との連絡調整を行うものとする。また、その飼養者に対して、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき人の生命、身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう指導するものとする。所有者不明の場合には、市、警察及び民間団体に対し、特定動物(危険動物)の捕獲、収容その他必要な措置について協力を求めるものとする。

□ 保護・収容動物の公示

県は、保護収容された動物について、台帳を作成・公示するものとする。

□ 動物の処分

実施区分	実施者	実施内容
所有者不明犬等	県(動物愛護管理センター等)	県は、狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。
危険動物	県(動物愛護管理センター等)	県は、危険な動物から人の生命・身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、当該特定動物(危険動物)の殺処分を検討するものとする。その実施については、警察、民間団体に対する必要な協力を求めるものとする。



6 ペットへの対応

災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、市及び県は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体、ボランティア等と協力して対策を実施する。

□ ペットの取扱い

- ① 県、獣医師会及び動物関係団体は、相互に連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部では、負傷動物保護・治療、飼養困難な動物の一時保管、所有者不明動物の情報提供等を行う。
- ② 市は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 県は、ペットフードや飼育用の資機材を確保する。

□ 避難所での取扱い

市は、ペットの状況を把握するとともに、避難所敷地内に専用スペースを設置し避難者の生活場所とを区分する。また、所有者責任による自己管理を徹底させる。



行方不明者の捜索等の費用・期間等

《災害に遭った者の救出》

項目	基準内容
対象者	災害のため現に生命及び身体の危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出するものとする。
費用	船艇、その他救出のための機械、器具等の賃貸料、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常のコ費用とする。
期間	災害発生の日からおおむね3日以内とする。

《死体の捜索》

項目	基準内容
対象者	災害のため現に行方不明な状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。
費用	捜索における船艇、その他捜索のための機械、器具等の賃貸料、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常のコ費用とする。
期間	災害発生の日からおおむね10日以内とする。

第22節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画

この計画は、災害時に住居やその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物の除去に関するものである。

1 実施責任者

災害時における障害物の除去は、災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めたときは、市長が行うことができる。

また、災害救助法が適用されない場合で、市長が必要と認めたときは、市長が実施する。なお、障害物が公共その他の場所に流入したときは、所管する管理者が行うものとする。

2 障害物の除去

□ 住居又はその周辺に運ばれた障害物

市は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木等で日常生活に著しい障害を及ぼすものの除去を災害救助法に基づき実施する。

(1) 対象となる住居の所有者等

- ① 当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- ② 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者
- ③ 自らの資力をもってしては障害の除去ができない者

(2) 除去の方法

市は、人夫あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。ただし、日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限る。



□ 倒壊住宅

市は、解体後の処分場所までの運搬及び処理を行う。

□ 道路啓開

道路管理者は、自動車・死体等の特殊なものを除き、道路上の障害物を除去する。特に、交通路の確保のため緊急輸送道路を優先的に行う。

3 災害廃棄物の処理

□ 災害廃棄物処理体制の確保

市は、災害発生時に排出される多量の一般廃棄物を速やか処理するため、国が策定した「災害廃棄物対策指針（平成30年3月）」及び「沖縄県災害廃棄物処理計画（平成29年3月）」又はこれを踏まえた豊見城市災害廃棄物処理計画を策定し、これらに基づき処理体制を速やかに確保する。

県は、廃棄物処理が市のみでは困難な場合、情報提供や技術的な助言等を行うとともに、国、市及び関係団体と調整し、広域処理体制を構築する。

□ 仮置場・最終処分場の確保

市内でがれきの仮置場・最終処分場の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、県は、県内の他市町村での仮置場・最終処分場の確保について、県及び環境省の支援を受けて確保する。

□ リサイクルの徹底

がれき処理に当たっては、適切な分別を行うことによって可能な限りリサイクルに努めることとし、県においては、リサイクルの技術面の指導や対応可能な業者の選定等を環境省と連携して行う。

□ 環境汚染の未然防止、住民・作業者の健康管理

障害物の除去に当たっては、有毒物質の漏洩やアスベストの飛散防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。県は、そのための技術面の指導、監視等を環境省その他関係機関と連携して行う。

4 障害物の集積場所

障害物の集積場所は、市内の公園施設を利用するものとする。

5 除去の対象、費用及び期間

項目	内容
対象	住家が半壊及び床上浸水（土砂の堆積等により、一時的に居住できない状態になった場合を含む。）した世帯とする。
費用	ロープ、スコップ、その他除去のために必要な機械、器具等の賃貸料、輸送費及び労務費とする。
期間	災害発生の日から10日以内とする。



第23節 住宅応急対策計画

市及び県は、応急仮設住宅の設置や被害住宅の応急修理の実施及び既存公営住宅の活用によって、被災者の住居の確保を図るものとする。

応急的な住まいの確保は、既存住宅ストックの活用を重視して確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

1 応急仮設住宅の設置等

□ 実施責任者

応急仮設住宅の設置は、災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。

災害救助法が適用されない場合であっても、市長が必要と認めるときは、市長が実施する。

□ 設置の場所

応急仮設住宅の設置場所は、原則として市有地とし、やむを得ない場合に限り、私有地を借り上げるものとする。（設置場所：豊見城市総合公園多目的広場）

□ 対象者

応急仮設住宅の入居対象者は、住家が全壊（焼）又は流失し、居住する住家がないものであって、自らの資力では住宅を得ることができない者とする。

□ 設置の方法

応急仮設住宅の建設は県が直接又は建築業者に請負わせる等の方法で行うものとし、必要がある場合は県において必要資材の調達を行うものとする。

なお、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。

□ 設置戸数、規模等

項目	内容
戸数	住家が全壊（焼）又は流失した世帯数の3割の範囲内とする。ただし、これにより難い特別の事情がある場合は、厚生労働大臣に協議し、その承認を得て数の引き上げをすることができる。
規模	1戸当たり29.7㎡（9坪）を基準とする。構造は、一戸建、長屋建又はアパート式建築のいずれでも差し支えない。なお、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。
費用	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年10月1日内閣府告示第228号）第2条第2号イ（2）の規定による。
期間	応急仮設住宅の建築工事に着手する時期は、災害発生の日から20日以内とし、当該住宅を供与できる期間は完成の日から建築基準法第85条第4項による期限内（最高2年以内）とする。



□ 要配慮者に配慮した仮設住宅

市及び県は、高齢者等要配慮者であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を、仮設住宅として設置できる。

□ 入居者の選定

入居者の選定に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の入居を優先するものとする。

□ 賃貸住宅の借上げによる収容

市及び県は、応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。

□ 運営管理

応急仮設住宅は、入居者の状況に応じての適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

2 住宅の応急修理

□ 実施責任者

住宅の応急修理は、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事から委任された市長が実施する。

災害救助法が適用されない場合で、市長が必要と認めるときは、市長が実施する。

□ 対象者

住宅の応急修理の対象者は、災害により住家が半壊（焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ、自己の資力では住家の応急修理を行うことができない者とする。

□ 修理の方法

- ① 住宅の応急修理は、県（権限を委任された場合は市）が直接又は建設事業者等に請負わせる等の方法で行うものとし、必要ある場合は県において必要資材の調達を行うものとする。
- ② 応急修理は居室、炊事場、便所等のような、生活上欠くことのできない最小限度必要な部分のみを対象とする。

□ 修理の戸数及び期間

（1）戸数

応急修理の対象数は半壊（焼）した世帯の数の原則として3割以内とする。該当者の選定は、生活能力が低いものより順次選ぶものとする。

（2）期間

住宅の応急修理は災害発生の日から1か月以内とする。



(3) 住家の被災調査

市は、罹災証明書発行のために、住家の被災状況の調査を行い、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」及び「一部損壊」の区分で判定を行う。

県は、市の要請に基づき、全国から調査要員を確保し配置する等の調整を行う。

3 建物の解体、撤去

市は、被災した建物について応急危険度を判定し、「危険」と判断された建築物を優先して市民等に解体、撤去の措置を促す。また、自力で撤去できないものについては、市長が必要と認めた場合において実施する。

4 公営住宅の活用

市は、県と連携して、市営住宅及び県営住宅の空家状況の把握に努めるとともに、それぞれ、入居を希望している被災者に対し入居資格の特例を認め、その居住の安定を図る。

5 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成・活用し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置が漏れなく、効率的に実施されるように努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。被災者台帳には、次に掲げる事項を記載する。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- ⑥ 援護の実施の状況
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事項
- ⑧ ①から⑦までに掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

県は、災害救助法に基づく被災者の救助を行った者について、被災者台帳を作成する市から情報提供の求めがあったときは、被災者台帳に関連する情報であって自らが保有するものを提供する。



第24節 二次災害の防止計画

地震直後に、被災した建築物が使用できるかどうか、余震等により倒壊しないかどうかの応急的な判断は、専門知識を持たない被災者には困難である。

そこで、あらかじめ登録された応急危険度判定士の派遣を県に要請し、応急危険度判定士による技術的な危険度判定により、余震等による倒壊・落下物に伴う二次災害を未然に防止し、市民等の生命の保護を図るものとする。

1 実施責任者

建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定は、市長が実施する。知事は、市に判定士の派遣及び技術的な支援を行う。

2 被災建築物の応急危険度判定

市は、地震により被災した建築物について、余震等による倒壊や部材の落下等の二次災害を防止し、使用者等の安全を確保するため、応急危険度判定を実施する。危険度判定は、沖縄県被災建築物応急危険度判定要綱（平成22年11月15日沖縄県制定）及び被災宅地の調査・危険度判定マニュアル（令和4年11月被災宅地危険度判定連絡協議会）により実施する。

県は、判定支援本部を設置し、市の要請に基づき応急危険度判定士の派遣、資機材の提供等の支援を行う。

市は、判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて建築物の応急危険度判定を実施し、判定結果を各建築物に表示する。

3 被災宅地の危険度判定

市は、地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の拡大による二次災害を防止するため、被災宅地の危険度判定を実施する。危険度判定は、「被災宅地危険度判定実施要領」により実施する。

県は、判定支援本部を設置し、市の要請に基づき、宅地判定士の派遣、資機材の提供等の支援を行う。市は、判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて宅地の危険度判定を実施し、判定結果を表示する。また、被害状況により被害の拡大が予想される場合は、応急対策や避難指示等の必要な措置をとる。

4 降雨等による水害・土砂災害の防止

県は、地震後の降雨等による水害や土砂災害発生に備え、二次災害防止施策を講じる。特に、津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、二次災害の防止に十分留意する。沖縄県内で震度5強以上が観測された場合又は通常基準より少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される場合、県と沖縄気象台は、必要に応じて大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報等の発表基準を引き下げて運用する。また、国に対して緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）の派遣を要請し、被災状況の迅速な把握、湛水排除等被害の発生及び拡大の防止及び被災地の早期復旧その他災害応急対策に協力を得る。

市は、災害の発生に備え避難対策を実施する。



5 高潮、波浪等の対策

県及び国は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて応急工事及び市と連携した警戒避難体制等の応急対策を行う。

市は、災害の発生に備え避難対策を実施する。

第25節 教育対策計画

この計画は、文教施設又は児童・生徒の被災により通常の教育を行うことができない場合に、応急教育の確保を図るためのものである。

1 実施責任者

災害時の教育に関する応急対策の実施者は、次のとおりとする。

□ 市の役割

- ① 市立小・中学校その他の文教施設の災害復旧は市長が行う。
- ② 市立小・中学校の児童・生徒に対する応急教育は市教育委員会が行う。なお、災害救助法が適用されたとき、又は市で実施することが困難な場合は、知事又は県教育委員会は関係機関の協力を求め適切な措置をとるものとする。
- ③ 災害救助法による教科書、教材及び学用品支給については知事の補助機関として、市長が行う。

□ 県の役割

- ① 県立学校その他の文教施設の災害応急復旧は、県教育委員会が行うものとする。
- ② 県立学校の児童・生徒に対する応急教育は、県教育委員会が行うものとする。

□ 私立学校

私立学校の文教施設の災害応急復旧及び児童・生徒の応急教育は、学校設置者が行うものとする。

2 応急教育対策

災害時における応急教育は、おおむね次の要領によるものとする。

□ 休校措置

- ① 大規模災害が発生し、又は発生が予想される場合は、各学校長が市教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとる。
- ② 休校措置が登校前に決定したときは、直ちにその旨を放送(各自治会放送、報道機関等)その他確実な方法により児童・生徒に周知させる。
- ③ 休校措置が登校後に決定し、児童・生徒を帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、必要に応じて集団下校、学校職員による誘導等を行う。



- ④ 学校施設が災害によりその一部が損壊し、使用不能になった場合は、安全管理上緊急修理を要する箇所について応急措置又は補強を施し、学校教育に支障のない万全の措置を講じ休校をできる限り避ける。
- ⑤ 災害に伴う被害の程度によって授業ができないときは、休校とする。ただし、正規の授業は困難であっても、できるだけ速やかに応急教育の実施に努めるものとする。

□ 学校施設の確保

災害の規模及び被害の程度により、次の施設を利用するものとする。

- ① 校舎の一部が使用できない場合は、特別教室、屋内体育施設等を利用する。なお、不足するときは、二部授業等の方法による。
- ② 校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、公民館等の公共的施設を利用し、又は隣接学校の校舎等を利用する。
- ③ 特定の地区が全体的に被害を受けた場合は、避難先の最寄りの学校又は被害をまぬがれた公民館等の公共的施設等を利用する。なお、利用すべき施設等がないときは、応急仮校舎の建設をする。
- ④ 市教育委員会は、応急教育に当たって市内に適切な施設がない場合は、県教育事務所を通じて県教育委員会に対して施設の提供につき要請を行うものとする。県教育委員会は、市教育委員会から要請があった場合は、適切な措置をとるものとする。

□ 教育職員の確保

県教育委員会は、県教育事務所及び市教育委員会と連携し、応急教育実施のため支障をきたすことのないよう適切な教育を行い、教育上の混乱を招かないよう教育職員の確保に努めるものとする。

□ 教科書、教材及び学用品の支給方法

(1) 被災児童・生徒及び教科書の被害状況の調査報告

市は、被災した児童・生徒及び災害によって滅失した教科書及び教材の状況を別に定めるところにより県教育委員会に報告するものとする。

県教育委員会は、市からの報告に基づき必要に応じて、現品入手の手続きを行うものとする。

(2) 支給

① 災害救助法適用世帯の小学生及び中学生に対する支給

給与の対象となる児童・生徒の数は、被災者名簿により該当学校における在籍の確認を行い、被害別・学年別で給与対象人員を正確に把握し、教科書にあつては学年別・発行所別に調査集計し、調達配分する。文房具、通学用品にあつては、前期給与対象人員に基づいた学用品購入（配分）計画表により購入配分する。

② 災害救助法適用世帯以外の小学生及び中学生に対する支給

災害救助法適用世帯以外の児童・生徒に対しては、市又は本人の負担とする。

資料14-17 災害救助法様式 様式15

□ 転校及び編入

被災児童・生徒の転校及び編入については、教育長が別に定める。



3 学校給食対策

市教育委員会は、応急給食について県教育委員会、県学校給食会及び保健所と協議の上、実施するものとする。

4 社会教育施設等の対策

社会教育施設等の施設は災害応急対策のために利用される場合が多いことから、管理者は被害状況の把握に努めるとともに、被災した施設等の応急修理等を速やかに実施するものとする。

5 罹災児童・生徒の保健管理

市は、罹災児童・生徒の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図る。

6 文化財対策

文化財の所有者等は、文化財に被害が発生した場合に、被害状況を速やかに調査し、その結果を報告する。

- ① 市指定の文化財は、市教育委員会に報告する。
- ② 市教育委員会は、被災文化財等について文化庁及び県教育委員会と調査し、必要に応じて市文化財調査審議委員等の専門家の意見を参考にして、文化財としての価値を維持するよう、被災文化財個々についての対策を所有者等に指示し指導するものとする。



第26節 危険物等災害応急対策計画

危険物による災害については、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。

1 石油類

□ 危険物施設の責任者の役割

消防法で定める危険物の製造所等の施設が危険な状態となった場合、施設の責任者は、次の応急措置を行うとともに、消防機関等の関係機関に通報するものとする。

- ① 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出、出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。
- ② タンク破壊等により漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。
- ③ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

□ 市の役割

市は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示、広報活動等を実施するものとする。

□ 警察の役割

警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

□ 第十一管区海上保安本部等の役割

第十一管区海上保安本部等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

資料10-5 危険物施設一覧

2 高圧ガス類

□ 高圧ガス保管施設責任者の役割

高圧ガス保管施設責任者は、高圧ガス保管施設が危険な状態となった場合は、次の応急措置をとるとともに、消防機関等関係機関に通報するものとする。

- ① 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。
- ② 高圧ガス保管施設が危険な状態になったときは、直ちに製造、消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を退去させる。
- ③ 充填容器等を安全な場所に移す。



□ 市の役割

市は、保管施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等を実施するものとする。

□ 県の役割

- ① 高圧ガス保管施設全部又は一部の使用の停止を命ずる。
- ② 高圧ガスの製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
- ③ 高圧ガス又はこれを充填した容器の廃棄又は所在場所の変更を命ずる。

□ 警察の役割

警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

□ 第十一管区海上保安本部等の役割

第十一管区海上保安本部等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

資料10-5 危険物施設一覧

3 火薬類

□ 火薬類保管施設責任者の役割

火薬類保管施設責任者は、火薬類が危険な状態となった場合は、次の応急措置をとるとともに、消防機関等関係機関に通報するものとする。

- ① 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。
- ② 時間的余裕のある場合において、貯蔵火薬類を他地域に搬送する。
- ③ 搬送経路が危険であるか、又は搬送する時間的余裕がない場合においては、火薬類を水中に沈める等の措置を講じる。

□ 市の役割

市は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示等を実施するものとする。

□ 県の役割

県は、次の保安措置を実施する。

- ① 火薬類保管施設管理者及び消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部又は一部の使用の一時停止を命ずる。
- ② 火薬類保管施設管理者及び消費者、その他火薬類を取り扱うものに対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
- ③ 火薬類の消費者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずる。



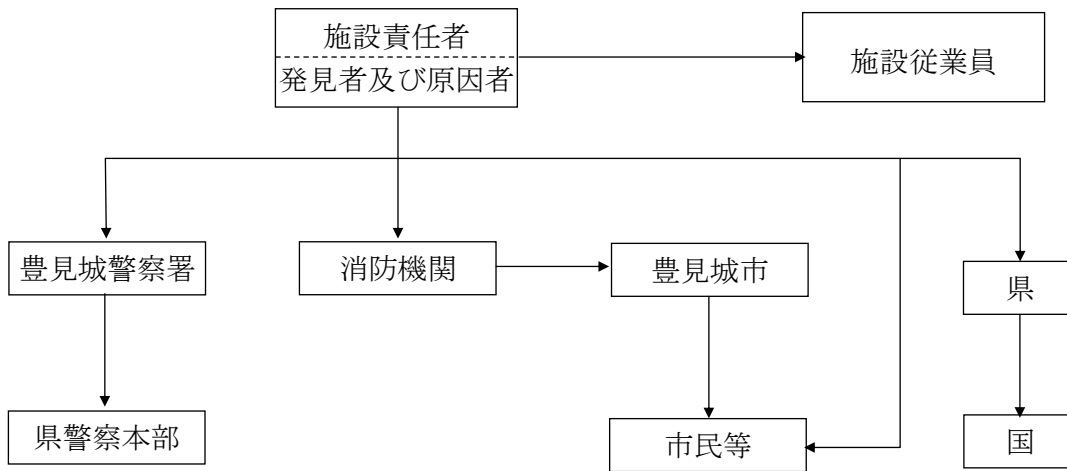
□ 警察の役割

警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

□ 第十一管区海上保安本部等の役割

第十一管区海上保安本部等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

通報連絡系統図（石油類、高圧ガス類、火薬類）



4 毒物劇物

□ 毒物劇物保管施設責任者の役割

毒物劇物保管施設責任者は、毒物保管施設等が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散し、漏れ、流出し、染み出し、又は地下に浸透して保健衛生上の危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次の応急措置をとるとともに、保健所、消防機関、警察等の関係機関に通報するものとする。

- ① タンク破壊等により漏洩した毒物・劇物が流出、飛散しないよう防止措置をとる。
- ② 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

□ 市の役割

市は、施設の責任者と密接な連絡を図り、施設の延焼防止のための消防活動、負傷者等の救出、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等を実施するものとする。



□ 県の役割

県は、施設等の責任者に対し、危険防止のための応急措置を講じるよう指示するほか、毒性、劇性の危険区域を指定して警察、消防等関係機関と協力し、交通遮断、緊急避難、除毒方法の実施及び広報活動等を実施するものとする。

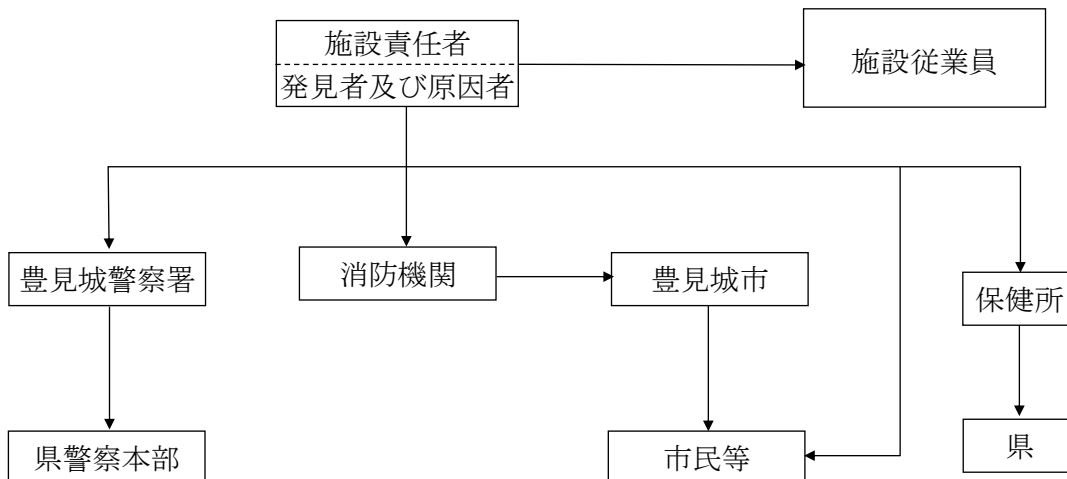
□ 警察の役割

警察は、施設の責任者その他関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

□ 第十一管区海上保安本部等の役割

第十一管区海上保安本部等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

通報連絡系統図（毒物劇物）



第27節 在港船舶対策計画

市、第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、豊見城警察署及び糸満漁業協同組合（与根支部・瀬長支部）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、港内在泊船の万全を期するため、相互に密接な連携のもとに、次の措置を講じるものとする。

1 船舶の被害防止対策

災害が発生するおそれがある場合は、関係機関が無線連絡等又は船艇の巡回伝達等により在港船舶及び沿岸航行中の船舶に通報し、災害情報の周知徹底を図るほか、次の措置を講じるものとする。

- ① 港内停泊船は、安全な海域に移動させる。
- ② 岸壁けい留船舶は離岸して安全な海域に移動させるか、離岸できないときは、けい留方法について指導する。
- ③ 荷役中の船舶は、速やかに荷役終了又は中止させる。
- ④ 航行中の船舶は、早目に安全な海域に避難するよう勧告する。
- ⑤ 災害により港内又は港の境内付近に船舶交通を阻害するおそれのある漂流物、沈没物、その他の物体を生じたときは、その物体の所有者等にその物件の除去等について指導する。

2 津波避難

津波に対する船舶等の避難は、第8節「避難計画」による。

第28節 労務供給計画

この計画は、災害応急対策の実施のため、市職員の動員だけでは十分に対応できない困難な事態が発生した場合に必要な労務の供給に関するものである。

1 実施責任者

災害応急対策に必要な労務者の雇用は、市長が行う。

2 労務者の供給の方法

市は、必要とする作業内容、労務の種別、就労時間、所要人員及び集合場所を明示して、公共職業安定所長に要請するものとする。

3 災害救助法による賃金職員等の雇上げ

市が実施する、災害救助法に基づく救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げは、次のとおりとする。



□ 雇上げの範囲

救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げの範囲は、次のとおりとする。

賃金職員等	雇上げの範囲
被災者の避難誘導賃金職員等	災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための誘導賃金職員等を必要とするとき。
医療及び助産における移送賃金職員等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県から派遣された医療救護班（以下「医療救護班」という。）では処理できない重症患者又は医療救護班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者がおり、病院、診療所に運ぶための賃金職員等を必要とするとき。 ・ 医療救護班によって医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動にともなう賃金職員等を必要とするとき。 ・ 傷病疾病がまだ治癒せず、しかも重症ではあるが、今後は自宅療養することになった患者を輸送するための賃金職員等を必要とするとき。
被災者の救出賃金職員等	被災者の救出及びその救出に要する機械器具、その他の資材の操作又は後始末をするための賃金職員等を必要とするとき。
飲料水の供給賃金職員等	飲料水を供給するための機械器具の運搬、操作等に要する賃金職員、飲料水を浄化するための医薬品等の配布に要する賃金職員及び飲料水を供給するために必要とする賃金職員等を必要とするとき。
救済用物資の整理、輸送及び配分賃金職員等	<p>次の物資の整理輸送及び配分に要する賃金職員等を必要とするとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被服、寝具、その他の生活必需品 ・ 学用品 ・ 炊き出し用の食料品、調味料、燃料 ・ 医薬品、衛生材料
死体捜索賃金職員等	死体の捜索に必要な機械器具、その他の資材の操作及び後始末に要する賃金職員等を必要とするとき。
死体の処理（埋葬を除く。）賃金職員等	死体の洗浄、消毒等の処理をする賃金職員等及び仮安置所まで輸送するための賃金職員等を必要とするとき。

□ 賃金職員等雇上げの特例

前表に掲げる賃金職員等のほか、埋葬、炊き出しその他救助作業の賃金職員等を雇上げる必要がある場合は、次の申請事項を明記して県に申請するものとする。

- ① 賃金職員等の雇上げをする目的又は救助種目
- ② 賃金職員等の所要人員
- ③ 雇上げを要する期間
- ④ 賃金職員等雇上げの理由

県は申請を受け、その必要を認めるときは、厚生労働大臣にその旨申請し、承認を得て実行するものとする。

資料14-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間



□ 雇上げの費用及び期間

(1) 費用

雇上げ労務に対する賃金は、法令その他の規定されているものを除き、労務者を使用した地域における通常の実費程度を支給するものとする。

(2) 雇上げ期間

労務者雇上げの期間は、災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、災害救助法に基づく賃金職員等の雇上げの期間は、それぞれ救助の実施が認められる期間とする。

4 従事命令・協力命令

□ 従事命令又は協力命令の発令

災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は、従事命令、協力命令を発するものとする。

(1) 従事命令等の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市長
		〃 第65条第2項	警察官及び海上保安官
		〃 第65条第3項	自衛官（市長の職権を行う者がその場にはいない場合）
		警察官職務執行法第4条	警察官
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第7条第1項	知事
	協力命令	〃 第8条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く 応急措置)	従事命令	災害対策基本法第71条第1項	知事（委任を受けた場合は市長）
	協力命令	〃 第71条第2項	
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員及び消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者、水防団長及び消防機関の長



(2) 命令対象者

命令区分（作業対象）	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令（災害応急対策並びに救助作業）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師、歯科医師又は薬剤師 ・ 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 ・ 土木技術者又は建築技術者 ・ 土木、左官又はとび職 ・ 土木業者、建築業者及びこれらの従業者 ・ 地方鉄道業者及びその従業者 ・ 軌道経営者及びその従業者 ・ 自動車運送業者及びその従事者 ・ 船舶運送業者及びその従業者 ・ 港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令（災害応急対策並びに救助作業）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市長、警察官、海上保安官の従事命令（災害応急対策全般）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害緊急対策全般）	<ul style="list-style-type: none"> ・ その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防吏員消防団員の従事命令（消防作業）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令（水防作業）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区域内に居住する者又は水防の現場にある者

□ 損失に対する補償

市及び県は、従事命令等による処分によって通常生ずべき損失に対して補償を行うものとする。

□ 実費の弁償

県は、従事命令によって応急措置の業務に従事した者に対しては、災害対策基本法施行令第35条の規定に基づく基準に従ってその実費を弁償するものとする。（災害対策基本法第82条第2項）

また、災害救助法に基づく従事命令によって応急措置の業務に従事した者に対しては、災害救助法施行令第11条の規定に基づき別に定めるところにより実費を弁償するものとする。（災害救助法第24条第5項）

□ 傷害等に対する補償

市は、従事命令（警察官又は海上保安官が災害対策基本法の規定により市長の職権を行った場合も含む。）により、当該事務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病となったときは、市は災害対策基本法施行令第36条に規定する基準に従い条例で定めるところにより、その者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

資料14-24 公用令書



第29節 民間団体の活用計画

この計画は、災害の規模が大きく地域社会の災害応急対策の円滑かつ迅速な処理を行うため、民間団体の協力を図るものである。

1 実施責任者

民間団体に対する要請は、市が行うものとする。

なお、市で処理できない場合は、隣接市町に協力を求めて行うものとする。

また、大規模な被害又は広範囲にわたる災害が発生した場合、若しくは市において処理できない場合においては、市から民間団体の活用の要請を県に行うものとする。

2 協力要請団体

- ① 各自治会（各自主防災組織）
- ② 赤十字奉仕団
- ③ 青年団体及び女性団体
- ④ 民間事業者
- ⑤ その他各種団体

3 協力の要請

実施項目	内容
要請事項の明記	<ul style="list-style-type: none"> ・協力を必要とする理由 ・作業の内容 ・期間 ・従事場所 ・所要人員数 ・その他必要な事項
協力を要する作業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・災害現場における応急措置と患者の搬出、危険箇所の発見及び連絡等の奉仕及び要配慮者の避難支援 ・救護所の設置に必要な準備、救護所における患者の世話等の奉仕 ・被災者に対する炊き出し、給水の奉仕 ・警察官等の指示に基づく被災者の誘導、搬出家財等の監視と整理の奉仕 ・関係機関の行う被害調査、警報連絡の奉仕 ・その他危険の伴わない災害応急措置の応援



第30節 ボランティア受入計画

大規模な災害の発生時には、市の防災関係の職員だけでは十分な応急対策活動が実施できない事態が予想される。このような場合、災害応急対策の迅速かつ的確な実施を行うため関係諸団体との連携のもと、民間のボランティアの参加を求めるとともに、受入体制を整備するものとする。

1 ボランティアの募集

県及び県社会福祉協議会に設置される沖縄県災害ボランティアセンターは、被災地におけるボランティアの円滑な活動が図られるよう市災害ボランティアセンターと連携協力を行う。

また、市災害ボランティアセンターは、ボランティア受付の総合窓口を設置するとともに、被災地におけるボランティアニーズを把握し、ボランティア募集に係る広報に努める。

2 ボランティアの受入れ

市災害ボランティアセンターは、沖縄県災害ボランティアセンター、日本赤十字社、地域のボランティア団体等と連携をとり、ボランティアの円滑な活動が図られるよう受入体制を整備する。

さらに、ボランティアの受入れに際しては、高齢者介護、障がい者及び外国人との会話力等ボランティア技能等が効果的に生かされるように配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

ボランティアの受入事務（受付、活動調整、現地誘導等）は、地域のボランティアや住民組織からの人員の派遣により実施する。

3 ボランティアの活動内容

ボランティアに参加・協力を求める活動内容は、次のとおりとする。

□ 専門ボランティア

- ① 医療救護（医師、看護師、助産師等）
- ② 無線による情報の収集・伝達（アマチュア無線通信技術者）
- ③ 外国人との会話（通訳及び外国人との会話能力を有する者）
- ④ 住宅の応急危険度判定（建築士）
- ⑤ その他災害救助活動において専門技能を要する業務

□ 一般ボランティア

- ① 炊き出し
- ② 清掃
- ③ 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- ④ 被災地外からの応援者に対する地理案内
- ⑤ 軽易な事務補助



- ⑥ 危険を伴わない軽易な作業
- ⑦ 避難所における各種支援活動
- ⑧ その他災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務
- ⑨ 災害ボランティアセンターの運営に関する支援
- ⑩ その他必要なボランティア活動

4 ボランティアの活動支援

市、県、社会福祉協議会等は、ボランティアの活動支援として、次の対策について実施する。

□ 主な支援内容・役割

沖縄県災害ボランティアセンターの役割役割 (県庁舎等)	市災害ボランティアセンターの役割 (市庁舎等)
<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの活動方針の検討 ・全体の活動状況の把握 ・ボランティアニーズの全体的把握 ・ボランティアコーディネーターの派遣調整 ・各組織間の調整。特に行政との連絡調整 ・ボランティア活動支援金の募集、分配 ・市災害ボランティアセンターの立ち上げ及び継続的活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所等のボランティア活動の統括 ・一般ボランティアの受付、登録（登録者は本部へ連絡） ・一般ボランティアへのオリエンテーション（ボランティアの心得、活動マニュアル） ・ボランティアの紹介 ・ボランティアニーズの把握とコーディネーション ・ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映

□ 設備機器の提供

市及び県は、可能な限り、電話、ファックス、携帯電話、パソコン、コピー機、事務用品、自動車、自転車、活動資機材等を提供する。

□ 情報の提供

市及び県は、行政によって一元化された適切な情報をボランティア組織に提供することによって、情報の共有化を図る。なお、提供するに当たっては、ボランティア組織自体が必要とする情報だけでなく、市民等に対する震災関連情報、生活情報も同時に提供する。

□ ボランティア保険

市は、ボランティア保険の加入に際して、金銭面の支援に努める。

□ ボランティアに対する支援物資の募集

市及び県は、ボランティアが必要としている支援物資を、報道機関を通じて広報することによって、ボランティア活動に対する金銭面や物的面の負担を軽減する。



第31節 公共土木施設応急対策計画

災害時における道路及び漁港施設の応急対策は、次のとおりとする。

1 実施責任者

災害時における道路及び漁港施設の応急対策は、それぞれの施設の管理者が行うものとする。

2 施設の防護

□ 道路施設

市長は、管理に属する道路に被害が発生した場合は、直ちに次の事項を南部土木事務所長に報告するものとする。

- ① 被害の発生した日時及び場所
- ② 被害の内容及び程度
- ③ 迂回道路の有無

市長は、自動車の運転者、地区の市民等が決壊崩土、橋りょう流失等の災害を発見した場合は、直ちに市長に報告するよう、常時指導・啓発しておくものとする。

□ 漁港施設

市長は、管理に属する護岸、岸壁等に被害が発生した場合は、速やかに次の事項を南部土木事務所長等に報告するものとする。

- ① 被害の発生した日時及び場所
- ② 被害の内容及び程度
- ③ 泊地内での沈没船舶の有無

3 応急措置

□ 道路施設

道路管理者は、災害が発生した場合は全力をあげて復旧に努めるとともに、迂回道路等の有無を十分調査し、迂回道路のある場合は直ちにこれを利用して交通を確保するものとする。

□ 漁港施設

漁港管理者は、災害が発生した場合は全力をあげて復旧に努めるとともに、再度災害を防止するため十分な応急措置を行い、背後の民家を防護するものとする。

4 応急工事

□ 応急工事の体制

(1) 要員及び資材の確保

応急工事の実施責任者は、災害時における応急工事を迅速に実施するため、次の措置を講じておくものとする。

- ① 応急工事の施行に必要な技術者、技能者の現状把握及び緊急時における動員方法
- ② 地元建設業者の現地把握及び緊急時における調達の方法



(2) 応援又は派遣の要請

応急工事の実施責任者は、被害激甚のため応急工事が困難な場合、又は大規模な対策を必要とする場合は、他の地方公共団体に対し応援を求めて、応急工事の緊急実施を図るものとする。

□ 応急工事の実施

応急工事の実施責任者は、次により災害時における応急工事の迅速な実施を図るものとする。

(1) 道路施設

① 応急工事

被害の状況に応じておおむね次の仮工事により応急の交通確保を図るものとする。

- 排土作業又は盛土作業
- 仮舗装作業
- 障害物の除去
- 仮道、さん道、仮橋等の設備
- 路面及び橋りょう段差の修正

② 応急工事の順位

被害が激甚な場合は、救助活動及び災害応急措置を実施するために必要な道路から重点的に実施するものとする。

(2) 漁港施設

① 背後地に対する防護

津波による防波堤の破壊のおそれがある場合は、補強工作を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止め工事、拡大防止応急工事を実施するものとする。

② 航路、泊地の防護

河川から土砂流入及び波浪による漂砂によって航路、泊地が被害を受け、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行うものとする。

③ けい留施設

岸壁、物揚場等の破壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止するものとする。



第32節 ライフライン等施設応急対策計画

第1款 電力施設応急対策

災害時の電力供給のための応急対策は、次によるものとする。

1 実施方針

沖縄電力株式会社における応急対策の実施は、同社の定める「沖縄電力株式会社防災業務計画」により実施するものとする。

2 関係機関との協力体制

被災地に対する電力供給を確保するため、沖縄電力株式会社は、県があらかじめリスト化する重要施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、県災害対策本部（消防防災対策課）と協議して措置するものとする。

第2款 ガス施設応急対策

市域における災害時のガスの供給のための応急対策は、次によるものとする。

1 実施方針

沖縄ガス株式会社における応急対策は、同社が定める防災計画により実施するものとする。

2 関係機関との協力体制

被害地に対するガス供給を確保するための応急対策をとる場合、ガス供給事業者は、警察、消防をはじめ関係機関に十分連絡の上、これら諸機関の協力を求めるとともに、必要に応じて県災害対策本部等と協議して措置するものとする。

なお、漏洩事故における対策には、次の事項に重点をおいて処置するものとする。

- ① 警察、消防機関等への通報
- ② ガス漏れ応急処置
- ③ 火災及び消防警戒区域の設定に対する協力
- ④ 市民等の避難、救出

第3款 液化石油ガス施設応急対策

液化石油ガス販売事業所は、自ら供給している消費者等から事故発生 of 通報があったときは、(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会長、消防機関及び警察に通報するとともに、応急措置を行う。



第4款 上水道施設応急対策

上水道施設の復旧に当たっては、給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ少なくするとともに、復旧優先順位を設ける等効率的に復旧作業を進めるものとする。

また、被災者に対しては、給水車、備蓄飲料水、簡易浄水装置、雑用水源等の活用等により速やかに緊急給水を実施する。

1 復旧の実施

□ 送水施設の復旧

送水管・ポンプ場等の被害は、給水活動に大きな支障を及ぼすことから、その復旧は最優先で行うものとする。

□ 管路の復旧

管路の復旧に当たっては、随時、配水系統等の変更を行いながら、あらかじめ定めた順位に基づき、被害の程度、復旧の難易、被害箇所の重要度、配水池・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次、復旧を行うものとする。

□ 給水装置の復旧

(1) 公道内の給水装置（配水管から量水器まで）

公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

(2) 一般住宅等の給水装置（量水器以降）

一般住宅等の給水装置の復旧は、所有者等が行うが、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、冷却水を要する変電所等は必要に応じて市が復旧を支援する。

2 広域支援の要請

市は、水道事業者等による相互の支援の状況を踏まえつつ、県内の水道事業者等及び関係団体に対して、広域的な支援の要請をするとともに、これらの者による支援活動に係る調整を行う。

また、上下水道対策部は、外部からの支援者の円滑な活動を確保するため、水道施設及び道路の図面の配布、携帯電話等の連絡手段の確保状況の確認等を行う。

3 災害広報

応急復旧の公平性を確保するため、情報収集及び伝達手段の確立を図るとともに、復旧の順序や地域ごとの復旧完了予定時期について広報に努める。



第5款 下水道施設応急対策

下水道施設に被害が発生した場合においては、市は県と連携し、主要施設から順次復旧を図るものとする。

復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、取付管等の復旧を行う。

1 復旧の実施

□ 処理場及びポンプ場の復旧

処理場、ポンプ場において、停電が発生した場合においては、各所で保有する非常用発電機及びディーゼルエンジン直結ポンプ等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

□ 管渠施設の復旧

管渠施設に破損及び流下機能の低下等の被害が発生した場合においては、既設マンホールを利用したバイパス管の設置や代替管を利用して復旧に努める。

2 災害広報

応急復旧の公平性を確保するため、情報収集及び伝達手段の確立を図るとともに、復旧の順序や地域ごとの復旧完了予定時期について広報に努める。

第6款 電気通信設備応急対策

電気通信関係機関は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び市民等に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）をする。

市内における災害時の電気通信確保のための応急対策について、各社の定める防災業務計画に基づき実施する。



第33節 農林水産物応急対策計画

この計画は、災害時における農林水産関係の災害応急対策を行い、これら農林水産の経営の安定を図るためのものである。

1 農林水産物の対策

市は、災害の発生により農林水産物に甚大な被害を受けたときは、直ちに再生産対策を樹立し、農漁家を対象とした督促に努めるほか、農業協同組合、糸満漁業協同組合及び関係団体の相互協力のもと、対策を実施するものとする。

2 農産物応急対策

□ 種苗対策

- ① 災害により農産物のまき替え及び植え替えを必要とする場合は、農業協同組合各支店に必要種苗の確保を要請するとともに、県に報告するものとする。
- ② 市長の要請を受けた農業協同組合各支店は、直ちに要請を取りまとめ、管内で確保できないものについては、上部機関の沖縄県農業協同組合等に種苗の購買を発注して必要量を確保するものとする。
- ③ 県は、連合会等から種苗のあっせん依頼の要請があった場合、国、中央取扱機関等に要請して種苗の確保を図るものとする。

□ 病虫害防除対策

(1) 緊急防除対策

災害により病虫害が異常発生し、又は発生が予想され緊急に防除を必要とする場合、県は県病虫害防除協議会に諮り、病虫害緊急防除対策を樹立し、市長に対し具体的な防除を指示するものとする。県からの指示により市長は市域の病虫害緊急防除対策を樹立し、農業協同組合農業団体及び農家に対し具体的な防除を指示するものとする。

(2) 緊急防除指導班の編成

市は、必要と認めるときは、緊急防除指導班（農林水産対策班、農業協同組合、南部農業改良普及センター等）を編成し、現地指導の徹底を図るものとする。

3 家畜の応急対策

□ 家畜の管理

地震後の降雨等により、浸水、がけ崩れ等の災害が予想される時、又は発生したときは、飼育者において家畜を安全な場所に避難させるものとする。

なお、飼育者においては、あらかじめ家畜の適切な避難場所を選定し、避難方法について計画しておくものとする。この場合において必要があるときは、事前に市と協議するものとする。



□ 家畜の疾病対策

家畜疾病の発生を予防するため、災害地域の家畜及び畜舎に対して県の指示に従い必要な防疫対策を実施する。また、診断に必要な家畜については、県を通じて家畜診療所獣医師等の派遣を要請する。災害による死亡家畜については、家畜の飼養者をして、市に届出を行うとともに、関係法令に基づき埋却、焼却等の処理を適切に行うよう指示するものとする。

□ 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となったときは、各畜産関係組合等の要請に基づき、県又は農業協同組合に対し必要数量の確保及び供給についてあっせんを要請するものとする。

4 漁船漁具応急対策

災害が予想されるときは、所有者において漁船漁具を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難場所の選定、避難の方法等についてあらかじめ糸満漁業協同組合（与根支部・瀬長支部）及び漁港関係者と協力し計画しておくものとする。

第34節 その他災害応急対策に必要な事項

災害時におけるその他災害応急対策に必要な事項については、次によるものとする。

1 証票

市本部に従事する者は、必要に応じてビブス（※）を着用し、身分証明書を携行する。

※ビブス：着衣の上に着るベスト状のもの

2 市本部の看板

災害対策業務に使用する拠点施設には、必要に応じて看板を掲示する。



第2章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設災害復旧計画

公共施設の災害復旧対策は、次のとおりとする。

1 災害復旧事業計画作成の基本方針

災害復旧に当たっては、各施設の原形復旧にあわせ再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等将来の災害に備える事業計画とし、各施設等の災害応急対策がある程度終了したときは、被害の程度を検討して計画するものとする。

この場合、関係機関は、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう事前協議を行い、その調整を図るものとする。

2 災害復旧事業計画

公共施設の災害復旧は、おおむね次の事業について計画するものとする。

なお、災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、法令で別に定めるところにより、予算の範囲内において国及び県が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ① 河川施設復旧事業計画
- ② 海岸施設復旧事業計画
- ③ 道路施設復旧事業計画
- ④ 砂防施設復旧事業計画
- ⑤ 地すべり防止施設復旧事業計画
- ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
- ⑦ 下水道施設復旧事業計画
- ⑧ 林地荒廃防止施設復旧事業計画
- ⑨ 漁港施設復旧事業計画
- ⑩ 公園災害復旧事業計画
- ⑪ 水道施設復旧事業計画

(2) 農水産事業施設災害復旧事業計画

(3) 都市災害復旧事業計画

(4) 住宅災害復旧事業計画

(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(6) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画

(7) 公立学校施設災害復旧事業計画

(8) 社会教育施設災害復旧事業計画

(9) 文化財災害復旧事業計画

(10) その他の災害復旧事業計画



3 施設災害復旧事業に関する国の財政措置等

災害のため被害を受けた公共施設等の災害復旧事業に関する国の財政措置は十分に把握しておき、今後の特別措置等を勘案して迅速な復旧を図るものとする。

4 市及び県の措置

□ 激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合において、市又は県は被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定が受けられるよう迅速かつ適切な対応を行い、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

□ 緊急災害査定促進

災害が発生した場合、市及び県は、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行われるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努めるものとする。

□ 災害復旧資金の確保措置

市及び県は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため所要の措置を構ずる等、災害復旧事業の早期実施を図るものとする。

□ 暴力団の排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行う等、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

□ 復旧工事の代行

県は、国の緊急災害対策本部が設置される災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けて市から要請があり、かつ、市の工事の実施態勢等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市に代わって工事を行うものとする。

□ 職員の派遣の求め

市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。



第2節 被災者生活への支援計画

市及び県は、被災者等の生活再建に向けて住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般、また、女性の悩み相談・暴力被害者支援等きめ細かな支援を講じる。

市及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、平時より被災者支援の仕組みの整備等に努め、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第1款 災害相談

被災者が抱える相談や問い合わせに対しては、「住民サポートセンター」を開設してこれに総合的、横断的に対処するものとする。

1 住民サポートセンターの開設

市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に周知するとともに、総合的な相談窓口として住民サポートセンターを設置する。

市外に避難した被災者に対しても、市及び避難先の市町村が協力・連携することにより、被災者に対して必要な情報及び支援・サービスを提供する。

2 相談内容

住民サポートセンターにおいて想定される相談内容（例）は、次のとおりである。

- ① 被災建築物の応急危険度判定結果及び処置について
- ② 倒壊家屋の解体・撤去
- ③ 各種資格証の再発行等（年金証書、免許証等）
- ④ 罹災証明書の発行手続き
- ⑤ 仮設住宅の入居
- ⑥ 独立行政法人住宅金融支援機構関係（返済、支払方法等）
- ⑦ 事業再開の融資
- ⑧ 災害援護資金
- ⑨ 被災に伴う税金の減免措置
- ⑩ 借地・借家
- ⑪ 医療、保健（精神保健を含む）
- ⑫ 労働相談

3 設置場所

住民サポートセンターは、市役所、被災地の公共施設等に設置する。



第2款 応急危険度判定

1 被災建築物応急危険度判定士の確保

応急仮設住宅班は、次のとおり被害建物の応急危険度判定士の有資格者を確保する。
なお、県（建築指導班）は判定実施支援本部を設置し、市の支援を行う。

2 応急危険度判定士の確保方法

- ① 県、他市町村へ派遣要請する。
- ② 市内建築関係団体へ派遣要請する。
- ③ ボランティアの募集のための広報を行う。

3 被災建築物応急危険度判定実施本部（窓口）の設置

応急仮設住宅班は、多数の応急危険度判定士の受入体制及び作業体制を確立するために、判定実施本部（窓口）を設置する。

4 判定実施本部（窓口）の実施内容

- ① 受け入れた応急危険度判定士の名簿づくり
- ② 担当区域の配分
- ③ 移動方法及び宿泊場所の設定
- ④ 判定基準の資料の準備
- ⑤ 立入禁止等を表示する用紙の準備
- ⑥ 判定統一のための打ち合わせの実施

5 被災建築物応急危険度判定の実施

判定は、「震災建築物等の被災度判定基準及び復旧技術指針」（（財）日本建築防災協会）に従って行う。判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分し、3色の判定ステッカーに対処方法を記載し、建物の見やすい場所に貼りつける。判定の結果、「危険」とされた建物は、立入禁止の措置をとる。

判定結果	ステッカーの色	内容
危険	赤	建築物の損傷が著しく、倒壊等の危険性が高い場合であり、使用及び立入りができない。
要注意	黄	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立入りが可能である。
調査済	緑	建築物の損傷が少ない場合である。（安全）



6 建物の解体、撤去

応急仮設住宅班は、応急危険度判定により「危険」と判断された建築物を優先して、所有者に解体、撤去の措置を促す。また、自力で撤去できないものについては、本部長が必要と認めた場合において土木対策班が行う。また、作業計画は、前章第22節「障害物の除去・震災廃棄物処理計画」との整合性を確保しながら行う。

第3款 罹災証明書の発行

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。なお、市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局等を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

1 実施責任者

罹災証明書及び被災証明書は、市長が発行する。ただし、火災による場合は消防長が発行する。

2 証明の内容

罹災証明書及び被災証明書で証明する内容は、次のとおりとする。

□ 罹災証明書

災害により被害を受けた家屋について、災害対策基本法第90条の2の規定に基づき、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊及び一部半壊の区分により被害の程度を証明する。

法律の条文

災害対策基本法（第90条の2抜粋）

第90条の2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（第4項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定による調査に必要な限度で、その保有する被災者の住家に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

3 特別区の区長は、第一項の規定による調査のため必要があると認めるときは、都知事に対して、被災者の住家に関する情報の提供を求めることができる。

4 市町村長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、第一項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。



□ 罹災証明書の発行及び再調査

- ① 「罹災証明書」は、調査結果に基づき発行する。
- ② 被災者は、交付された罹災証明書の判定結果に不服がある場合又は第1次調査が物理的にできなかった住家の場合は、災害発生から3月以内の期間に限り再調査を申し出ることができる。なお、再調査の申出があった住家に対しては、担当班が迅速に再調査を実施し、調査後、判定結果を被災者へ連絡し、罹災証明書を交付する。

□ 未確認・期限切れの受付

市が調査確認できず、期限内に所定の手続きをしなかったものについては、原則として「罹災証明書」の交付は行わないが、提出書類により、災害の事実を確認することができ、申請の内容が正当と認められる場合に限って「罹災証明書」の交付を行う。

資料14-19 罹災証明書交付申請書

資料14-21 罹災証明書

□ 被災証明書の発行

被害程度の判定を必要としない住家（罹災証明書により証明するものを除く。）、非住家又は動産に被害が生じた場合、被害の届出を受理した証明として発行する。

資料14-20 被災証明書交付申請書

□ 罹災証明書及び被災証明書の交付場所等に関する広報

総務総括班は、市防災行政無線、広報車、マスコミ等を通じて罹災証明書及び被災証明書の交付場所や交付開始時期等の広報を行うものとする。

第4款 住宅の復旧

1 災害住宅融資

□ 災害復興住宅資金

市及び県は、被災地の滅失家屋の状況を調査し、沖縄振興開発金融公庫法（昭和47年法律第31号）に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、罹災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入促進を図るものとする。

なお、この場合、資金の融資が早急に行われるよう、市は罹災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努めるものとする。

□ 個人住宅（特別貸付）建設資金

市は、管内で地震による住宅の被害が発生した場合において、沖縄振興開発金融公庫に対して、個人住宅（特別貸付）建設資金の災害罹災者貸付制度の内容を罹災者に周知するよう要請する。

なお、市は、罹災者が借入を希望する際は、「罹災証明書」を交付するものとする。



2 災害公営住宅の建設

市及び県は、大規模な災害が発生し、住宅に多大な被害が生じた場合、低額所得者に賃貸するため国庫補助を受けて災害公営住宅を建設するものとする。

3 住宅供給

市は、必要な場合は、全壊家屋被災者を公営住宅に入居させる等の住宅確保を図る。災害公営住宅の建設や既存公営住宅の空室の活用を図る。また、公営住宅や民間賃貸住宅の空室を把握し、必要に応じて関係団体との協定を締結し、災害時の応急借上住宅として迅速に確保できるようにしておく。

第5款 被災者の生活支援

1 市災害見舞金の支給（市独自制度）

市は、豊見城市災害見舞金等支給要綱（令和6年豊見城市告示第95号）に基づき、被害を受けた市民等に対し、次の災害見舞金を支給する。

□ 弔慰金の支給

対象	災害により死亡した者について、その遺族に支給する。ただし、次項の災害弔慰金の支給対象となるものには、支給しない。
支給額	死亡した場合 50,000円（1人につき）

□ 見舞金の支給

対象	災害により治療期間が1か月以上の負傷をした者及び住家に被害を受けた者に対して支給する。ただし、次項の災害障害見舞金又は第8項の被災者生活再建支援金の支給対象となるものには、支給しない。	
支給額	治療期間が1か月以上の負傷の場合	1人につき20,000円
	住家全壊、全焼の場合	1人世帯 : 30,000円 2人以上世帯 : 50,000円
	住家半壊、半焼の場合	1人世帯 : 15,000円 2人以上世帯 : 25,000円
	床上浸水	1人世帯 : 10,000円 2人以上世帯 : 20,000円

資料1-5 豊見城市災害見舞金等支給要綱

2 災害弔慰金及び災害障害見舞金（法定制度）

□ 災害弔慰金の支給

沖縄県市町村総合事務組合は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受け取ることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円、その他の場合にあっては250万円である。



□ 災害障害見舞金の支給

沖縄県市町村総合事務組合は、災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給する。災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円、その他の場合にあつては125万円である。

資料1-4 沖縄県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する条例

3 生業資金の貸付

市等は、被災した生活困窮者等の再起のため、必要な事業資金その他の小額融資の貸付資金を確保するため、次の資金等の導入に努めるものとする。

□ 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金

沖縄県市町村総合事務組合は、災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく生活の再建に必要な資金を貸し付ける。

対象災害	県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害
貸付限度額	150万円～350万円
貸付原資負担	国（3分の2）、県（3分の1）

□ 生活福祉資金の貸付

社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度により、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸し付ける。

なお、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。

□ 母子寡婦福祉資金

市は、災害により被災した母子家庭及び寡婦に対して、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払猶予等の特別措置を講じる。

□ 生活福祉資金制度による各種貸付

市及び社会福祉協議会は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者及び要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付ける。

4 被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯又は母子世帯で災害により住宅を失い又は破損等のために居住することができなくなった場合、住宅を補修し又は非住宅を住家に改造する等のため資金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資するものとする。

- ① 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金
- ② 生活福祉資金の災害援護資金又は住宅資金
- ③ 母子寡婦福祉資金の住宅資金



5 災害義援金品の募集及び配分

□ 義援物資の受入れ

市は、県、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れ物資を明確にし、報道機関を通じて国民に公表する。

□ 義援金の受入れと配分

市、県、日本赤十字社各機関は、被害の状況を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定する。

義援金を確実、迅速、適切に募集・配分するため、県は、義援金配分委員会（以下この節において「委員会」という。）を設置する。委員会の構成機関は、県、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、県市長会、県町村会、沖縄タイムス、琉球新報、沖縄婦人連合会、その他県単位の各種団体の代表者により構成する。

市、県、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、その他各種団体は、義援金の受付窓口を設置し、直接義援金を受け付ける。義援金の受付状況について委員会に報告し、受け付けた義援金は委員会へ送金する。受領した義援金は、配分計画に基づき、速やかに被災市町村へ送金する。被災市町村は、委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。

6 租税の徴収猶予及び減免等

□ 市税

(1) 期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付し、若しくは納入することができないと認めるときは、当該期限の延長を行う。（豊見城市税条例（昭和47年豊見城村条例第59号）第18条の2）

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに、1年以内の延長を行う。（地方税法（昭和25年法律第226号）第15条）

(3) 減免

税目	減免の内容
個人の市民税（個人の県民税を含む。）	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。
軽自動車税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
国民健康保険税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。



□ 県税・国税

国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予並びに減免の措置を災害の状況により実施する。

□ 負担金等の減免

被災した市民や事業者の自立復興を支援するため、災害の状況に応じ次の対策を行う。

高齢者医療対象者に係る一部負担金の免除	被災者が保険医療機関等で医療を受けた際に支払う一部負担金について、法令等に基づく減免措置を行う。
国民健康保険被保険者に係る一部負担金の減免	被災者が保険医療機関等で医療を受けた際に支払う一部負担金について、法令等に基づく減免措置を行う。
福祉施設の費用負担の減免	福祉施設の入所等に係る費用負担の徴収に関し、被災者に対し法令等に基づき期限の延長及び減免の措置を行う。

□ 使用料等の減免

使用料等についても、被災した使用者の状況に応じて減免を実施する。

7 職業のあっせん

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、市及び県と連携して次の措置を講じる。

- ① 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- ② 公共職業安定所に出向いて行くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

8 被災者生活再建支援金

市及び県は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者に対し、生活再建支援金の支給手続きを行う。

原則として、市が発行した罹災証明書にて全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊と認定された世帯を対象とする。

市は、被災者からの申請を受け付け、取りまとめた上で県に提出し、県は、委託先の被災者生活再建支援人に申請を提出し、支給の決定及び交付等を行う。

9 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、市、県等はそれらの制度の普及促進に努める。



第3節 農漁業及び中小企業等への支援計画

この計画は、災害を受けた農漁業者及び中小企業者に対し災害復旧資金の融資を行い、応急復旧を図るものである。

災害時の被災農漁業者、中小企業者に対する融資対策は、次によるものとする。

1 農業者への融資対策

被災農業者に対しては、低利の資金を融資することによって、農業経営の維持安定を図ることを目的として、天災融資制度、沖縄振興開発金融公庫等の制度金融による救済制度が設けられている。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号。以下「天災融資法」という。）及び激甚災害法が適用されることになった場合は、天災資金の活用を推進する。

天災融資法等が適用されない場合は、農林漁業セーフティネット資金（災害資金）や農業近代化資金等の災害復旧事業を対象とした制度資金の活用を推進する。

2 林業者への融資対策

被害林業者等に対しては、天災融資法に基づく資金又は沖縄振興開発金融公庫資金の活用を指導するとともに、災害後の復旧資金として林道その他林業用共同利用施設資金（災害）等の長期低利の資金導入を円滑に進め早期復旧を指導推進する。

3 漁業者への融資対策

被害漁業者の施設（漁船・漁具）、漁獲物及び漁業用資材並びに漁業協同組合等の管理する共同利用施設又は在庫品に対する被害については天災融資法を適用し、災害復旧を容易ならしめ、被害漁業の経営の安定を図るよう推進する。

また、沖縄振興開発金融公庫の漁業基盤整備資金、漁船資金等を積極的に利用するとともに、系統金融の活用を図るよう指導推進する。

4 中小企業者への融資対策

災害時の被災中小企業者に対する融資対策について、市は、県などと連携して、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会等の協力を求めて、金融相談を行い、融資の指導、斡旋を行うものとする。



第4節 復興の基本方針等

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

1 復興計画の策定

市は、大規模な地震により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害において、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を策定し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

特に、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

また、市民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとし、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。また、併せて障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

2 がれき処理

市、県及び関係機関は、事前に作成した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて広域処理も含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、分別、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。また、環境汚染の未然防止又は市民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じるものとする。

3 防災まちづくり

市は、防災まちづくりに当たり、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾等の都市基盤施設及び防災安全区の整備、ライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震・不燃化及び耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。

また、復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）等を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに市民の合意を得るように努め、併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備にも努め、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

4 特定大規模災害時の復興方針等

大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号。以下「復興法」という。）に規定する特定大規模災害を受け、国の復興基本方針が定められた場合、市は必要に応じて県と共同して国の復興基本方針等に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。また、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足する場合は、復興法に基づき、関係地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する。



第3章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

1 南海トラフ地震防災対策推進計画の目的

平成25年12月に南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下この章において「法」という。）の施行を受け、内閣府の中央防災会議は、平成26年3月、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）」を公表した。この基本計画で「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定された自治体においては、所定の事項を定めた「南海トラフ地震防災対策推進計画」を策定することが義務付けられることとなった。

本計画は、法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を定め、本市における南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この推進計画に定めのない事項については、本編の関連する各章によるものとする。

[県内の南海トラフ地震防災対策推進地域の指定市町村]

（令和7年7月1日現在）

名護市、糸満市、**豊見城市**、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、東村、今帰仁村、与那原町、渡嘉敷村、座間味村、南大東村、北大東村、伊平屋村、八重瀬町、多良間村

法律の条文

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（第5条第2項抜粋）

第5条 （略）

- (1) 避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設その他南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等で政令で定めるものの整備に関する事項
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
- (3) 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- (4) 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項で政令で定めるもの

2 前項に規定する指定があったときは、災害対策基本法第21条に規定する地方防災会議等（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長）は同法第2条第10号に規定する地域防災計画において、（中略）前項各号に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。この場合において、市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長。以下同じ。）は、第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項を定めることができる。



2 計画の位置づけ等

本計画では、「何としても人命を守る」との観点を基本とし、南海トラフ巨大地震（M9クラス）及び同地震に伴う津波を想定する。計画内容は、今後の南海トラフ地震等に関する新たな知見、社会環境の変化、施設整備の進捗等を含め、必要に応じて適宜見直しを行うこととし、実効性のある計画となるよう努める。

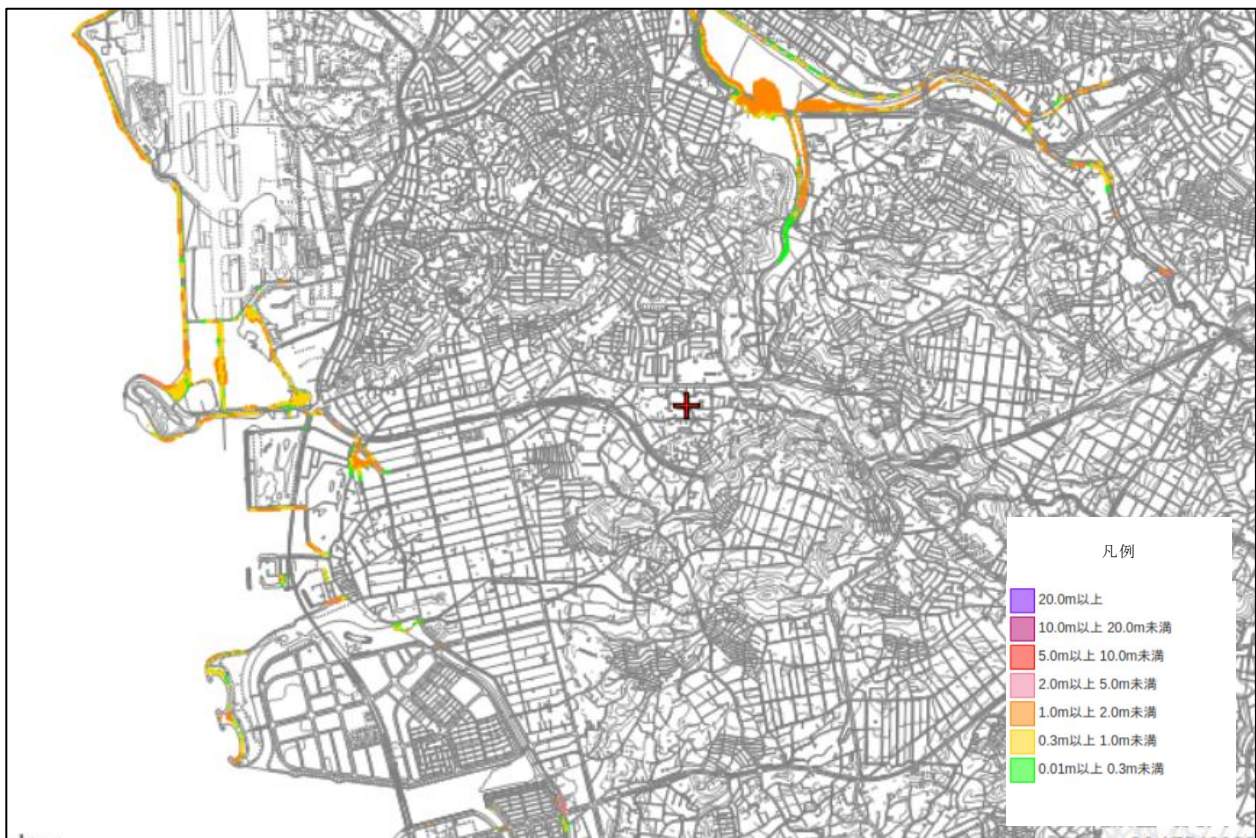
3 業務の大綱

南海トラフ地震の防災対策において、市、関係機関等の処理すべき業務の大綱は、前編第1章第5節「防災関係機関の処理する業務の大綱」に準ずるものとする。

4 南海トラフ巨大地震により想定される津波リスク

内閣府による南海トラフ巨大地震の被害想定では、本市では最短で129分後に津波到達（津波高さは1.0m）し、また、最大津波高は4.0mが想定されている。

被害想定は、次のとおりである。

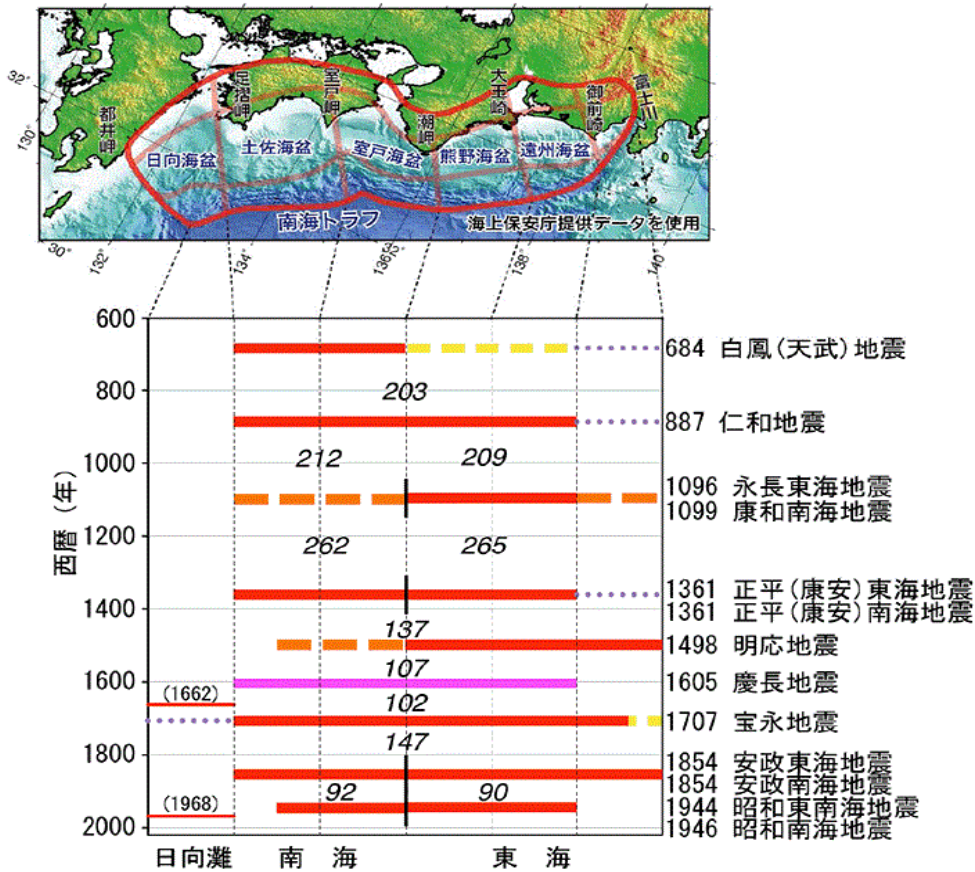


※沖縄県地図情報システムより

南海トラフ沿いでは、100年～150年程度の周期で大規模な地震（M8クラス）と大きな被害が発生している。南海トラフ巨大地震では、関東地方から九州地方の太平洋沿岸を中心として、広範囲で甚大な被害が発生し、本市でも津波による被害が発生するおそれがあることから、十分な注意が必要である。



過去に南海トラフで発生した地震の状況



出典：地震調査研究推進本部HP

5 南海トラフ地震に関連する情報

□ 情報の種類

南海トラフ地震に関連する情報は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて知らせるもので、次の2種類の情報名で発表される。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合又は調査を継続している場合 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） <p>※既に必要な防災対策がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります。</p>



□ 南海トラフ地震臨時情報のキーワード

南海トラフ地震臨時情報は、情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表される。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 <ol style="list-style-type: none"> ① 監視領域内（※1）でマグニチュード6.8以上（※2）の地震（※3）が発生 ② 1か所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と求められる変化を観測 ③ そのほか、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> 想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（※4）8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震（※3）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	<ul style="list-style-type: none"> 「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。



6 市災害対策本部等の設置等

□ 市災害対策本部等の設置

市長は、南海トラフ地震と判定されうる規模の地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、「災害警戒準備体制」「災害警戒本部」「災害対策本部」を設置するものとする。

また、災害の状況等により必要と認めるときは、災害対策本部等の事務の一部を行う組織として、「現地対策本部」を設置するものとする。

設置基準及び組織・所掌事務等については、第1章第1節「組織及び動員計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。

□ 災害対策の職員配置計画

災害対策への体制を迅速に整えるため、本部長等は、体制基準を参考に、直ちに配備の規模を指示する。

災害対策体制基準や動員方法等については、第1章第1節「組織及び動員計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。



第2節 地震発生時の応急対策等

1 津波警報等の伝達

市長は、気象庁の発表する津波警報・注意報によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は異常な海象を知った場合は、警察、市消防等に連絡するとともに、市防災行政無線や広報車を用い、沿岸部を中心とした津波による警戒が必要と想定される市民等に対し、海岸・河岸等から退避し、安全な場所に避難するよう避難指示を発令するものとする。

また、警察、市消防等の協力を得て、海岸・河岸等からの退避の広報とともに、潮位の監視等の警戒体制をとるものとする。

地震情報・津波警報等の伝達については、第1章第2節「地震情報・津波警報等の伝達計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。

2 災害状況等の収集・伝達

市域内に発生した被害の状況を迅速かつ的確に調査収集し、県（県への報告が困難な場合は国（総務省消防庁）に報告する。また、被害が甚大で、調査が困難な場合は、関係機関に応援を求める。

迅速な情報伝達等は時に重要であることから、市防災行政無線（固定系・移動系）の設置箇所数や端末局の増加、最新機器への更新、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の導入等、情報通信機器等の充実を推進する。

災害状況等の収集・伝達については、第1章第4節「災害状況等の収集・伝達計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。

3 避難計画

地震時の火災や余震等による二次災害から避難するための避難情報の提供、立退きの指示、及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護等を行う。津波避難場所及び避難所は、津波浸水想定区域外の安全な高台若しくは、高台に位置する公園等とする。津波到達時間内に避難が困難な場合は、最寄りの高い建物等に緊急避難をするものとする。

地震時及び津波時の避難については、第1章第8節「避難計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。

4 観光客・避難行動要支援者の対応

津波情報や避難指示の避難情報を、浸水想定区域内の観光施設に電話等により伝達する。津波の到達予想時間に余裕がある場合には、海岸・漁港等を巡回し、海水浴客、釣り人等の来遊者に高台等への避難を呼びかける。

また、避難行動要支援者の避難誘導や避難生活について支援を行うこととし、避難誘導等においては、地域住民、自主防災組織、民生委員等の支援者の協力を得て対応する。

観光客等の対策については、第1章第9節「観光客等対策計画」、同章第10節「要配慮者対策計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。



5 交通輸送

災害時の被災者、応急対策要員、応急対策物資等の緊急の輸送が円滑に行われるよう、交通の規制や交通施設の応急対策、緊急輸送等を行う。

交通輸送対策については、第1章第14節「交通輸送計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。

6 障害物の除去

災害時の震災がれき等について、日常生活に著しい障害を及ぼすものや倒壊住宅、道路関係障害物や河川・港湾関係障害物等について、除去を行う。

障害物除去対策については、第1章第22節「障害物の除去・震災廃棄物処理計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。

7 二次災害の防止

建築物の応急危険度判定や降雨等による水害・土砂災害の防止、高潮・波浪等の対策等、二次災害の発生防止対策を行う。

二次災害の防止対策については、第1章第24節「二次災害の防止計画」、同章第26節「危険物等災害応急対策計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。

8 公共施設・ライフラインの対応

災害時の道路、港湾・漁港施設やライフライン施設等について、応急対策を進める。

公共施設やライフライン等の応急対策については、第1章第31節「公共土木施設応急対策計画」、同章第32節「ライフライン等施設応急対策計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。



第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

1 建築物・構造物等の耐震化

地震時の被害の低減化に向け、「豊見城市耐震改修促進計画」に基づき、住宅等の耐震診断・耐震改修を推進するほか、津波への安全性確保の促進に努める。

また、市の公共施設のうち特定建築物及びその他重要な建築物については被災後の復旧活動の拠点となる施設等で耐震診断の必要性が高い建築物から順次、耐震診断及び耐震改修を進めていくものとする。

2 津波避難ビルの指定等

津波避難困難地域等、身近な高台等が少ない地域では、公共施設のほか、民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。

これらの指定や整備に当たっては、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さや構造、避難スペースが確保されるよう努める。

3 津波災害に備えた避難道路の整備

避難所又はこれに準ずる安全な場所への移動途上の安全確保を図るとともに、要配慮者にもわかりやすく、円滑に移動できるよう次の事項を行う。

- ① 沿道における耐震・耐火建築物の整備及び緑化促進
- ② 落下物・倒壊物等を防止するための安全対策
- ③ 誘導標識、誘導灯の設置
- ④ 避難路上のバリアフリー化

地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項は、前編第3章第2節「災害に強いまちづくり」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。

4 その他の防災施設等の整備

市は、南海トラフ地震発生時の応急対策を円滑に実施するために必要な次の施設の耐震性や機能性の強化を推進する。

- ① 消防施設、消防水利
- ② 病院、社会福祉施設
- ③ 緊急輸送道路・港湾・漁港
- ④ 非常通信施設・設備



第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1 津波からの防護

□ 津波防護施設

従来の津波、台風、高潮等を念頭にした海岸保全事業に加え、大規模な地震災害に備え、老朽海岸施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から耐震補強、老朽海岸施設の改修等を計画的に推進する。また、津波により海岸保全施設等が被災した場合でもその復旧を迅速に行うことができるように、あらかじめ対策をとるとともに、効果を十分発揮するよう適切に維持管理する。

津波防護施設については、前編第3章第2節「災害に強いまちづくり」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。

2 円滑な避難の確保

□ 被害状況の把握と伝達

津波に関する情報の収集・伝達対策の充実を図ることとし、警報等の収集及び津波危険予想区域にいる市民等への伝達体制の充実を図る。

特に、観光客や来遊者、避難行動要支援者等への伝達に留意する。

地震情報・津波警報等の収集・伝達等は、第1章第2節「地震情報・津波警報等の伝達計画」及び同章第8節「避難計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。

観光客等の対策については、第1章第9節「観光客等対策計画」及び同章第10節「要配慮者対策計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。

□ 津波避難計画の策定

市民等の円滑な避難に向けて、各種マニュアル・調査報告等を参考に、地域の実情に応じた津波避難計画を策定するよう努める。

津波避難計画については、第1章第5節「津波避難体制等の整備」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。

□ 南海トラフ地震防災対策計画の促進

市は、県と連携し、地震防災対策推進地域内で南海トラフ地震防災対策計画又は南海トラフ地震防災規程（以下「対策計画等」という。）の策定が義務付けられた一定の事業者に対し、対策計画等に基づく訓練、教育、広報等の実施を促進する。

また、対策計画等が未届出の事業者を把握し、必要に応じて届出の勧告等を行う。

□ 自主防災組織の育成支援

円滑な避難や避難所の運営等には、地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立することが重要であることから、地域住民等による自主防災組織の設置を積極的に推進し、その育成強化を図るものとする。

円滑な避難に向けた体制づくりについては、前編第3章第3節「災害に強い人づくり」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。



□ 避難場所及び避難所の運営・安全確保

避難体制の整備として、避難所の開設・運営や安全確保は、市、県、社会福祉施設、学校等の施設において、それぞれ確立していく。

津波避難所は、想定される浸水深以上の海拔高度を有する高台等とし、避難後も孤立せず、津波の状況に応じて更に安全な場所へ移動できる場所の指定を行う。

避難所の運営・安全確保等については、前編第3章第4節「災害応急対策活動の準備」及び第1章第8節「避難計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。

□ 普及啓発

市は、自らが調査あるいは保有している津波危険に関するデータや海拔表示等に係るガイドライン、海拔高度図等を市民等にわかりやすく公表し、津波危険に関する啓発を行う。

意識の普及啓発等については、前編第3章第5節「避難体制等の整備」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。

3 迅速な救助

被災者の救出は、市消防、市消防団等を主体とした救出班を編成し、県警察と協力して、救出に必要な器具を借り上げる等、情勢に応じた方法により実施する。

救出班の編成に向け、平時から相互協力のための検討を進める。また、必要器具の借り上げ等に向けた協定の締結等について検討する。

地震情報・津波警報等の収集・伝達等については、第1章第12節「救出計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。



第5節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策に係る措置は、次のとおりとする。

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第1章第2節「地震情報・津波警報等の伝達計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。

市は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合は、直ちに総務統括部長の指揮による災害対策準備体制をとるものとする。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合

□ 伝達、体制等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第1章第2節「地震情報・津波警報等の伝達計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。

市は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表した場合は、直ちに災害警戒本部を設置し、警戒体制をとるものとする。

□ 周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など市民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、第1章第5節「災害広報計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。

□ 災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備するものとする。

その収集体制は、第1章第4節「災害状況等の収集・伝達計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。

□ 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生し、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震。以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。

また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。



3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合

□ 伝達、体制等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第1章第2節「地震情報・津波警報等の伝達計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。

市は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した場合は、直ちに災害警戒本部を設置し、警戒体制をとるものとする。

□ 周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など市民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、第1章第5節「災害広報計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。

□ 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

□ 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、市民等に対し、日頃からの地震に備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。



第6節 関係者との連携協力の確保に関する事項

1 資機材、人員等の配備計画

災害発生後の迅速かつ適正な対応に向けて、所用の体制・必要な資機材等について、できるだけ早く確立する。

市における被害が甚大で、応急対策・対応が困難である場合、外部からの相互応援を行える体制を整える必要があることから、県の指導・助言を受けながら、市町村間の相互応援協力協定の締結や、民間団体等の連携体制の充実等を図る。

資機材・人員等の配備手配については、前編第3章第4節「災害応急対策活動の準備」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。

資料13 豊見城市災害時協定一覧

2 自衛隊の災害派遣

市長は、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、自衛隊災害派遣要請依頼書（資料編）に記載する事項を明らかにし、電話、無線等で知事（県消防防災対策課）に自衛隊の派遣要請を要求し、事後速やかに文書を提出する。

自衛隊の災害派遣については、第1章第6節「自衛隊災害派遣要請計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。

資料14-5 自衛隊災害派遣要請依頼書

3 物資の備蓄・調達

大規模な地震・津波発生時には物資等の調達が困難となることを想定し、十分な量の備蓄を行うほか、物資の性格、地震・津波の危険性、避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置等、効果的な体制を選定する。

市は、食料の備蓄の目安として市の人口の13.33%（※）を目標とし、備蓄倉庫等を含めた整備に努める。飲料水の備蓄については、食料の備蓄量を勘案した数量の整備に努める。

また、個人の備蓄や企業等との協定締結、広域支援体制の構築等を推進する。

物資の備蓄・調達については、前編第3章第4節「災害応急対策活動の準備」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。

※「沖縄県地震被害想定調査」（平成25年度）に基づき、市が最も影響を受ける「沖縄本島南東沖地震3連動」の避難者数7,635人を基に算定した。

7,635人／57,261人（調査時の国調人口）=13.33%

資料13 豊見城市災害時協定一覧



第7節 防災訓練に関する事項

前編第3章第3節第1款「防災訓練」に定めるところにより、防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚、技術の習得等を目的とした防災訓練を計画的に実施する。

1 総合防災訓練

市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携するとともに、要配慮者を含む多様な市民等の協力・参加を得て、南海トラフ地震を想定した防災訓練を定期的に適切な時期に実施する。訓練の方法等は、前編第3章第3節第1款「防災訓練」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性を踏まえて実施するものとする。

2 個別目標別の防災訓練

市は、必要に応じて、次のような個別の目標を設けた防災訓練を実施する。

- ① 地震・津波の発生時刻や規模について様々な条件設定を行い、初動体制の確立、通信連絡体制の確保、組織間の連携確保、被災現場への派遣等について行うテーマ別訓練
- ② 広域応援に際しての受入れ・応援派遣等に訓練
- ③ 傷病者等を念頭にした救出・医療訓練
- ④ 物資集配拠点における集配訓練
- ⑤ 民間企業・ボランティア等との連携訓練
- ⑥ 避難行動要支援者等の避難支援、外国人等の避難誘導訓練

3 防災訓練の評価等

訓練終了後に訓練の評価を行い、応急対策上の問題点や改善点等今後の課題を整理するとともに、必要に応じて体制等の改善を行い、次回以降の防災訓練はもとより、地域防災計画等の修正や防災対策の充実強化に反映させる。

また、防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。



第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

1 市職員等に対する教育

市は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、その果たすべき役割に応じて、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、部、課及び機関ごとに行うものとし、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育を推進するものとする。

その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

- ① 南海トラフ地震及び市内で被害が想定される地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ② 地震及び津波に関する一般的な知識
- ③ 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- ④ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑤ 職員等が果たすべき役割
- ⑥ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

2 市民等に対する教育・広報

市は、関係機関と協力して、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、浸水警戒区域、避難所、主要避難道路等を示す防災マップを適宜更新・整備し、周知を図るとともに、市民等に対する教育を実施する。

教育に当たっては、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、よりわかりやすい教育・広報に努め、地域の自助努力を促すことで地域防災力の向上を図ることに留意する。

特に、観光客や外国人等の現地の地理に不案内な来訪者を念頭に、看板等への絵文字表記（ピクトグラム）の活用や、ハザードマップや避難誘導標識等への外国語の併記、多言語や「やさしい日本語」での防災パンフレットの作成・配布等の防災知識の普及を図るものとする。

その内容は、次の事項を含むものとする。

- ① 南海トラフ地震及び市内で被害が想定される地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ② 地震及び津波に関する一般的な知識
- ③ 南海トラフ地震及び市内で被害が想定される地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- ④ 正確な情報の入手方法
- ⑤ 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容



